

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん  
**「障害者 総合福祉法」(仮称)の論点についての意見**  
 ぶんや ほう りねん もくてき はんい  
**(分野A 法の理念・目的・範囲)【その2】**

ぶんや ほう りねん もくてき はんい  
**(分野A 法の理念・目的・範囲)**

こうもく しえん さーびす せんたくけん ぜんてい じゅきゅうけん  
**< 項目 A-4 支援(サービス) 選択権 を前提とした 受給権 >**

ろんてん ちいき せいかつ けんり たんぽ さーびす せんたくけん ぜんてい  
**論点 A-4-1) 「地域で生活する権利」を担保していくために、サービス 選択権 を前提と**  
 した 受給権 が 必要 との意見があるが、これについてどう考えるか? …… P 2

ろんてん じょうやくだい じょう とくてい せいかつようしき ぎむづけられ  
**論点 A-4-2) 条約 第19条の「特定の生活様式を義務づけられないこと」をふま**  
 えた規定を盛り込むか、盛り込むとしたらどのように盛り込むか? …… P 13

ろんてん しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう くに ちほうこうきょう  
**論点 A-4-3) 障害者 の福祉支援(サービス) 提供 にかかると国ならびに地方 公共**  
 団体の役割をどう考えるか? …… P 24

こうもく ほう しゅびはんい  
**< 項目 A-5 法の守備範囲 >**

ろんてん そうごうふくしほう しゅびはんい かんがえる ふくし さーびす いがい いりょう  
**論点 A-5-1) 「総合福祉法」の守備範囲をどう考えるか? 福祉サービス以外の、医療、**  
 ろうどうぶんや こみゅにけーしょん また、しょうがいじ こうれいしゃ ぶんや きのおぶんたん せいど  
 労働分野、コミュニケーション、また、障害児、高齢者の分野との機能分担や(制度  
 たにま うま れんけい すいしんかいぎ ほうこうせい そつ かたち すずめて  
 の谷間を生まない) 連携について 推進会議の 方向性 に沿った 形 でどう進めていく  
 か? …… P 38

ろんてん しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう じどう  
**論点 A-5-2) 身体 障害者 福祉法、知的 障害者 福祉法、精神 保健 福祉法、児童**  
 ふくしほう そのた きそん ほうりつ ありかた ならびにそうごうふくしほう かんけい  
 福祉法、その他の既存の法律のあり方、並びに総合福祉法との関係についてどう  
 かんがえる  
 考えるか? …… P 56

こうもく そのた  
**< 項目 A-6 その他 >**

ろんてん ぶんや ほう りねん もくてき はんい そのた ろんてんおよびいけん  
**論点 A-6-1) 「分野A 法の理念・目的・範囲」についてのその他の 論点 及び意見**  
 …… P 69

ぶんや ほう りねん もくてき はんい  
(分野A 法の理念・目的・範囲)

こうもく しえん さーびす せんたくけん ぜんてい じゅきゅうけん  
< 項目 A-4 支援 (サービス) 選択権 を前提とした 受給権 >

ろんてん ちいき せいかつ けんり たんぽ さーびす せんたくけん ぜんてい  
論点 A-4-1) 「地域で生活する権利」を担保していくために、サービス 選択権 を前提と  
した 受給権 が必要 との意見があるが、これについてどう考えるか?

いざわいいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

しえん じゅきゅう にかんする けんり めいじ ひつよう かんじる  
支援の 受給 に関する権利を明示する 必要 は感じる。

りゆう  
○ 理由

せんたくけん あわせ こべつ けいかく できる しゅみ ひつよう しえん しゃかいしげん  
ただ、選択権 と併せ、個別の 計画 だてが出来る仕組みが 必要 だが、支援の 社会 資源  
が足りない 状況 の中でどこまで 強調 できるか疑問もある。

いしばしいん  
【石橋委員】

けつろん  
○ 結論

けんり しゅちよう いかがな  
「権利」ばかりを 主張 するのは如何なものか。  
きほんてきじんけん ほしょう けんぽう じゅんしゅ ほう どうぜん さーびす せんたくけん  
基本的 人権 が保障 され、憲法 を 順守 する法であれば、当然 サービス 選択権 は  
じぜん そんざい  
事前に 存在 する。

りゆう  
○ 理由

さーびす せんたくけん じゅきゅうけん しえん さーびす しゃかい こうちく どうじしゃ  
サービス 選択権 や 受給権 は、支援 (サービス) が 社会 に 構築 され、当事者の  
ニーズを把握できる 相談 体制 の 確立 が 前提 です。

うじたいいん  
【氏田委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ じりつしえんほう しょうがいていどくぶん うける さーびす  
障害者 自立 支援法 では 障害 程度 区分により受けることのできるサービスが  
げんてい じゅきゅうけん ひつよう おもう あたらしいほうりつ ほんにんしゅたい ほうりつ  
限定 されているので「受給権」が 必要 と思うが、新しい 法律 が 本人 主体 の 法律  
になった とき 「受給権」という 文言 が 適切 か 検討 する 必要 がある。

りゆう  
○ 理由

のーまらいぜーしょん かんがえかた しょうがいしゃ しょうがい ひつよう  
ノーマライゼーションの 考え方 でいえば、障害者 は、障害 があるために 必要  
とくべつ えんじょ もとめる けんり ゆうする じゅきゅう きゅうふ うける  
な 特別な 援助 を求める権利を有する。 受給 は、給付 を受けるということでは、  
じゅどうてき けんり しゅたい もんごん おもわ ほんにん さーびす せんたくけん  
受動的 で「権利の 主体」にふさわしい 文言 と思わない。本人 のサービス 選択権 と  
せんたく さーびす ごうりてきはいりよ ほしょう じゅきゅうけん もんごん  
選択 したサービスは合理的 配慮 のもとに 保障 されることを「受給権」という 文言

でなく明記すべきである。

### 【大久保委員】

#### ○ 結論

受給権を明記することは難しいと考える。

#### ○ 理由

受給権を明記した場合、個々人によって異なるニーズに対して、サービスの種類やサービスの支給量の確保が求められることになる。現実のサービス基盤の整備状況や財政規律、客観的かつ公平な支給決定などを考えた場合、受給権の明記は困難と考える。

### 【大濱委員】

#### ○ 結論

明記すべき。

地域生活における必要な介護制度の保障、住宅保障を含めて、行政責任で担保することも明記すべき。

重度の障害者がホームヘルプサービスを希望しているのに、単価の安い集団介護(デイサービスや通所・ショートステイ)を事実上強要する事例が多く見られる。

こういう強要がされないようにすべき。

#### ○ 理由

必要な人に対しては、長時間の介護の保障がされるべきであり、同時に地域で暮らすためには住宅の確保(行政による賃貸契約の保証人代行サービスなど)もされる必要がある。

### 【岡部委員】

#### ○ 結論

受給権には24時間の見守り支援を含むサービスの選択権が前提とされるべきである。(論点A-3-2を参照のこと)

#### ○ 理由

「他の者との平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利」(条約第19条)を担保するためにはそのために必要なサービスの選択の自由も

かくほ  
確保されなくてはならない。

おざわいいん  
【小澤委員】

けつろん  
○ 結論

- ・ 質問の理解がむずかしい。
- ・ 改正・ 障害者 基本法と、予定・ 障害者 差別禁止法の2つの法に明記すればよいと思う。

おだじまいいん  
【小田島委員】

けつろん  
○ 結論

施設から出てきたときに、必要なお金を、国や市役所が出すようにする。

りゆう  
○ 理由

施設から出てきても、お金がないと地域で暮らせないから。

おの いいん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

受給権のみではなく、請求権を前提とした制度とすべき。その際にも、障害程度区分の廃止が必要になる。

りゆう  
○ 理由

受給権のみだと、本人の権利としての性格付けが弱い。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○ 結論

個別性があることを前提として、基本的には支援選択権による受給権があるべきながら、個人によっては選択には際限がないことや、支援の社会的整備の未成熟などによって提供できない限界も考えられることから、一定の受給の制限が起りうると思う。

りゆう  
○ 理由

いつの時代にも、社会の情勢に応じて支援の具体的内容は制度としても変化することが予測される。基本的には最低生活の保障を基準として支援の内容を常に最低生活を満たすものとして作る必要がある。病院・施設などでの生活も否定さ

れるべきではなく、<sup>せいめい いじ けいぞく</sup>生命の維持継続などに関しては、<sup>にかんして</sup>現状ではどの地域でも<sup>げんじょう</sup>生活<sup>ちいき</sup>可能<sup>せいかつ</sup>とはいえない。<sup>かのう</sup>努力<sup>どりよくもくひょう</sup>目標<sup>しえんせいび</sup>としての支援整備は<sup>しょうらい</sup>将来<sup>むけて</sup>に向けての課題<sup>かだい</sup>であることから、<sup>せんたくけん</sup>選択権<sup>じゅきゅうけん</sup>＝<sup>かんがえる</sup>受給権<sup>かんがえる</sup>とはなりえないと考える。

かわさき よう いいん  
【川崎（洋）委員】

けつろん  
○ 結論

<sup>きほんてき</sup>基本的には<sup>さんせい</sup>賛成であるが、<sup>さーびす</sup>サービスの<sup>せんたく</sup>選択に<sup>あたっ</sup>当たっては、<sup>せんたく</sup>選択できる<sup>さーびす</sup>サービスが<sup>じゅうぶん</sup>十分に<sup>ようい</sup>用意され、<sup>じぶん</sup>自分<sup>えらべる</sup>に<sup>けんり</sup>あっているものを<sup>せんたくけん</sup>選べる権利が<sup>じゅきゅうけん</sup>選択権<sup>かんがえる</sup>である。受給権<sup>かんがえる</sup>に<sup>かんけい</sup>関係する<sup>てちょうせいど</sup>手帳制度<sup>みなおし</sup>の見直しも<sup>ひつよう</sup>必要<sup>かんがえる</sup>になると考える。

りゆう  
○ 理由

<sup>さーびす</sup>サービスの<sup>せんたくけん</sup>選択権<sup>じゅうぶん</sup>は<sup>じょうほう</sup>十分な<sup>せつめい</sup>情報<sup>りかい</sup>の説明<sup>しえん</sup>とそれを<sup>うけた</sup>理解<sup>うえ</sup>する支援<sup>はんだん</sup>を受けた上で<sup>しんせいしゅぎ</sup>判断<sup>なんのせつめい</sup>すべきことである。申請<sup>しんせい</sup>主義<sup>じゅきゅうけん</sup>で何<sup>つねにじょうほう</sup>の説明<sup>あたえられ</sup>もなく、「申請<sup>りようしゃ</sup>がないから<sup>ひつよう</sup>受給権<sup>さーびす</sup>なし」とならないように、常に<sup>せんたく</sup>情報<sup>じゅきゅう</sup>を与えられながら、利用者<sup>かんがえる</sup>にとって必要<sup>かんがえる</sup>なサービス<sup>かんがえる</sup>を選択<sup>かんがえる</sup>し、受給<sup>かんがえる</sup>できるようにすべきである。

きたうらいん  
【北浦委員】

けつろん  
○ 結論

<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>じこ</sup>が、<sup>せいかつ</sup>自己<sup>ば</sup>の<sup>みずから</sup>生活<sup>せんたく</sup>の場<sup>けつてい</sup>を<sup>とうぜん</sup>自らの<sup>けんり</sup>選択<sup>けんり</sup>により<sup>けんり</sup>決定<sup>けんり</sup>することは<sup>けんり</sup>当然<sup>けんり</sup>の権利<sup>けんり</sup>であり、<sup>ひつよう</sup>そのために<sup>さーびす</sup>必要<sup>きばん</sup>なサービス<sup>せいど</sup>基盤<sup>たよう</sup>・制度<sup>こうちく</sup>が多様<sup>こうちく</sup>に<sup>こうちく</sup>構築<sup>こうちく</sup>されなければならない。

りゆう  
○ 理由

<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>みずから</sup>が、<sup>ひつよう</sup>自らの<sup>おうじて</sup>必要<sup>きゅうふ</sup>に応じて、<sup>しんせい</sup>給付<sup>けんり</sup>を<sup>けんり</sup>申請<sup>けんり</sup>する権利<sup>けんり</sup>があるが、<sup>さーびす</sup>サービス<sup>けんり</sup>受給権<sup>けんり</sup>があっても、<sup>きゅうふ</sup>給付<sup>うけられる</sup>が<sup>さーびす</sup>受けられる<sup>きばん</sup>サービス<sup>うける</sup>基盤<sup>うける</sup>がなければ<sup>うける</sup>受ける<sup>うける</sup>ことができない。

きたのいいん  
【北野委員】

けつろん  
○ 結論

<sup>しえん</sup>「支援<sup>じゅきゅうけん</sup>の受給権<sup>しえん</sup>」「支援<sup>せんたくけん</sup>の選択権<sup>ひつよう</sup>」ともに<sup>ふかけつ</sup>必要<sup>ふかけつ</sup>不可<sup>ふかけつ</sup>欠<sup>ふかけつ</sup>である。

りゆう  
○ 理由

<sup>にちじょうせいかつ</sup>「その<sup>わかれ</sup>日常<sup>つかい</sup>生活<sup>とう</sup>で、<sup>じょうきょう</sup>分かりづらい・やりにくい・使いにくい等の<sup>じょうきょう</sup>状況<sup>じょうきょう</sup>のある<sup>じょうきょう</sup>すべての<sup>しめん</sup>市民<sup>みずから</sup>が、<sup>えらびとつ</sup>自ら<sup>た</sup>選<sup>しめん</sup>びとつた<sup>どうよう</sup>他の<sup>やくわり</sup>市民<sup>しゃかい</sup>と同様<sup>さんかく</sup>の<sup>けんり</sup>役割<sup>けんり</sup>や<sup>けんり</sup>社会<sup>けんり</sup>参加<sup>けんり</sup>・<sup>けんり</sup>参画<sup>けんり</sup>する<sup>けんり</sup>権利<sup>けんり</sup>を<sup>けんり</sup>行使<sup>けんり</sup>するため」には、<sup>ひつよう</sup>「必要<sup>しえん</sup>な<sup>ごうりてきはいりよ</sup>支援<sup>けんり</sup>や<sup>けんり</sup>合理的<sup>けんり</sup>配慮<sup>けんり</sup>を<sup>けんり</sup>権利<sup>けんり</sup>づけ」なければならない。

そのさい ひつよう しえん じゅきゆうけん どうぜん みずから えらびとつ  
その際、必要な「支援の受給権」は、当然のことであるが、それが「自ら選びとつ  
しみんせいかつ せいりつ しえん せんたくけん ひつよう ふかけつ  
た市民生活」として成立するためには、「支援の選択権」もまた必要不可欠である。

きみづかいいん  
【君塚 委員】

けつろん  
○ 結論

ようけんとう  
要検討

りゆう  
○ 理由

しゃかいしげん じぎょうしゃがわ あんてい かんけい せいり かいぜん なくし え  
社会資源、事業者側の安定などが関係するので、その整理・改善無くしては絵  
えが いもち おわる しんばい かぎり しげん にーず うおんず  
に描いた餅に終わる心配がある。限られた資源において、ニーズとウオonz (wants)  
とが、交錯して、一定の上限や内容をきめる区分が必要である。重度な方を  
こうさく いってい じょうげん ないよう くぶん ひつよう じゅうど かた  
排除しないような、そして声の大きな人の一人勝ちと成らないような仕組みが不可欠  
はいじよ こえ おおきなひと ひとり がち なら しくみ ふかけつ  
である。

さいとういいん  
【齋藤 委員】

けつろん  
○ 結論

ちいき せいかつ けんり ほしょう ちいきせいかつ さーびす  
地域で生活する権利を保障していくためには地域生活するためのサービスの  
じゅきゆうけん みとめられ さーびす いっぱん せんたくけん ぜんてい  
受給権が認められなければならない。しかし、サービス一般の選択権を前提とす  
る じゅきゆうけん さーびす ほしょう  
受給権としてしまうとどんなサービスでもこれを保障しなければいけないこと  
になってしまう。

しみずいいん  
【清水 委員】

けつろん  
○ 結論

どうい  
同意

りゆう  
○ 理由

じぶん じぶん いきる じぶん ほんざい もとづい ひつよう しえん える  
自分が自分として生きるために、自分の存在のねうちに基づいて、必要な支援を得る  
けんり めいかく ひとりひとり こべつてき  
権利を明確にすべき。それは、一人ひとりの（個別的な）ものであるから。

たけばたいいん  
【竹端 委員】

けつろん  
○ 結論

ひつよう さーびす えらぶけんり ひつよう さーびす うける けんり とくにひつよう  
必要なサービスを選ぶ権利と、必要なサービスを受ける権利のふたつは特に必要で  
す。

りゆう  
○理由

いま けんり まもる ほう かか おもい  
今までふたつの権利を守るとは法のなかに書かれていませんでした。だから、重い  
しょうがい ちいき りゆう ちいき しせつ  
障害があるから、〇〇だから、という理由をつけ、地域でのくらしをあきらめ、施設や  
びょういん いわ  
病院でくらすしかない、と言われてきました。これはさべつです。このさべつをやめ  
ちいき あたりまえ ほか ひと びょうどう うえ ひつよう  
るためには、地域であたり前（他の人との平等）のくらしをする上で、必要な  
さーびす えらぶけんり ひつよう さーびす うける けんり ほう ほしょう  
サービスを選ぶ権利と、必要なサービスを受ける権利のふたつを法で保じようすべきで  
す。

たなか のぶ いいん  
【田中（伸）委員】

けつろん  
○結論

しょうがいしゃ きほんてきじんけん しゅたい ゆうするけんりじゆう こうし ひつよう  
障害者が基本的 人権の主体として、その有する権利自由を行使するために必要  
しえん うける けんり けんぼう しょきてい こんきよ けんり みとめられる  
な「支援を受ける権利」は、憲法の諸規定を根拠とする権利として認められるべきで  
ある。なお、「受給権」という用語については、しょうがいしゃ けいやく しゅたい  
じゅきゅうけん ようご しょうがいしゃ けいやく しゅたい  
は人権の主体と捉える新法において、適切な用語といえるのか、検討する必要が  
ある。

りゆう  
○理由

しょうがいしゃ ちいき せいかつ けんり じっしつてき ほしょう しょうがいしゃ  
障害者に「地域で生活する権利」が実質的に保障されるためには、障害者が  
みずからせんたく しえん うける けんり ほしょう ひつよう  
自ら選択した支援を受けることが「権利」として保障されることが必要である。そ  
して、この「権利」が憲法の諸規定により支えられたものであることを明確にしてお  
くことが、ざいせいてきじょう しえん ふそうとう さくげん ぼうし  
くことが、財政的 事情により支援が不相当に削減されることを防止するとともに、  
ちいきかんかくさ かいしょう けいき かんがえられる  
地域間格差を解消するための契機にもなると考えられる。

たなか まさ いいん  
【田中（正）委員】

けつろん  
○結論

じゅきゅうけん めいき かんきょうせいび きばんせいび ざいげんかくほ ひつよう げんじょう  
受給権を明記するには、環境整備(基盤整備と財源確保)が必要なたため、現状  
むずかしい  
では難しい。

りゆう  
○理由

げんじつ さーびす きばん せいびじょうきょう ざいせいきりつ きやつかんてき こうへい しきゅうけつてい  
現実のサービス基盤の整備 状況 や 財政規律、客観的 かつ 公平な支給 決定  
かんがえたばあい げんじょう こんなん  
などを考えた場合、現状では困難である。

なかにしいいん  
【中西 委員】

けつろん  
○ 結論

サービス 選択権 を前提とした 受給権 を認めることは、総合 福祉法 の中で  
実現 すべきである。障害者 基本法 の中にもサービスの 受給権 を明記し、さらに  
差別 禁止法 を制定 し 介助 を受けて 地域 で暮らす 権利 を謳うべきである。

りゆう  
○ 理由

障害者 自立 支援法 の 欠陥 はサービスの 受給 の権利 が 明確 でなかったため 国庫  
負担 基準 が設けられた点にある。今後このようなことが起こらないためにもサービス  
受給権 を法律 上、総合 福祉法 の中では明記する 必要 がある。

なかはらいいん  
【中原 委員】

けつろん  
○ 結論

選択権 を前提とした 受給権 を担保するには、本人 の望むサービスを 選択 する  
ことが可能となるよう、十分 な基盤整備が 必要 である。

りゆう  
○ 理由

サービスを 選択 し利用する権利があっても、利用できるサービスがなければ意味をな  
さない。サービスの基盤整備と利用するための仕組みづくりが 大切 である。

なら ざきいん  
【奈良崎 委員】

けつろん  
○ 結論

福祉サービス 情報 を流すことが 大切

りゆう  
○ 理由

テレビやラジオや 新聞 などに載せること 大切

にしたきいん  
【西滝 委員】

けつろん  
○ 結論

サービス 選択権 は 聴覚 のみの 障害者 にとっては特に 必要 とはしない。手話  
通訳者 の設置や派遣が 社会 制度としておこなわれている 現在、固有の手話 通訳  
サービスの 選択権 はかえって 混乱 や手話 通訳 事業 の 発展 への 弊害 を招くことに  
なる。

りゆう  
○ 理由



「いつでもどこでもどんなときでも」派遣できる手話通訳制度を求めている。そのために「ポストの数ほどの手話通訳者」を養成してきた。今後も聴覚障害者のためのみならず、手話通訳を必要とする国民全体のためのコミュニケーション保障制度を目指したい。

のほらいいん  
【野原委員】

けつろん  
○ 結論

しゃかいてき きばんせいび せんたくけんたんぼ じゅうよう ぜんてい  
社会的な基盤整備は、選択権担保の重要な前提である。

りゆう  
○ 理由

いりょう りょうようびょうしょう せいび びあ かうんせりんぐ ふくめた そうだんしえん けいざいてきじりつ  
医療、療養病床の整備、ピアカウンセリングを含めた相談支援、経済的自立  
しえん しゃかいてき さぼーと ごうりてき はいりよ さーびす せんたくけん たんぼ  
支援などの社会的なサポート、合理的な配慮はサービスの選択権を担保する  
じゅうよう きばん  
重要な基盤である。

ひがしがわいいん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ けんり ひと しえん うける けんり どうぜんひつよう  
障害者を「権利をもつ人」とするならば、支援を受ける権利は、当然必要であ  
る。また、自己決定や自己決定をするための支援を考えに入れた相談のしくみが  
じこ けつてい じこ けつてい しえん かんがえ いたた そうだん  
必要であり、そこにピアサポートやセルフマネジメント（同じ障害を持つ仲間同士の  
ひつよう びあ さぼーと せるふ まねじめんと おなじしょうがい もつ なかまどうし  
支援や評価。判定）を位置づけることも必ず大切である。

りゆう  
○ 理由

えらぶけんり けんり ほしょう いえない すん  
選ぶ権利がなければ、権利が保障されているとは言えない。そのためにも、住んでい  
る地域による差を生み出さないような仕組みが必要である。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

さーびす せんたくけん ほしょう じぶん にーど 知る  
サービス選択権を保障するためには、「自分にはどんなニーズがあるかを知る」「そ  
のためどんな解決方法があるのかを理解する」「サービスを利用しようという意欲  
もてる もんだい かいけつ いう いよく もてる  
を持てる（問題を解決しようと言う意欲を持てる）」「どうやってサービスを利用  
できる せいど あくせす できる ほしょう せんたくけん じっこうか  
出来るか制度にアクセス出来る」ということが保障されなければ、選択権は実効化さ  
れないと思える。

りゆう  
○ 理由

ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ばあい じぶん ようえんごじょうたい  
知的 障害者 や精神 障害者 の場合、そもそも自分が要援護 状態 にあることを  
じかく てきせつ りかい はから  
自覚していなかったり、適切 な理解が図られないこともしばしばある。また、ひどい  
じょうきょう ほうち さーびす りよう いよく そうしつ すくなく さーびす  
状況 に放置され、サービス利用の意欲を喪失 していることも少なくない。サービス  
せんたく だいじ まえ しょうがい えんばわめんと せいど あくせす しえん  
選択 も大事が、その前に 障害 をエンパワメントし、制度にアクセスする支援がなけ  
ればならない。

#### ふくいいいん 【福井委員】

##### けつろん ○ 結論

ちいき せいかつ けんり たんぽ さーびす せんたくけん ぜんてい じゆきゆうけん  
「地域で生活 する権利」を担保するため、サービス 選択権 を前提 とした 受給権  
ひつよう どうぜん けんり  
の必要 は、当然 の権利である。

##### りゆう ○ 理由

ぜんてい げんじょう しゃかいしげん とぼしさ きゅうそく こくふく かくだん こうてき  
前提 として、現状 の社会 資源の乏しさを 急速 に克服 していく、格段 の公的  
どりよく のぞま どうじ しょうがいしゃ にたいする さべつ むりかい なくし  
努力 が望まれる。と同時に、障害者 に対する差別、無理解を無くしていくための  
きょういく ふきゆう よろん こうちく ひつよう ろん  
教育 の普及、世論の構築 が必要 であることは、論をまたないところである。

#### ふじおかいいん 【藤岡委員】

##### けつろん ○ 結論

とうじしゃ しえんせんたくけん じょうぶん めいき  
当事者に支援 選択権 のあることを 条文 で明記すべき。

##### りゆう ○ 理由

しえんせいきゆうけん こんきよ けんぼうだい じょう じこ けっていけん とうじしゃ せんたくけん  
支援 請求権 が根拠 は憲法 第 13 条 の自己 決定権 であり、当事者に 選択権  
こんぽん  
があることが根本 だから。

ざいたくしえん もとめるとうじしゃ こうけんりよく しゅうようせつ にゅうしょ せんたく けんげん  
在宅 支援を求める当事者に 公権力 が収容 施設での 入所 を選択 する権限 は  
げんりてき  
原理的にない。

にもかかわらず じょうぶん めいき ふじょうり よくし  
にも関わらず、それを 条文 で明記しなければ、そのような不条理 が抑止できないか  
ら。

#### ますだいいん 【増田委員】

##### けつろん ○ 結論

ちいき なか たよう せんたく しゃかいしげん しえん しすてむ ちいきかくさ ようい  
地域の中に多様で 選択 できる 社会 資源や支援システムが、地域格差なく用意されて  
ひつよう なか しえん うけながら せんたく しくみ ていねい こうちく  
いく 必要 がある。その中で支援を受けながら 選択 できる仕組みも丁寧 に構築 してい  
く。

りゆう  
○理由

しょうがいでどくぶん しくみ ひつよう しえん せいげん ひつよう しえん  
障害 程度区分の仕組みなどで 必要 な支援が 制限 されたり、 必要 な支援が  
うけられないような じょうきょう かいぜん きんきゅう かだい きばんせいび  
受けられないような 状況 を改善 することが 緊急 の課題である。 そうした基盤整備  
なか せんたく けんり しえん うける けんり こうし  
の中で 選択 する権利や支援を受ける権利が行使できる。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○結論

ちいき さーびす せんたく かのう さーびす きばん せいび  
いかなる地域にあっても、サービスの 選択 を可能とするためのサービスの基盤の整備  
さーびす じぎょうしょ りょう しつ うんえいじょうけん かくほ ひつよう さーびす  
(サービス 事業所 の量と質、運営 条件 の確保)と、 必要 だけのサービスを  
じゅきゅう ざいせいきばん ふかけつ  
受給 できるような 財政 基盤づくりが不可欠である。

りゆう  
○理由

げんじょう ちいきせいかつしえん さーびす きばんせいび きわめてふじゅうぶん さーびす  
現状 で、地域 生活 支援サービスの基盤整備は極めて 不十分 なうえに、サービスの  
しきゅうりょうせいげん  
支給量 制限 がある。  
けんり じゅきゅうけん せんたくけん しめさ だれ しえん めにゆー せんたくし  
権利 ( 受給権 や 選択権 ) が示されても、誰が、どのように支援メニュー ( 選択枝 )  
じゅんぴ もんだい せいかつ えがけない げんじょう ざいげん みあわせ かのう きばんせいび  
を準備 するのが問題。生活 が描けない 現状 と 財源 を見合わせ、可能な基盤整備  
いそぐ かんがえる  
を急ぐべきであると考えため。

みつますいん  
【光増委員】

けつろん  
○結論

ひつようせい どうい ちいき しちょうそん こういき しちょうそん しや  
必要性 は同意する。しかし地域は 市町村 だけでなく 広域 の 市町村 も視野に  
いれる  
入れるべきでないか

りゆう  
○理由

ちいき えらべる しげん ふくし さーびす ていきょう えらべる さーびす  
地域では選べる資源や福祉サービスの 提供 がないところがある。選べるサービスが  
ばあい こういき しちょうそん さーびす せんたく りょう せいど  
ない場合に 広域 の 市町村 でサービスが 選択 でき利用できるような制度にすべきでな  
いか

もりいん  
【森委員】

けつろん  
○結論

ひつよう いけん さんどう  
必要 という意見について 賛同 する。

りゆう  
○理由

ちいき せいかつ けんり たんぼ さーびす せんたくけん ぜんてい じゅきゅうけん  
地域で 生活 する権利を担保するためには、サービス 選択権 を前提 とした 受給権

ひつす  
は必須のことである。また、サービスの<sup>さーびす</sup>選択肢の<sup>せんたくし</sup>幅を<sup>はば</sup>広げることは、<sup>だれ</sup>誰もが<sup>くらし</sup>暮らしやすい<sup>しゃかいじつげん</sup>社会<sup>じゅうよう</sup>実現のためにも<sup>じゅうよう</sup>重要である。

やまもといいん  
【山本 委員】

けつろん  
○ 結論

ひつよう  
必要である

りゆう  
○ 理由

せんたくし ひじょうにかぎら なか しせつ せいしんびょういん くらさ えない じったい  
選択肢が非常に限られた中で、施設や精神 病院 で暮らさざるを得ない実態があ  
り、また<sup>たいいんじょうけん</sup>退院 条件 として<sup>ぐるーぷ</sup>グループホームや<sup>けあ</sup>ケアホームに入り、<sup>ほーむ</sup>日中 <sup>はいり</sup>活動 も<sup>きょうせい</sup>強制  
される例があり、<sup>れい</sup>選択権 は<sup>じゅうよう</sup>重要 である。

ろんてん  
**論点 A-4-2)** じょうやくだい じょう とくてい せいかつようしき ぎむづけられ  
条約 第19条の「特定の生活様式を義務づけられないこと」をふま  
きてい もりこむ もりこむ もりこむ  
えた規定を盛り込むか、盛り込むとしたらどのように盛り込むか？

あらいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき じりつ せいかつ  
3-2における「すべての 障害者 が、自ら 選択 した地域において自立した生活 を  
いとなむけんり ぎろん ほうがん ぎろん  
営む 権利」の議論に 包含 して、議論してはどうか。

りゆう  
○ 理由

とくてい せいかつようしき ぎむづけられ りねんきてい ろんてん  
2) 「特定の生活様式を義務づけられないこと」は、3 2)の理念規定で 論点 と  
ちょうふく  
重複 するのではないか。

いざわいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

ひょうげん おもいうかば ねんれいそうおう ぐらし じつげん  
表現 はすぐには思い浮かばないが、「(年齢 相応 の)あたりまえの暮らしの 実現」  
ようそ もりこむ  
を要素として盛り込む。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ とくべつ せいかつようしき おしつけ せいしんかびょういん  
障がい者 というだけで 特別 の生活様式の押し付けはNG。精神科 病院 での  
りょうよう な とくしゅ せいかつ きょうよう  
療養 という名の 特殊 な生活の 強要 は、やはりあってはならない。

いしばしいん  
【石橋委員】

けつろん  
○ 結論

ぎむ どりよく ほうこうせい しめす  
「義務」ではなく「努力する」方向性を示すにとどめる。

りゆう  
○ 理由

せいかつようしき ひと かたち こと げんじつ  
生活様式は、人それぞれで形にはめる事ができないのが現実である。  
もんだい せんたくし  
問題は選択肢がないことである。

せいかつようしき ていぎ ひつよう しせつ そうてい  
また、生活様式の定義が必要。おそらく施設を想定されたものであろうが、それ  
めいかく きさい  
ならば明確にそのように記載されるべきではないか。

しせつ せいかつ せんたく けんり ふまえれ せんたくけん ほしょう  
なお、施設での生活を選択する権利もあることを踏まえれば、選択権で保障でき  
かんがえる  
ると考える。

うじたいいん  
【氏田委員】

けつろん  
○ 結論

じょうやく だいじゅうじょう の「どこで誰と生活するかを せんたく する機会を有すること並びに  
とくてい せいかつせつ せいかつ ぎむ おわ きほん かんがえる ろんてん  
特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」を基本として考えるなら、論点  
A-3-2 のところで述べたように、「しょうがいしゃ じぶん いし ちいきせいかつ ちいきせいかつ  
のスタイルを せんたく できる権利」を明記する。

りゆう  
○ 理由

たしや けつてい したがわ えない じょうきょう けんりしんがい あたる  
他者の決定に従わざるを得ない状況は権利侵害に当たる。  
みづから せんたく ぜんてい ちいき せいかつ けんり しんぼう たんぽ  
自らの選択を前提とした「地域で生活をする権利」を新法では担保すべきであ  
る。  
なお せんたくし すくなく かぎら げんじょう せんたくし かのう はんい  
尚、選択肢が少なく限られているという現状があるので「選択肢を可能な範囲で  
じゅんぴ もとめる できる けんり ほしょう ひつよう  
準備することを求めることができる」という権利が保障される必要がある。

おおくほいいん  
【大久保委員】

けつろん  
○ 結論

とくてい せいかつようしき ぎむづけられ きてい もりこむ  
「特定の生活様式を義務づけられないこと」をそのまま規定に盛り込むことは  
ふてきとう かんがえる けんりじょうやく だれ せいかつ せんたく みづから  
不適当と考える。権利条約の「どこで誰と生活するかを選択する」という「自ら  
の せんたく きほん しゅし はんえい かんがえる  
選択」を基本とすることによってその主旨を反映できるものとする。

りゆう  
○ 理由

とくてい せいかつようしき ぎむづけられ かいしゃく  
「特定の生活様式を義務づけられないこと」については、その解釈についての  
ぎろん ふじゅうぶん きてい もりこむ もんごん なんかい  
議論が不十分であるとともに、そのまま規定に盛り込む文言としても難解であると  
かんがえる けんりじょうやく だれ せいかつ せんたく みづから  
考える。また、権利条約の「どこで誰と生活するかを選択する」という「自らの  
せんたく きほん しゅし はんえい かんがえる せんたく  
選択」を基本とすることによってその主旨を反映できるものとする。なお、「選択」  
は、せんたくし ようい ぜんてい せんたくし かぎら せんたく  
は、選択肢が用意されることが前提だが、選択肢が限られているなかでの選択につい  
ては、とくてい せいかつようしき ぎむづけて かんがえる  
「特定の生活様式を義務づけている」ことにはならないと考える。

おおはまいいん  
【大濱委員】

けつろん  
○ 結論

にゅうしょせつ じたく しゃくや ひとりせいかつ ふくむ くらす  
入所施設やGH・CHではなく、自宅（借家での1人生活も含む）で暮らすこと  
も せんたく けんり ぐたいてき めいき  
も選択できるように権利として具体的に明記すべき。  
また、でい さびす にっちゅう とくてい ばしょ あつまっ しゅうだんかいご うける こと  
また、デイサービスなど日中のみ特定の場所に集まって集団介護を受ける事も

とくてい せいかつようしき きょうよう ぎむづけ こと めいき ほうもん  
特定の生活様式といえる。これも強要（義務付け）されない事を明記すべき。訪問  
けい さーびす いったいいち かいご しょうがいしゃ えらべ うけられる こと めいき  
系サービスなど 1対1 の介護を 障害者 が選べば、それを受けられる事を明記す  
べき。

りゆう  
○理由

ちようじかんかいごりようしゃ しちようそん じゅうどほうもんかいご よさん たりない でい  
長時間 介護利用者 は、市町村 より「重度 訪問 介護の予算が足りないので、デイ  
さーびす しゅうだんかいご いく きょうよう じれい おおい  
サービスなど 集団 介護に行くように」と強要 される事例が多い。

おかべいいん  
【岡部委員】

けつろん  
○結論

もりこむ ふくしほう せいかくじょう さーびす せんたくけん ぜんてい  
盛り込むべきである。また、福祉法 という 性格 上、サービスの 選択権 を前提と  
した 受給権 の確保というかたちで整理される 必要 がある。（論点 A-3-2 で具体的に  
げんきゆう  
言及）

りゆう  
○理由

にゅうしょせつ ぐるーぷ ほーむ とくてい さーびす せんたく  
入所 施設やグループホームなどの 特定のサービスしか 選択 できないことによって  
とくてい せいかつようしき しられる ぼうし  
「特定の生活様式」を強いられることを防止するため。

おざわいいん  
【小澤委員】

けつろん  
○結論

- ぶぶん せいふかりやく とくてい せいかつしせつ せいかつ ぎむ おわ ねん  
・この部分は、政府 仮 訳では「特定の生活 施設で生活 する義務を負わない」（2009年）  
とあり、質問 の訳文 と相当 異なるので、回答 が 困難。
- いっぱんてき せいかつようしき ひょうげん ひと ぶんか しゅうきょう こうどうきはん  
・一般的に、生活 様式 という 表現 は、その人の文化、宗教、行動 規範をす  
べて含むので、この法に、そのような 表現 はなじむのかは疑問。

りゆう  
○理由

- えいぶん ひかく やく  
・英文 と比較しても、いずれの訳がよいのか、はんだんできないので、ほりゆうします。

おだじまいいん  
【小田島委員】

けつろん  
○結論

ほんにん じぶん じぶん きめられる  
本人 が自分のことは自分で決められるようにする。

りゆう  
○理由

おや しせつ しょくいん ぜんぶ きめて  
親や施設の 職員 が全部決めてしまうから。

おの いいん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

そのままの表記を規定に盛り込むべき。これについても、障害程度区分の廃止が必要。

りゆう  
○ 理由

入所施設への長期入所、精神科病院の社会的入院を解消するため。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○ 結論

義務付けることはすべきでないが、現実には特定の生活様式を選択せざるを得ないことは起こりうると考える。

りゆう  
○ 理由

法的に障害ゆえに特定の生活様式を義務付けるとする規定はあってはならない。義務付けなくとも結果義務的になる事例に関しては、権利の侵害が起こっているかどうかを基準として判断されるべきである。事例によって改善や制度改革や資源開発を繰り返していくことが今後の課題である。

かわさき よう いいん  
【川崎（洋）委員】

けつろん  
○ 結論

盛り込む。「障がい者は自ら住む場を選択し、主体的に地域で暮らす権利をもつ。そのためには障がい者の自己決定支援をし、サービス・社会資源の整備・充実をおこなう必要がある」

りゆう  
○ 理由

障がい者が地域社会で障がいの無い人と等しく生活するためには、本人中心計画に基づいたサービスが提供されるべきで、そのことは保障されるべきと考える。

きたうらいいん  
【北浦委員】

けつろん  
○ 結論

特定の生活様式を義務づけるとは、施設入所のようなサービス体系を指すと受け取れるが、施設入所は本人の生命の維持のために選択したのであって、特定の生活様式を義務付けたものには当たらない。生存権の維持のために施設入所も



たよう せんたくし すがた  
多様な選択肢としてあるべき姿である。

りゆう  
○理由

しょうがいしゃ しえん さーびす たいけい ひとつ しせつにゆうしょ とくてい せいかつようしき  
障害者の支援サービス体系の一つとしての施設入所を、特定の生活様式を  
ぎむづける はいじょ おもいしょうがい もの ひつよう  
義務付けるものとして排除することになれば、重い障害のある者については、必要  
しえん さーびす うけられ せいめい いじ けんり そこなわ  
とする支援サービスが受けられなくなって、生命を維持する権利が損なわれることにな  
ぎやくさべつ  
り、逆差別になるのではないか。

きたのいいん  
【北野委員】

けつろん  
○結論

にちじょうせいかつ わかり つかい どう じょうきょう  
その日常生活で、分かりづらい・やりにくい・使いにくい等の状況のあるす  
しみん みずから えらびとつ た しみん どうよう やくわり しゃかいさんか さんかく けんり  
べての市民が、自ら選りとった他の市民と同様の役割や社会参加・参画する権利を  
こうし ひつよう しえん ごうりてきはいりよ けんり たりる  
行使するために、必要な支援や合理的配慮を権利づければ足りる。

りゆう  
○理由

みずから えらびとつ た しみん どうよう やくわり しゃかいさんか さんかく けんり こうし  
「自ら選りとった他の市民と同様の役割や社会参加・参画する権利を行使」し  
せいかつ なに かんがみれ たりる  
た生活とは何なのかを鑑みれば足りる。

きみづかいいいん  
【君塚委員】

けつろん  
○結論

きてい ことば いみ あいまい ようけんどう  
この規定の言葉の意味するところが曖昧である。要検討。

りゆう  
○理由

ぎむづけ まもれなく かんがえるひつよう  
義務づけをしないと守れなくなることも考える必要がある。

こんどういいん  
【近藤委員】

けつろん  
○結論

すまい ば じこ せんたく じこ けつてい そんなちよう ひつよう せんたくし  
「住まいの場」については、自己選択・自己決定の尊重が必要であるが、選択肢  
がないことや必要とする所得がないため、特定の生活様式を選ばざるを得ない  
じょうきょう つくりださ きてい ひつよう  
状況を作り出さないための規定が必要である。

すまい ば しえん さーびす せいび しょとくほしょうさく そくしん きてい  
そのためには、住まいの場や支援サービスの整備、所得保障策を促進する規定が  
ひつよう  
必要である。

りゆう  
○理由

ほんとう せんたく かのう きばんせいび ひつよう しょとく かくほ ふかけつ  
本当の「選択」を可能とする基盤整備と、必要とする所得の確保が不可欠なため。

さいとういん

【齋藤 委員】

けつろん

○ 結論

ちいき せいかつ けんり とくてい せいかつようしき  
地域で生活する権利があいまいなものになってしまわぬよう、特定の生活様式が  
きょうせい ようなきてい ひつよう とくてい せいかつようしき じょうやくだい じょう  
強制されない様な規定は必要である。特定の生活様式とは条約第19条にあ  
ちいきしゃかい こりつおよびかくり せいかつ さす きてい  
るように、地域社会から孤立及び隔離となるような生活を指すことを規定すればよい。

しみずいん

【清水 委員】

けつろん

○ 結論

もりこむ  
盛り込むべき

りゆう

○ 理由

けっかてき とくてい せいかつようしき ぎむづけて にんしき  
結果的に特定の生活様式を義務付けてしまっていることをまずきっちりと認識  
わたし いま くいあらため ほうこう  
し、私たちの今までを悔い改めなければなりません。しかし、もちろんその方向を  
めざし どりよく いっそくとび かいけつ おもえませ  
目指し努力していくことであり、一足飛びに解決することとは思えません。それでも  
ほうこう きぼう おもう  
方向だけはしっかりと。そのことがみんなの希望にもつながると思うのです。

たけばたいん

【竹端 委員】

けつろん

○ 結論

しょうがい しょう ばしょ かた げんてい いま にゅうしょ  
「障害をりゆうに、くらす場所やくらし方が限ていさされてはならない。今、入所  
せいしん はいっ ひと ききとり ちょうさ たい ひと  
しせつや精神びょういんに入っている人みんなに聞きとり調査をして、出たい人は  
でられる ち いこう きてい  
出られるようにする。」という地いき移行についての規定をいれる。

りゆう

○ 理由

おもいしょうがい ひと ちいき た もの びょうどう  
どんなに重い障害がある人にも、地域でのあたりまえ（他の者との平等）のく  
ほしょう ひつよう かいじょ い てき けあ ちいき  
らしを保しようすること、そのために必要な介じょや医りょう的なケアも地域でととの  
えること、がひつようです。そうしないと、入所しせつや精神びょういんといった  
とくてい せいかつようしき ぎむづけ きてい  
「特定の生活様式」でしかくさせないと「義務づけら」れるひとが出てきます。それ  
く てき きてい  
をしないための、具たい的な規定がひつようです。

たなか のぶ いん

【田中（伸） 委員】

けつろん

○ 結論

とくてい せいかつようしき ぎむづけれ さべつきんしほう ないよう  
「特定の生活様式を義務づけられないこと」については、差別禁止法の内容とし

もりこむ  
て盛り込むべきである。

りゆう  
○理由

しんぼう しょうがいしゃ きほんてきじんけん こうし じっしつか ひつよう しえん うける  
新法は 障害者 の 基本的 人権 の行使を 実質化 するために 必要 な「支援」を受ける  
ためのものであると位置づけることが 適切 である。そして、 障害 を理由として、一定  
せいかつようしき ぎむづけられる けんぼう じょういはん もんだい さべつ  
の 生活 様式 を義務付けられるとすれば、それは 憲法 14 条 違反 の 問題 として、差別  
きんしほう なか きんし ぜせい はから もんだい かんがえられる  
禁止法 の中で禁止され、是正が図られるべき 問題 であると考えられる。

たなか まさ いいん  
【田中（正）委員】

けつろん  
○結論

とくてい せいかつようしき ぎむづけられ きてい もりこむ ばあい げんじょう  
「特定の 生活 様式 を義務づけられないこと」を規定に盛り込む場合は、 現状 の  
へんこう にたいする ゆうよきかん ひつよう だんかいてき たいおう もとめられる  
変更 に対する猶予期間が 必要 となる。段階的 な 対応 が求められる。

りゆう  
○理由

とくてい せいかつようしき ぎむづけられ かいしゃく ぎろん ひつよう  
「特定の 生活 様式 を義務づけられないこと」の 解釈 について 議論 が 必要 。  
きてい もりこむ まえ きょうつうりかい ひつよう けんりじょうやく だれ せいかつ  
規定に盛り込む前の 共通 理解 が 必要 。権利 条約 の「どこで誰と生活 するかを  
せんたく する」という「自らの 選択 」を基本とする暮らしの希望を 確認 することから  
はじめる のぞましい  
始めることが望ましい。

なかにしいいん  
【中西委員】

けつろん  
○結論

そうごうふくしほう もくてき ちいき じりつせいかつ もくてき じょう  
総合 福祉法 の 目的 で地域での自立 生活 を 目的 とすることとともに 19 条 の  
とくてい せいかつようしき ぎむづけられ かきこむ  
特定の 生活 様式 を義務づけられないことを書き込む。

りゆう  
○理由

じこ せんたく けつてい ざいたく さーびす せんたくし なか しせつ えらば  
自己 選択 による 決定 といわれ、在宅 サービスがない選択肢がない中で施設を選ば  
されてきた 現実 があり、施設での 生活 を義務付けられてきたといえる。間接 差別 が  
おこなわ だれ じぶん せんたく じゅうぶん さーびす りようけん  
行われていたといえる。誰もが自分の 選択 ができるように、充分 なサービス利用権  
みとめたうえ こじん せんたく  
を認めた上で、個人が 選択 をできるようにすべきである。

なかはらいいん  
【中原委員】

けつろん  
○結論

とくてい せいかつようしき かいしゃく ぎろん ふじゅうぶん きてい  
「特定の 生活 様式 」の 解釈 についての議論 が 不十分 であり、このまま規定に  
もりこむ てきとう  
盛り込むのは 適当 でない。

そもそも、<sup>じゅうらい</sup>従来<sup>そち</sup>の措置制度<sup>せいど</sup>にかわり、<sup>へいせい</sup>平成<sup>ねん</sup>15年<sup>せこう</sup>より施行<sup>しえん</sup>された<sup>せいどいこう</sup>支援費制度<sup>いこう</sup>以降<sup>りよう</sup>は<sup>りよう</sup>利用<sup>けいやく</sup>契約<sup>せいど</sup>制度<sup>せいど</sup>である<sup>りゆう</sup>ことから、<sup>げんじょう</sup>現状<sup>ぎむづけ</sup>において<sup>りゆう</sup>義務<sup>ぎむ</sup>づけとは<sup>りゆう</sup>なっていない。

○理由

<sup>もんだい</sup>問題<sup>ちいき</sup>なのは、<sup>きばんせいび</sup>地域の<sup>せいじゃく</sup>基盤整備<sup>せんたくし</sup>が<sup>すくない</sup>脆弱<sup>せんたく</sup>な<sup>すくない</sup>ことで<sup>せんたくし</sup>選択肢<sup>すくない</sup>が少ない<sup>すくない</sup>ことである。また、<sup>りよう</sup>利用者<sup>ほんにん</sup>本人<sup>きぼう</sup>の<sup>じゅうぶん</sup>希望<sup>はあく</sup>を<sup>うえ</sup>十分<sup>ひと</sup>に<sup>さいてき</sup>把握<sup>せいかつようしき</sup>した<sup>せいかつようしき</sup>上で、<sup>せいかつようしき</sup>その人<sup>せいかつようしき</sup>にあつた<sup>せいかつようしき</sup>最適<sup>せいかつようしき</sup>な<sup>せいかつようしき</sup>生活<sup>せいかつようしき</sup>様式<sup>せいかつようしき</sup>を<sup>せいかつようしき</sup>選択<sup>せいかつようしき</sup>する<sup>せいかつようしき</sup>仕組み<sup>せいかつようしき</sup>が<sup>せいかつようしき</sup>不十分<sup>せいかつようしき</sup>なことである。

【奈良崎委員】

○結論

<sup>もりこむ</sup>盛り込むこと

○理由

<sup>わたし</sup>私<sup>いっしょ</sup>たちは、<sup>くらす</sup>どこで<sup>じぶん</sup>だれと<sup>えらぶ</sup>一緒に<sup>えらぶ</sup>暮らす<sup>えらぶ</sup>のか、<sup>えらぶ</sup>自分で<sup>えらぶ</sup>選ぶ<sup>えらぶ</sup>ことができます

【西滝委員】

○結論

<sup>しゃかい</sup>社会<sup>かんきょう</sup>環境<sup>せいび</sup>の<sup>じゅうぶん</sup>整備<sup>げんじょう</sup>が<sup>じこ</sup>十分<sup>せんたく</sup>ではない<sup>じこ</sup>現状<sup>けつてい</sup>において<sup>きびしい</sup>自己<sup>きびしい</sup>選択<sup>きびしい</sup>・自己<sup>きびしい</sup>決定<sup>きびしい</sup>が<sup>きびしい</sup>厳しい<sup>きびしい</sup>。  
<sup>げんじつ</sup>現実<sup>なか</sup>の中で、「<sup>とくてい</sup>特定<sup>せいかつようしき</sup>の<sup>せいかつようしき</sup>生活<sup>せいかつようしき</sup>様式<sup>せいかつようしき</sup>を<sup>ぎむづけられ</sup>義務<sup>ぎむづけられ</sup>づけられない<sup>ほんにん</sup>」ことが<sup>ほんにん</sup>本人<sup>ふりえき</sup>の<sup>ふりえき</sup>不利益<sup>ふりえき</sup>につなが<sup>ふりえき</sup>る<sup>ふりえき</sup>ことになる<sup>ふりえき</sup>のであれば<sup>ふりえき</sup>盛り込まない<sup>ふりえき</sup>ほうが<sup>ふりえき</sup>良い。

○理由

<sup>とくてい</sup>「特定<sup>せいかつようしき</sup>の<sup>せいかつようしき</sup>生活<sup>せいかつようしき</sup>様式<sup>せいかつようしき</sup>」を<sup>もとめる</sup>求める<sup>かいなか</sup>か否<sup>じこ</sup>かは<sup>じこ</sup>自己<sup>せんたく</sup>選択<sup>じこ</sup>・自己<sup>けつてい</sup>決定<sup>けつてい</sup>による<sup>ためんてき</sup>。多面的<sup>ほうふ</sup>で<sup>ほうふ</sup>豊富<sup>ほうふ</sup>な<sup>ほうふ</sup>支援<sup>ほうふ</sup>の方策<sup>ほうふ</sup>の<sup>ほうふ</sup>充実<sup>ほうふ</sup>が<sup>ほうふ</sup>前提<sup>ほうふ</sup>条件<sup>ほうふ</sup>である。

【東川委員】

○結論

<sup>げんざい</sup>現在の<sup>いりょう</sup>医療<sup>かんさつほう</sup>観察<sup>かだい</sup>法<sup>かんがえる</sup>の<sup>だい</sup>課題<sup>じょう</sup>などを<sup>とくてい</sup>考える<sup>せいかつようしき</sup>ると、<sup>だい</sup>第19<sup>せいかつようしき</sup>条<sup>せいかつようしき</sup>の<sup>せいかつようしき</sup>「特定<sup>せいかつようしき</sup>の<sup>せいかつようしき</sup>生活<sup>せいかつようしき</sup>様式<sup>せいかつようしき</sup>を<sup>ぎむづけられ</sup>義務<sup>ぎむづけられ</sup>づけられない<sup>もりこむ</sup>こと」を<sup>ひつよう</sup>盛り込む<sup>ほうりつ</sup>ことは<sup>ひつよう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>である。こうした<sup>ほうりつ</sup>法律<sup>ひつよう</sup>の<sup>ひつよう</sup>必要性<sup>ひつよう</sup>その<sup>ひつよう</sup>ものを<sup>けつてい</sup>論議<sup>いりょう</sup>することが<sup>いりょう</sup>まず<sup>いりょう</sup>求められる<sup>いりょう</sup>が、<sup>いりょう</sup>必要<sup>いりょう</sup>であった<sup>いりょう</sup>としても、<sup>いりょう</sup>その<sup>いりょう</sup>決定<sup>いりょう</sup>権<sup>いりょう</sup>を<sup>いりょう</sup>医療<sup>いりょう</sup>関係<sup>いりょう</sup>者<sup>いりょう</sup>だけに<sup>いりょう</sup>まかせ<sup>いりょう</sup>るので<sup>いりょう</sup>あつては<sup>いりょう</sup>ならない。当事<sup>いりょう</sup>者<sup>いりょう</sup>代表<sup>いりょう</sup>や<sup>いりょう</sup>市民<sup>いりょう</sup>、<sup>いりょう</sup>司法<sup>いりょう</sup>関係<sup>いりょう</sup>者<sup>いりょう</sup>な<sup>いりょう</sup>ど<sup>いりょう</sup>で<sup>いりょう</sup>検討<sup>いりょう</sup>する<sup>いりょう</sup>ような<sup>いりょう</sup>新た<sup>いりょう</sup>な<sup>いりょう</sup>しくみ<sup>いりょう</sup>の<sup>いりょう</sup>検討<sup>いりょう</sup>が<sup>いりょう</sup>求められる。

<sup>しゅうきょうじょう</sup>宗教<sup>せいかつ</sup>上<sup>しかた</sup>の<sup>ちがい</sup>生活<sup>うまれそだつ</sup>の<sup>かてい</sup>仕方<sup>いりょう</sup>の違い<sup>しゅうかん</sup>、<sup>ちがい</sup>生まれ<sup>ちがい</sup>育<sup>ちがい</sup>った<sup>ちがい</sup>家庭<sup>ちがい</sup>環境<sup>ちがい</sup>の<sup>ちがい</sup>習慣<sup>ちがい</sup>の違い<sup>ちがい</sup>などは<sup>ちがい</sup>社会<sup>ちがい</sup>の<sup>ちがい</sup>決まり<sup>ちがい</sup>を<sup>ちがい</sup>大きく<sup>ちがい</sup>外<sup>ちがい</sup>れて<sup>ちがい</sup>いる<sup>ちがい</sup>場合<sup>ちがい</sup>以外<sup>ちがい</sup>は<sup>ちがい</sup>決して<sup>ちがい</sup>強制<sup>ちがい</sup>や<sup>ちがい</sup>義務<sup>ちがい</sup>づけ<sup>ちがい</sup>られて<sup>ちがい</sup>は<sup>ちがい</sup>なら<sup>ちがい</sup>な

おもう  
いと思う。

りゆう  
○理由

しょうがい あたりまえ しみん けんり みとめられ げんそく  
障害があっても、当たり前前の市民としての権利が認められないことは、原則として  
あってはならない。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○結論

とくてい せいかつようしき しょうがいとうじしゃ いこうとう むし きょうせい もんだい  
特定の生活様式を障害当事者の意向等を無視して強制することが問題で  
あり、特定の生活様式が問題ではなく、それを強制することが問題であると  
かんがえられる きてい もんだい  
考えられる。規定するとすれば「正当な理由なく、本人の意に反して特別な生活  
ようしき きょうせい  
様式を強制してはならない」とすべきではないのか。

りゆう  
○理由

しょうがいしゃ さいぜん りえき ほしょう かんてん とくてい  
障害者の「最善の利益の保障」という観点からすれば、「特定」だからその  
せんたくし はいじょう しょうがいしゃ りえき そこなう しょうがいしゃ しせつ  
選択肢を拝上することは障害者の利益を損なうこととなる（障害者が施設を  
りよう けんり ひつよう さーびす うける けんり しょうがいしゃ ひつよう  
利用する権利もある…必要なサービスを受ける権利）。障害者にとって必要であれ  
ば、それを奪うことは好ましくない。ただ、本人の意向などを尊重せずに強制す  
ることは、しょうがいしゃ けんり さんちよう たちば あいいれない きょうせい  
障害者の権利を尊重する立場と相容れないので、「強制する」こと  
は かいしょう  
解消すべきである。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○結論

けんりじょうやく きてい とうぜん もりこむ  
権利条約のこの規定は、当然盛り込むべきである。

りゆう  
○理由

しせつ びょういん せいかつ よぎなく ひとたち ちいき あたりまえ くらす けんり  
施設や病院での生活を余儀なくされている人たちも、地域で当たり前前に暮らす権利  
ゆうする のぞましい せいかつ きょうせい くに じちたい  
を有するからである。望ましいところでの生活を強制してはならず、国も自治体も  
ひつよう さーびす ていきょう しょうがい ひと おなじように ちいき こうきょう さーびす  
必要なサービスを提供し、障害のない人と同じように、地域の公共サービスを  
かいてき しょう  
快適に使用できるようにしなければならない。

ふじおかいいん  
【藤岡委員】

ろんてん ふれまし  
論点 A-3-2) で触れました。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○ 結論

げんざい とくてい せいかつようしき きむづけられ ぐらし ひと じつたい あきらかに  
現在、特定の生活様式を義務付けられて暮らしている人の実態を明らかにする  
ひつよう  
必要がある。

じつたい きてい かんがえて  
その実態から規定を考えていく。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○ 結論

じつげんかのう みな ごうい きてい けんとう  
実現可能で皆が合意できるかたちの規定を検討する。

りゆう  
○ 理由

げんじょう じょうやく いう とくてい せいかつようしき にゅうしょ にゅういん きぼう ひとびと  
現状では、条約で言う特定の生活様式（入所や入院）を希望する人々、  
ようしきがい せいめい きき かんじる ひとびと かずおおく  
その様式外では、生命の危機にさらされると感じる人々が数多くおられる。

ひとびと むし ひてい もんだい せいかつようしき きむづけられる  
その人々を無視・否定はできない。問題は生活様式を義務づけられることである  
あきらかに ごういけいせい  
ことを明らかにして、合意形成をはかるべきである。

みつますいいん  
【光増委員】

けつろん  
○ 結論

とくてい せいかつようしき ひょうげん うえ きてい もりこん  
特定の生活様式の表現ををわかりやすくした上で規定を盛り込んでどうか

りゆう  
○ 理由

とくてい せいかつようしき ちょうじかん けいぞくてき こうそく もんだい じょうやく かいしゃく  
特定の生活様式に長時間、継続的に拘束される問題を条約では解釈し  
とくてい せいかつようしき じゅうきょ にっちゅうかつどう いちじてき けいかてき つかわ  
ているが、特定の生活様式の住居や日中活動を一時的、経過的に使わざる  
おえない げんじょう ろんぎ ひつよう たにま おか ひと ふくし きーびす  
終えない現状も論議する必要がある。谷間に置かれがちな人、福祉サービスを  
うけよう うけられ こんなん せいかつ つづい ひと かぞく おおく げんじつ  
受けようとしても受けられなく困難な生活が続いている人と家族も多くいる現実も  
ある。

もりいいん  
【森委員】

けつろん  
○ 結論

だれ すむ じこ けってい じこ せんたくけん めいき  
誰と、どこに、住むか自己決定、自己選択権を明記すべきである。

りゆう  
○ 理由

ちいきいこう ちいきせいかつしえん じゅうじつ はしら すえた せさく てんかい ひつよう  
地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開が必要である。

やまもといいん  
【山本 委員】

けつろん  
○ 結論

もりこむ ほう もくてき かかげられる  
盛り込むべきである。法の目的として掲げられるべき

りゆう  
○ 理由

ほうりつ だれ なんの のべた しえん ひつよう  
この法律が誰のために何のためにというところで述べたように、支援を必要とする  
ひと た びょうどう きほんてきじんけん きょうじゅ もっともじゅうよう てん  
人が他のものと平等な基本的人権を享受するために最も重要な点である

ちんてん しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう くに ちほうこうきょう  
**論点 A-4-3) 障害者の福祉支援（サービス）提供 にかかる国ならびに地方 公共**  
だんたい やくわり かんがえる  
**団体の役割をどう考えるか？**

あらいいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃせさく くに せいどせつけいしゃ せきにん おい ぜんこくてき  
障害者 施策について、国は制度 設計者 としての責任を負い、また、全国的に  
さーびす ほしょう かんてん かくじつ ざいせい そち こうじる せきにん おう  
サービスを保障する観点から、確実な財政措置を講じる責任を負うものである。  
ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ みちか じっししゅたい ちいき じつじょう  
また、地方 公共 団体は、障害者 に身近な実施主体として、地域の 実情 や  
りようしゃ に一ず おうじた てきかく じぎょう じっし けんげん せきにん もつ ひつよう  
利用者のニーズに応じた、的確な事業を実施できる権限と責任を持つ必要がある。  
げんざい きょういく こうよう ふくし ねんきん きょうさいとう しょうがいしゃ じりつせいかつ おおきく かかわる  
現在、教育、雇用、福祉、年金・共済等、障害者の自立生活に大きく関わる  
かくしゅしえんしゅたい くに ろうどうきょく ねんきんきこう とどうふけん しちょうそん しゅちょうぶきょく  
各種支援主体は、国（労働局、年金機構）、都道府県・市町村（首長 部局  
ふくし こうよう きょういくいいんかい やくわりぶんたん ぶんさん いりくん やくわり  
（福祉、雇用）、教育委員会）に役割分担が分散し、入り組んでいるので、役割  
めいかくか はかる  
の明確化を図るべき。

りゆう  
○ 理由

きんねん くに ちほうこうきょうだんたい あらたにふたん しょうじるせいど そうせつ あんい  
近年、国においては、地方 公共 団体に新たに負担が生じる制度の創設や安易な  
せいど くみかえ とつぜん いっぽうてき おこなう おおく みられる くに そち  
制度の組み替えを、突然かつ一方的に行うことが多く見られるが、こうした国の措置  
により、その都度地方 公共 団体は混乱させられ、財政運営に重大な支障を  
きたし  
来たしてきた。  
ちほうこうきょうだんたい あんていてき じぎょう えんかつ じっし やくわりぶんたん  
地方 公共 団体において安定的に事業が円滑に実施できるよう、役割分担を  
めいかくか ひつよう ざいげん かくほ  
明確化するとともに、必要な財源が確保されなければならない。

いざわいいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

さいていげん くに もつ  
最低限は、国が持つ！

りゆう  
○ 理由

げんじょう てうすい なしよなる みにまむ かくだい ぜんてい けんじ ひつよう ちいき  
現状の手薄いナショナルミニマムの拡大を前提に、その堅持は必要。地域の  
とくせい そう ぶぶん ちほう けんりめいじ ひつよう ふくしてき せさくすいしん ほしょう  
特性に沿う部分において地方の権利明示も必要だが、福祉的な施策推進の保障とし  
くに せきにん めいかく  
ての国が責任を明確にするべき。



いしばしいん  
【石橋 委員】

けつろん  
○ 結論

くに ほうりつ うらづける ざいげん  
国：法律とそれを裏付ける財源。

ちほうこうきょうだんたい しえん さーびす こうちく ていきょう  
地方公共団体：支援（サービス）の構築、提供。

りゆう  
○ 理由

とどうふけん しくちょうそん ちいき びょうどう しえん さーびす うける  
47都道府県、市区町村 どの地域でも 平等な支援（サービス）を受けることができ  
ることを前提とする。

ただし、税の配分、地域主権の動向によっては、別途論議する必要がある。

うじたいいん  
【氏田 委員】

けつろん  
○ 結論

くに さいていげん ほしょう なしよなる みにまむ めいじ たんぽ ちほうこうきょう  
国は、最低限の保障をナショナルミニマムの明示として担保すること。地方公共  
だんたい ちいきふくし にないて ふくし さーびす じゅんび ていきょう やくわり はたす  
団体は、地域福祉の担い手として福祉サービスを準備、提供し、その役割を果たす  
ことを求めたい。

りゆう  
○ 理由

じちたい ふくし さーびす かくさ ねんねん ひろがっ ちいき  
自治体における福祉サービスのとりくみの格差が、年々広がっている。地域での  
さいりょう ひじゅう ほうこう けんぼう じょう せいぞんけん ほしょう  
裁量の比重がおおきくなっていく方向であるが、憲法25条の生存権が保障さ  
れ、どの地域に住んでいても、必要最低限度の福祉サービスをうけられるようにする  
ために、国は役割を果たさなければならない。

ちほうこうきょうだんたい いんく るー しぶ しえん おこなえる すみなれた まち ひつよう  
地方公共団体がインクルーシブな支援を行えるよう（住み慣れた街で必要な  
しえん うける くに しくみ つくりださ  
支援を受けることができるよう）、国は、その仕組みを作り出さなければならない。

おおくぼいん  
【大久保 委員】

けつろん  
○ 結論

くに なしよなる みにまむ しゃかいふくし さーびす かくほ ちほうこうきょうだんたい  
国はナショナルミニマムとしての社会福祉サービスを確保し、地方公共団体は、  
いんぷおーまるな さーびす すいしん ふくめた ちいき ふくし しゅたい やくわり  
インフォーマルなサービスの推進を含めた地域福祉の主体としての役割が  
もとめられる かんがえる  
求められると考える。

りゆう  
○ 理由

こんご ちいきしゅけん ちほうぶんけん ほうこう ちほう しゅたいてき そういくふう ちいきふくし  
今後、地域主権（地方分権）の方向で、地方が主体的に創意工夫のもと、地域福祉  
すいしん のぞましい かんがえる いっぽう くに なしよなる みにまむ  
を推進していくことが望ましいと考えるが、その一方で、国はナショナルミニマムと  
しゃかいふくし かくほ もとめられる ふくしぶんや げんじょう ちほうこうきょう  
しての社会福祉を確保することが求められる。福祉分野において、現状の地方公共

団体の財政や人材等を考えた場合、依然として国の役割は大きい。今後、地方の成長に向け、国は、現状の義務的経費とその負担割合、一括交付金、税源移譲等の取扱いなどの財政的支援の在り方を見直すことも必要と考える。

#### 【大濱委員】

##### ○ 結論

市町村の責務について、自立支援法では2条1項で「障害者が自ら選んだ場所で自立した生活ができるよう支給決定を行う」という規定を具体的に担保すべき。そのために訪問系サービスの事業費の市町村負担25%分は、利用者が1日8時間以下の利用に限って負担させ、1日の利用が8時間を超えた部分は、国の責務で国と県でほぼ全額負担する方向を明記すべき。（市町村負担を1%程度に）。

##### ○ 理由

小規模市町村、過大な財政赤字市町村でも自立した生活を営む権利を保障する制度設計であるべき。

「自ら選択した地域において自立した生活を営む権利を有する・・・制度の構築に当たっては、地域間格差が生じないよう十分に留意する。」（一次意見）があるが、最重度の障害者への支給決定においては、多くの市町村で守られていない。この規定のさらなる強化が必要。

#### 【岡部委員】

##### ○ 結論

援護の実施においては基礎自治体、財政費用においては国が最終責任を持つことを明確にすべきである。

##### ○ 理由

障害者自立支援法が給付法となったことで公的責任が不明確になっている。国の負担が国庫負担基準によってシーリングされていること、市町村の責務（支援法第2条）が生活実態の把握及び計画・給付管理・情報提供・相談支援等に留まっている点を見直すことは、パターンリスティックな福祉の復活を意味しない。

おざわいじん  
【小澤委員】

けつろん  
○ 結論

- ・ 市町村の役割がきわめて重視されてきたが、新法では、国、都道府県の役割をもっと強化してきさいすべきである。

りゆう  
○ 理由

- ・ 地方主権の名のもとで、市町村に、財政的なことを含めて、負担を課してきたことが、市町村の格差を生み出したので、新法では、なおしてほしい。

おだじまいじん  
【小田島委員】

けつろん  
○ 結論

- ・ サービスに必要なお金は、国や都道府県や市役所がだす。

りゆう  
○ 理由

- ・ 市役所のお金が足りなくなると、サービスが使えなくなるから。

おの いじん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

- ・ 国の財政責任と自治体の実施責任を明記する。またこの場合も、障害程度区分と国庫負担基準額（上限）の廃止は必要。

りゆう  
○ 理由

- ・ 自立支援法では責務は明記されているものの、それを実施する段階で、その責任を回避する仕組み（障害程度区分と国庫負担金準額）がつくられているため、それを廃止する必要がある。

かしわめいじん  
【柏女委員】

けつろん  
○ 結論

- ・ 障害児についても市町村をサービス給付決定主体とし、都道府県、国が重層的支援を行う実施体制に再構築すべきである。

りゆう  
○ 理由

- ・ 児童一般施策のと障害児福祉サービス、障害児サービスと障害者サービスの実施主体の不整合が起こっており、また、児童一般施策においても、在宅サービスは市町村、施設サービスは都道府県と分断されていることによる弊害（施策の隙間に

おちる どもも してき  
落ちる子どもたち)が指摘されている。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○ 結論

くに しょとくほしょう ねんきん ふくすう かさん せきになん もち さーびす ていきょう  
国は所得保障について年金と複数の加算などに責任を持ち、サービス提供の  
きほんざいげん ほしょう いちぶちほう さいりょうけん ふよ たいせつです ちほう  
基本財源について保証し、一部地方に裁量権を付与することが大切です。地方の  
さいりょうけん とどうふけん じょうれい さだめる じょうけん  
裁量権は都道府県において条例を定めることを条件として、きちんとした理念、  
もくてき めいかく しめさ はんい さいりょう みとめる  
目的が明確に示された範囲において裁量を認めるぐらいにすべきです。

りゆう  
○ 理由

くに いちりつ さーびす きめこまかに きめる きまり がいどう かいしゃく  
国が一律にサービスをきめ細かに決めることは、その決まりに該当するかの解釈  
はんだん とどうふけん しきゅうないよう みられる  
判断をもとめることから、都道府県によって支給内容のばらつきが見られるように  
おもい じりつしえんほう ねんかん ちいきかんかくさ みられる  
思います。自立支援法においても3-4年間でさえ地域間格差が見られるようです。  
ちほう ざいげんほしょう さいりょうけん かくだい ちほう かんがえます  
地方における財源保障と裁量権の拡大が地方にあるべきと考えます。

かわさき よう いいん  
【川崎(洋)委員】

けつろん  
○ 結論

くに せきになん めいかく ちいきかんかくさ つくら ように ちいきせいかつ  
国の責任を明確にして、地域格差を作らない様にすべきである。また、地域生活を  
じゅうし たちば ちほうこうきょうだんたい やくわり みっせつ かんけい  
重視する立場からは、地方公共団体の役割とも密接に関係する。

りゆう  
○ 理由

せいしんしょうがいしゃ にかんして ちいき ほけんじょ ほけんふくし せんたー ふくしじむしょ じむてき  
精神障がい者に関しては、地域の保健所、保健福祉センター、福祉事務所では事務的  
やくわり げんば みつちやく じつむてき じんざい じゅうじつ ひつよう  
役割だけでなく、現場に密着した実務的な人材の充実が必要である。

きたうらいいん  
【北浦委員】

けつろん  
○ 結論

くにおよびちほう じちたい しょうがいしゃしえん にーず もと しょうがいしゃ ぷらん しょうがいしゃ  
国及び地方自治体は、障害者支援のニーズを基に、障害者プラン、障害者  
ふくしけいかく さくてい  
福祉計画を策定しなければならない。

くに しょうがいしゃ さーびす きょじゅうち かくさ しょうじない きじゅん  
国は、障害者サービスについては、居住地による格差が生じないように基準を  
つくり ひつよう ざいげん かくほ  
作り、その必要な財源を確保する。

ちほうこうきょうだんたい ちいき ひつよう さーびす りょう きょうきゅう きばん せいび ひつよう  
地方公共団体は、地域に必要なサービス量を供給する基盤を整備し、必要  
ざいげん かくほ  
な財源を確保する。

りゆう  
○ 理由

くに ちほう もつ やくわり しょうがいしゃふくし さーびす どこ すん  
国、地方それぞれの持つ役割は、障害者福祉サービスが、何処に住んでいようと  
びょうとう うけられる  
も、平等に受けられるようにあるべきである。

きたのいいん  
【北野委員】

けつろん  
○ 結論

くに ちほうこうきょうだんたい しえんせんたくけん しえんじゅきゅうけん ざいせいてき  
国ならびに地方公共団体は、支援選択権をふまえた支援受給権を、財政的  
せいでてき ほしょう ぎむ おう  
ならびに制度的に保障する義務を負う。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃそうごうふくしほう めいき けんり しょうがいとうじしゃ おおく  
それが障害者総合福祉法が明記する権利であるとともに、障害当事者や多く  
しみん ききゅう  
の市民がそれを希求するため

きみづかいいいん  
【君塚委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいじ にゅうしょ にかんする しゅたい とどうふけん  
障害児の入所に関する主体は都道府県とする。

りゆう  
○ 理由

ここ じょうきょう むずかしく たいしょうすう こうど せんもんせい ひつよう  
個々の状況が難しく、対象数がすくないので、高度な専門性を必要とする  
しちょうそん たいおう けねん しゃかいしげん すくなく とどうふけん れべる  
が、市町村では対応できない懸念がある。社会資源も少なく、都道府県レベルの  
こういき ひつよう じどうそうだんしょ まえまえ そうだんしょ たいしょう はつげん  
広域が必要であり、児童相談所も前々から相談所の対象と発言している。

くらたいいん  
【倉田委員】

けつろん  
○ 結論

いきて うえ ふかけつ ふくししえん すん ちいき さ  
生きていく上で不可欠な福祉支援については、住んでいる地域によって差がつけられ  
るようなことがあってはならない。常時介護を必要とするかたに対する支援について、  
じょうじかいご ひつよう にたいする しえん  
地域での生活が継続可能となる最低保障水準については、地方公共団体に  
ちいき せいかつ けいぞくかのう さいていほしょうすいじゅん ちほうこうきょうだんたい  
委ねるのではなく、ナショナルミニマムとして、制度・財源の両面において国が責任  
ゆだねる なしよなる みにまむ せいど ざいげん りょうめん くに せきにん  
を負うべきである。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう しょうがいしゃ せいぞん かかわる  
障害者の福祉支援（サービス）提供は、障害者の生存に関わるものであり、  
し いきられる し いきられ  
A市においては生きられるが、B市においては生きられないなどということがあってはな  
らないから。

こんどういじん  
【近藤 委員】

けつろん  
○ 結論

サービス提供の基準や財源は、ナショナルミニマムとして国が責任をもつべきであり、そのうえで地方公共団体による上乗せがなされるものと考える。

りゆう  
○ 理由

地域間格差により、必要な支援が受けられないことはあってはならないため。

さいとういじん  
【齋藤 委員】

けつろん  
○ 結論

国の役割はサービス提供にかかる財政負担及び地域間格差を生まないための一定のサービス提供基準を定めること。地方公共団体の役割はサービス提供の実施機関として責任を負うと共に一定の財政負担も行なうこと。もちろん実際のサービス提供は個々の事業者が担うとしてそれらのサービスが不足しないように事業者を用意する責任は地方公共団体にある。

さのいじん  
【佐野 委員】

けつろん  
○ 結論

福祉サービス分野で国や地方自治体（都道府県、市町村）が担うべき責務がある。それぞれの責務である、国民の生存権保障である最低限の生活水準を明確にして、サービスに谷間を作らないようにすべきである。国や都道府県の責任を担保する補充規定を明確に作るべきである。

りゆう  
○ 理由

障害者自立支援法の地域生活支援事業が、様々な地域格差、サービス低下を招いている現状を教訓とすべきである。

しみずいじん  
【清水 委員】

けつろん  
○ 結論

一人ひとりが価値的的存在として自分の人生を生きるために必要な支援は、国が責任を持つ。

どんなに障害の重い人も一緒に、市民みんなが暮らしやすいよう環境を整え、一人ひとりの存在の価値を含みこんでいく社会を一緒に創っていくことの基盤整備

ちほう じちたい  
は、地方自治体で。

りゆう  
○理由

りょうほう つかう かさねてつかう ほうしき  
そしてみんなその 両方 をあわせて使う（重ねて使う）という 方式 がいいのではない  
おもう  
かと思うのですが。

すえみついいん  
【末光 委員】

けつろん  
○結論

くに ふくししえん ちいきさ ていきょう きほんてきせきにん はたし とどうふけん  
国は、福祉支援が地域差なく 提供 されるよう 基本的 責任 を果たし、都道府県はそ  
てきせい こうせい ていきょう やくわり はたす  
れが 適正 に 公正 に 提供 されるように 役割 を果たすべきである。

りゆう  
○理由

しくちようそん ちよくせつてき やくわり になう ちいきかくさ しえん ほしょう  
市区町村 が 直接的 な 役割 を担うとしても、地域格差のない支援が 保障 される  
たいせい ひつよう  
体制 が 必要 である。

たけばたいいん  
【竹端 委員】

けつろん  
○結論

くに ふくし さーびす ていきょう りねん しょうがいしゃ まもら けんり  
国は福祉しえん（サービス） 提供 の理念やわくぐみ、 障害者 に守られる権利を  
まもら ちえつく ひつよう おかね  
つくり、それがちゃんと守られているかをチェックする。それに 必要 なお金をよういす  
る。

ちほうこうきょうだんたい ちいき しょうがいしゃ はなしあい くに きめた りねん  
地方 公共 団体 は、その地域でくらす 障害者 と話し合いながら、国で決めた理念  
しょうがいしゃ まもら けんり じつげん  
やわくぐみ、 障害者 に守られる権利を突げんするためにはたらく。

りゆう  
○理由

しょうがい ひと ちいき あたりまえ た ひと びょうどう  
障害 のある人が、地域であたり前（他の人との 平等 ）のくらしをするためには、  
くに ちほうこうきょうだんたい やくわり ぶんたん たいせつです ちいき しょうがいしゃ  
国と地方 公共 団体 のどちらの役わり分たんも大切です。地域で 障害者 とであう  
ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ こえ きき しょうがいしゃ けんり しごと  
地方 公共 団体 は、障害者 の声をよく聞きながら、障害者 の権利をまもる仕事を  
するべきです。くに けんり なに きめる やりかた  
国は、まもるべき権利は何かを決める、まもるためのやり方について  
しどう じよげん ひと そしき はたらきかける まもるための 予算  
ようい やくわり  
を用いする役わりがあります。

たなか のぶ いいん  
【田中（伸）委員】

けつろん  
○結論

だい しょうがいしゃ ゆうする けんりじゆう こうし ひつよう しえん じゅうぶん  
第 1 に、 障害者 がその有する権利自由を行使するために 必要 な支援が 十分 に

受けられるための 財政的 支援を行う こと、第 2 に、障害者 に対して 十分 な支援  
がなされているかをチェックするためのモニタリング機関を設置・運営 すること、第 3  
に、障害者 及びその家族、障害者 の使用者 等に対して 相談 支援を 提供 するこ  
とを、主たる 役割 とすべきである。

#### ○理由

新法 において 障害者 に 提供 される「支援」は、障害者 が有する 基本的 人権  
を行使するために 必要 な支援であるから、国 及び地方 公共 団体が 国民 である  
障害者 の 基本的 人権 の行使を 実質的 に 保障 するための 役割 を担うことは 当然  
の帰結といえることができる。また、モニタリング機関の設置や、相談 支援の 提供 は、  
障害者 に対する 人権 救済的 な 側面 を持つものであるから、同様に 国 及び地方  
公共 団体が 役割 を担うべきである。

#### 【田中（正）委員】

#### ○結論

国はナショナルミニマム（国家が 国民 に 保障 する 最低限度 の 生活 水準 ）とし  
ての 社会 福祉サービスを確保し、地方 公共 団体には、最低限度 の 生活 水準 を  
超えた地域 生活 の 推進 ・担い手の 役割 が求められる。

#### ○理由

今後、障害 福祉も地域 主権（地方 分権）の 方向 で、地方が 主体的 に 創意工夫の  
もと、地域福祉を 推進 していくことが望ましいが、ナショナルミニマムとしての 基盤整備  
が 十分 とは言えない地域の 法 が多い。今後、財源 を 伴った 基盤整備の 確保が  
求められる 障害 福祉分野において、現状 の 地方 公共 団体の 財政 や 人材 等を  
考えた場合、依然として 国の 役割 は大きい。地方の 成長 に向け、国は、現状 の  
義務的経費とその負担 割合、一括 交付金、税源 移譲 等の 取扱い などの 財政的  
支援の在り方を見直しすることも 必要 と考える。

#### 【中西 委員】

#### ○結論

基本的 なサービスは地域が 責任 を負い、長時間 や 財政 負担の大きい 医療 を含む  
介助 など、一日8時間を超える 介助 などは 国が 責任 を持つべきである。この場合に  
も 8時間以下の 基礎部分にも 国は 1 / 2 国庫負担をし、国の 責任 を果たすべきである。



りゆう  
○理由

しょうきぼ ちほうこうきょうだんたい ざいせい きぼ ちいさく じかん かいじりようしゃ  
小規模な地方 公共 団体 においては、財政 規模が小さく24時間の 介助 利用者がい  
しちょうそんざいせい はたん れい みうけられる ちょうじかん かいじりようしゃ  
ると 市町村 財政 が破綻する 例 も見受けられる。そこでは 長時間 の 介助 利用者は  
けいえん ちいき じりつせいかつ しせつにゆうきよ よぎなく れい  
敬遠 され、地域での 自立 生活 ができなく 施設 入居 を余儀なくされている 例 も  
みうけられる さべつ おこら くに すうえーでん  
見受けられる。このような 差別 が起こらないようにするため 国 はスウェーデンや  
せんしんこく おこなって ちょうじかんりようしゃ けんり まもる じゅうぶん ざいせいふたん  
先進国 が行っているような 長時間 利用者の権利を守るために 充分 な 財政 負担を  
すべきである。

なかはらいいん  
【中原 委員】

けつろん  
○結論

きほんてき しくみ くに せきにな おこなう いっぽう さーびす かかるしきゅう  
基本的な仕組みは 国 が 責任 をもって 行う べき。一方 で、サービスに係る 支給  
けつてい みちか しちょうそん おこなう かんがえる  
決定 は身近な 市町村 が 行う べきと考える。

りゆう  
○理由

げんじょう しちょうそんかくさ もんだい ふくし さーびす しきゅうけつてい ぷろせす  
現状 では 市町村 格差が 問題 となっている。福祉サービスの 支給 決定 プロセス  
ぜんこくきょうつう  
は 全国 共通 のもとすべきである。

なら ざきいいん  
【奈良崎 委員】

けつろん  
○結論

おかね だし ほじょきん  
お金を出してほしい（補助金）

りゆう  
○理由

ほんにんかつどう おかね せいかつ ねんきん すくない  
本人 活動 のための お金 や 生活 のための 年金 が少ない

にしたきいいん  
【西滝 委員】

けつろん  
○結論

くに ちほう じちたい やくわり きわめてじゅうよう やくわり じゅうぶん はつき  
国 ならびに 地方自治体の 役割 は極めて 重要 。 役割 を 十分 に発揮してほしい。

りゆう  
○理由

ちほう ゆだねる かんがえかた ちいきせいかつしえんじぎょう おおきな ちいきかくさ はつせい  
地方に委ねる 考え方 はすでに 地域 生活 支援 事業 で大きな 地域格差 を 発生 させて  
きほんてき がいどらいん ざいげん くに ようい ちほうこうきょうだんたい しき かんたく  
いる。基本的なガイドラインと 財源 を 国 が用意し 地方 公共 団体を 指揮 監督 をする  
もとめる  
ことを求める。

のほらいいん  
【野原委員】

けつろん  
○ 結論

ちいき ふつう いきる ちほう じちたい やくわり けつていてき  
地域で普通に生きるうえで、地方自治体の役割は決定的である。

りゆう  
○ 理由

ちほう じちたい ほんし じゅうみん ふくし ほんらい じちたい やくわり  
地方自治体存在の本旨は、住民の福祉である。しかし、本来の自治体の役割が  
ちほうぶんけん なもと ゆがめられ げんじょう ちほう ふくしせさく じゅうぶん  
「地方分権」の名の下に歪められているのが現状である。地方が福祉施策が十分  
おこなえるさいせいてきほしょう くに せきにん ひつよう  
行える財政的保障を国が責任をもつ必要がある。

どうじ ぎょうせい どうじしゃだんたい しえんだんたい いくせい きょうどう せっきよくてき  
同時に行政は、当事者団体や支援団体の育成、NPOとの協働を積極的に  
すすめる  
進めるべきである。

ひがしがわいいん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

みちか ちいきとくせい ふまえた さーびす ととのえて どうぜん しちょうそん やくわり  
身近な地域特性を踏まえたサービスを整えていくことは、当然、市町村の役割で  
ある。しかし、ざいげん ちがい さーびす ちいきかくさ しょうじて  
財源の違いなどでそのサービスに地域格差が生じてはならない。そのた  
め、せいかつ きばん かかわる さーびす せいび ざいげん ふくめてくに せきにん もつ  
生活の基盤に関わるサービス整備については、財源も含めて国が責任を持つし  
かくりつ ひつよう  
くみを確立することが必要である。

りゆう  
○ 理由

きょじゅう しちょうそん うけられる さーびす かくさ しょう だんじて  
居住する市町村によって、受けられるサービスに格差が生ずることは、断じてあ  
ってはならない。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

にほんこくけんぽうだい じょう せいぞんけんほしょう しょうがいしゃ せいかつ  
日本国憲法第25条の生存権保障からすれば、障害者が生活できるよう  
にするためにナショナルミニマムとしてのサービスを保障することがまず根底にある  
せいかつほしょう  
(生活保障)。

つぎ しゃかいさんか できる かんきょうせいび じぎょうしゃ いくせいしどう おこなう  
次に社会参加などが出来るように環境整備や事業者の育成指導を行うことが  
ひつよう しゃかいふくしほうだい じょう  
必要であろう(社会福祉法第6条)

さーびす あくせす せんたくしえん ふくむじょうほうていきょう さーびす ていきょう  
また、サービスへのアクセスや選択支援(含む情報提供)は、サービス提供  
じぎょうしゃ まかせる くわえて ぎゃくたいぼうし けんりようご こうてきぶもん さいしゅう  
事業者の任せるべきではなく、加えて、虐待防止や権利擁護は公的部門が最終  
せきにん おう  
責任を負うべきである。

りゆう  
○ 理由

じりつしえんほう さーびす いちげんてき とらえた こうてき ほしやう りやういき  
自立支援法は、サービスをすべて一元的に捉えたが、公的に保障する領域  
（しょくじ はいせつ せいかつかいご こうきやうてき さーびす ていきやう なじむ りやういき  
（食卓、排せつなどの生活介護）、公共的なサービス提供が馴染む領域  
（しょくぎやうくんれん しゃかいくんれん こじん かつどうしえん りやういき よか かつどうしえん こじんかつどう  
（職業訓練、社会訓練）、個人の活動支援の領域（余暇活動支援、個人活動  
のガイドヘルプ）と整理して、公的にサービスそのものを保障（提供ではなく）す  
る領域、サービス供給の安定化や質の向上を公的に確保する領域、  
じぎやうしゃ さんにようそくしん しんこうさく りやういき こうてきせきにん ありかた せいり  
事業者の参入促進などの振興策をとる領域など公的責任のあり方を整理す  
る必要がある。

ひろたいいん  
【広田委員】

けつろん  
○ 結論

くに ちほうこうきやうだんたい はなしあう  
国と地方公共団体で話合うべき。

りゆう  
○ 理由

おかね もんだい  
お金の問題だから。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ ふくし さーびす ていきやう くに ちほうこうきやうだんたい せきにん  
障害者の福祉サービスの提供は、国や地方公共団体の責任において、  
ていきやう  
提供すべきものである。

りゆう  
○ 理由

ぜんだん けんぽう しょうがいしゃけんりじやうやく しょうがいしゃきほんほう きてい いちづけた  
前段での憲法や障害者権利条約、障害者基本法の規定を位置づけたのは、  
こうてきせきにん してき ほかなら こんかい じりつしえんほう おうえきふたん はいし ぶんや  
公的責任の指摘に他ならない。今回の自立支援法・応益負担の廃止も、この分野で  
じゅえきしゃふたん はいする しょうがいしゃ けんりほしやう りつきやく  
受益者負担を排することにある。障害者の権利保障は、ここにしっかりと立脚す  
ることであり、今回の新たな制度設計もそこにこそ意義がある。

ふじおかいいん  
【藤岡委員】

けつろん  
○ 結論 ①

じんけんくわはくちたい つくら こうてきせいび ぎむ めいかくか せいどきやうじ しゅうち ぎむ  
人権空白地帯を作らないための公的整備義務の明確化と制度教示、周知義務の  
てっていじやうこう  
徹底 条項

りゆう  
○ 理由

けいやくせいど いこうご みんかんしゃかいじぎやうしよ けいやくりやうしゃ しょうがいしゃ  
とりわけ「契約制度」移行後、民間社会事業所と契約利用者（障害者）の  
たいとうせい もんだい しょうがいしゃ こうてきけんりほしやう もんだい こんどう  
対等性の問題と、障害者の公的権利保障の問題が混同されてきたことに

ちゅうい かんき  
注意 を喚起したい。

たとえば、いくら地域で暮らすことの自由を言ったところで、そのための支援を実施する事業所が地域に存在せず、支援員もいない状態では、暮らすことが出来ず、それは公権力の公的責任履行義務違反であり、基本的な人権が保障されていない憲法空白地域を意味するものである。

きばんせいび ぎむ ほうてき ぎむ  
基盤整備義務を法的義務としなくてはならない。

また、情報格差のもとで障害者の自己決定の保障を実質化していくための仕組みづくりの観点から重要である。

くに じちたい せいど せさく きょうじ しゅうち ぎむ てってい ふくし たどりつけて  
国・自治体の制度、施策の教示・周知義務を徹底し、福祉にたどり着けていない人、支援のネットからこぼれ落ちている人を一人でも減らす。菅直人総理大臣の方針である包摂社会にも合致する。

#### ますだいいん 【増田委員】

##### けつろん ○ 結論

しょうがい ひと みずから せいかつ じんせい せんたく しょうがいしゃしえん  
障害のある人が自らの生活や人生を選択することができる障害者支援の仕組みと財源は、国の責任として考えるべきである。その上に地域の特性などをいかした自治体独自の施策を構築していく。

##### りゆう ○ 理由

じりつしえんほういこう ちいきかくさ ひろがり かくさ かくだい はあく  
自立支援法以降、地域格差は広がり、その格差の拡大を把握しづらくなってきている。その上、ちいきしゅけんいつかつほうあん せんざい しょうがいしゃしえん ちいきかくさ かくだい まねく くに  
その上地域主権一括法案の存在は、障害者支援の地域格差の拡大を招く。国のせきむ めいかくか しょうがいしゃしえん きほん さだめ  
責務の明確化と障害者支援の基本を定めなければならない。

#### みうらいいん 【三浦委員】

##### けつろん ○ 結論

けんぽう じょう もとづき さらにしょうがいしゃきほんほう やくわり めいかく  
憲法 25 条に基づき、更に障害者基本法で役割を明確にする。

くに ちほうこうきょうだんたい しえん ほしょう ぎむ かす  
国および地方公共団体に支援を保障する義務を課す。

##### りゆう くだい ○ 理由（課題）

しえん めいゆー しつ りょう じつげん むけ ざいせいてきうらづけ ぎろん いそぐ  
支援メニューの質と量の実現に向け、財政的裏づけの議論を急ぐべきである。

みつますいじん  
【光増 委員】

けつろん  
○ 結論

しちょうそん ふくししえん ていきょう しきゅうけつてい おこなう とどうふけん くに  
市町村は、福祉支援の提供の支給決定を行う。都道府県、国はそのための  
じょうほうていきょう わくぐみ しえん おこなう しちょうそん どくじせい たんぽ  
情報提供や枠組みの支援を行う。しかし市町村の独自性は担保すべきでないか

りゆう  
○ 理由

みぢか ふくししえん しちょうそん ひつよう おうじてけつてい かいしゃく とどうふけん  
身近な福祉支援は市町村で必要に応じて決定するが、解釈をめぐって都道府県、  
くに こまかな せいげん もうけて どくじせい おうよう おそれ  
国が細かなまな制限を設けてしまうと、独自性と応用がきかなくなる恐れがある。

もりいじん  
【森 委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう しちょうそん おおきな やくわり ちいき  
障害者の福祉支援（サービス）提供は市町村に大きな役割があり、地域の  
とくせい おうじた しえん じゅうじつ はかる じゅうよう しちょうそん かくさ  
特性に応じた支援の充実を図ることが重要であるが、市町村による格差が  
しょうじない くに なしよなる みにまむ ねんとう いってい きじゅん しめす ひつようせい  
生じないよう国はナショナルミニマムを念頭に一定の基準を示す必要性が  
もとめられる。また、都道府県も含め、そのための財源の確保とともに、専門的知識と  
せんもんてきぎじゅつ にかんして しちょうそん しえん じゅうじつ はかる  
専門的技術に関して市町村への支援の充実を図るべきである。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ ふくししえん さーびす ていきょう にかんして しちょうそん ちいきかくさ しょうじない  
障害者の福祉支援（サービス）提供に関して市町村の地域格差が生じないよう  
にすることは、自立支援の基盤である。

やまもといじん  
【山本 委員】

けつろん  
○ 結論

こっかせきになん しょうがいしゃしえん いちづける ちほうこうきょうだんたい くに せきむ  
国家責任として障害者支援を位置づけるべき。地方公共団体はその国の責務  
ぐたいてき しつこう いちづけ  
を具体的に執行するという位置づけ

りゆう  
○ 理由

けんぽう さだめられ しょうがいしゃけんりじょうやく さだめられ けんりほしょう くに  
憲法に定められさらに障害者権利条約によって定められた権利保障は国の  
せきになん  
責任である。

こうもく ほう しゅびはんい  
＜項目 A-5 法の守備範囲＞

ろんてん  
【論点 A-5-1】「総合福祉法」の守備範囲をどう考えるか？福祉サービス以外の、医療、  
ろうどうぶんや きのうぶんたん  
労働分野、コミュニケーション、また、障害児、高齢者の分野との機能分担や（制度  
たにま うま れんけい すいしんかいぎ ほうこうせい そつ かたち すすめて  
の谷間を生まない）連携について推進会議の方向性に沿った形でどう進めていく  
か？

あさひないいん  
【朝比奈委員】

けつろん  
○ 結論

きのうぶんたん そうごうふくしほう ぎろん かてい ほう じっしじょうきょう  
どのような機能分担をするにせよ、総合福祉法を議論する過程と法の実施状況  
もにたりんぐ てーま とりあげて ぶんやかん きょうぎ しくみ ひつよう  
のモニタリングのなかで、テーマを取り上げて分野間で協議していく仕組みが必要で  
あると考えます。

あらいいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃ じりつ めざす ふくし きょういく いりよう ろうどう じゅうたく  
障害者の自立を目指すためには、福祉のみならず、教育、医療、労働、住宅  
ぎょうせいぶんや かんけい はばひろ ぎろん うえ しょうがいしゃ じんせい  
といった行政分野との関係についても、幅広く議論した上で、障害者の人生を  
とーたると さぼーと してん めげ おち ひつよう  
トータルにサポートするという視点から抜け落ちのないようにすることが必要。  
きんねん こうれい しょうがいしゃ とくべつようごろうじん ほーむ かいせつ おこなわ  
なお、近年、高齢の障害者のための特別養護老人ホームの開設が行われて  
しょうがいしゃ こうれいか かだい たいおう ひつよう しょうがいしゃ けあ  
いるなど、障害者の高齢化という課題への対応が必要であり、障害者へのケア  
しつ かくほ かんてん かいごほけんゆうせんてきょう どうとうせい ふくめ こうれいしゃふくし  
の質の確保という観点から、介護保険優先適用の妥当性も含め、高齢者福祉との  
かんけい せいり ひつよう  
関係を整理する必要。

りゆう  
○ 理由

らいふ すてーじ しえん ふくし さーびす いりよう きょういく  
ライフステージごとにばらばらの支援を福祉サービスのみならず、医療、教育、  
ろうどう じゅうたく かんけいぎょうせいきかん れんけい そうごうてき いっかん しえん おこなわ  
労働、住宅などの関係行政機関が連携して総合的に一貫した支援が行われ  
るような仕組みが必要。

いざわいいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論

いりよう ろうどう ようそ た ほうれい たいおう はっそう  
「医療」「労働」などの要素は他の法令で対応していく発想

けつろん  
○ 結論

ぶんり かくり いんく りゆう じょん できない とくにせいしんいりよう  
ごっちゃにすると分離、隔離のまま、インクリュージョン出来ない。特に精神医療

いはんいりょう かくさ さべつ もち つづけて いりょう いりょうほう なか たいおう  
は 一般 医療 との格差や差別を持ち続けている。医療 は 医療法 の中で対応 する。  
ろうどう ろうどうかんけいほうれい たいおう  
労働 は 労働 関係 法令 で 対応 されるのが良い

いしばしいん  
【石橋 委員】

けつろん  
○ 結論

そうごう なづける じょうきしゅびはんい こういき  
総合 と名付けるかぎり、上記 守備範囲は 広域 であるべき。

きのうぶんたん れんけい れんけい こうもくべつ しょうぐるーぷ けんとう ぜんたいかい  
機能 分担 や 連携 については、連携 する 項目 別に小グループで 検討 し 全体会 で  
とうぎ  
討議する。

りゆう  
○ 理由

せいかつ こんなん ふじゆう こじん しえん ちやくもく かぎり ねんれい しゅべつ  
生活 の 困難 さ不自由さといった個人の支援に 着目 する限り、年齢 ・ 種別 は  
かんけいがない かんがえる  
関係ないと考える。

ちいきせいかつしえん にかんする ないよう しぼり ちいきせいかつ かべ  
地域 生活 支援に関する 内容 に絞り、地域 生活 で 壁 となっている「まちづくり」と  
れんけい ひつよう くわえる  
の 連携 が 必要 なので「まちづくり」を加える。

うじたいいん  
【氏田 委員】

けつろん  
○ 結論

そうごうふくしほう しゅびはんい ふくし さーびす ちゅうしん おもわ ふくし  
「総合 福祉法」の守備範囲は、福祉サービスが 中心 であると思われるが、福祉の  
いりょう きょういく ろうどう しほう ぶんや しえんれんけい ひつよう とうじしゃ  
みならず 医療、教育、労働、司法などの分野との支援 連携 が 必要 であり、当事者  
しえん ほうかつてき くみたてる じゅうなんせい しゅびはんい きじゅつ  
への支援を 包括的 に組み立てることができるような 柔軟性 のある守備範囲の 記述  
のぞましい。そのような 体制 の中で、当事者の支援ニーズにフィットした個別支援  
けいかく さくせい うんよう かんがえられる こみゆにけーしょん  
計画 が 作成 され、運用 されていくと考えられるからである。また、コミュニケーション  
じょうほう あくせしびりてい じゅうらい ひろいかんがえかた たいおう  
や 情報 のアクセシビリティについても 従来 よりも広い 考え方 で 対応 することが  
ひつよう のぞましい  
必要 であり、望ましい。

りゆう  
○ 理由

しょうがいじしえん ぶんや きょういく ふくし れんけい たいへんじゅうよう ふかけつ  
障害児 支援の分野のみならず 教育 と福祉の 連携 は 大変 重要 であり不可欠な  
ものである。また、にちじょうせいかつ おくるうえ べんごし さいばんかん けいだん しょうがい  
特性 や 能力 に応じた 対応 が出来るような規定がないと事件や事故などで 障害者  
ふりえき こうむる かんがえられる ぶんや ぎろん ひつよう  
が不利益を 被る ことが考えられるので、これらの分野についても議論をする 必要 があ  
る。

こみゆにけーしょん だいいち ひとたち りかい ひつよう  
また、コミュニケーションについては、第一に本人たちが理解できることが 必要 で  
あり、それぞれの 障害 特性 に応じ、必要 なコミュニケーション 手段 が取れること

のぞましい しゅわ てんじ ちてきしょうがい はったつしょうがい へいたん  
 が望ましい。手話、点字などとともに、知的障害、発達障害については、平坦な  
 にほんご かか すうえーでん いーじーとうーりーどー  
 日本語で書かれること(スウェーデンなどのイーリートウリードーEasy to readなどを  
 さんしょう びくとぐらむ さいん ほんにん ゆうこう  
 参照されたい)や、ピクトグラム、サインなど本人にとって有効な  
 こみゆにけーしょん しゅだん ほしょう どうように しゃかいせいかつ いとなむ  
 コミュニケーション手段が保障されるべきである。また同様に、社会生活を営む  
 うえ ひつよう じょうほう あくせしびりてい しょうがいとくせい ごうりてきはいりよ なか  
 上で必要な情報へのアクセシビリティも障害特性への合理的配慮の中で  
 じゅうなん しえん てんかい しかる  
 柔軟な支援が展開されて然るべきである。

おおくぼいいん  
**【大久保委員】**

けつろん  
**○ 結論**

そうごうふくしほう しゅびはんい ふくし さーびす ちゅうしん かんがえられる かんれん  
 「総合福祉法」の守備範囲は、福祉サービスが中心と考えられるが、関連する  
 しょうがいじしえん こうれいしゃかいご いりよう しゅうろう ろうどう ぶんや へいこう  
 障害児支援や高齢者介護、医療や就労(労働)などの分野についても、並行し  
 ぎろん ふかめて ひつよう かんがえる  
 て議論をしっかりと深めておく必要があると考える。

りゆう  
**○ 理由**

そうごうふくしほう しゅびはんい さい さいみまん しょうがいしゃ にたいする ふくし さーびす  
 「総合福祉法」の守備範囲は、18歳から65歳未満の障害者に対する福祉サービス  
 ちゅうしん かんがえられる しょうがいじしえん こうれいしゃかいご いりよう しゅうろう ろうどう  
 が中心と考えられるが、障害児支援や高齢者介護、医療や就労(労働)など  
 ふくし さーびす かんれん せいごうせい はいりよ ひつよう かんがえる  
 は、この福祉サービスに関連するとともに、整合性に配慮する必要があると考える。  
 いっぽう ぶんや にかんする ぎろん ふかめて ひつよう  
 よって、一方で、これらの分野に関する議論もしっかりと深めておく必要があると  
 かんがえる  
 考える。

おおはまいいん  
**【大濱委員】**

けつろん  
**○ 結論**

すいしんかいぎ きーわーど ちいき じりつ せいかつ ぜんてい ばあい いりよう  
 推進会議でのキーワードある「地域で自立した生活を」を前提とした場合、医療、  
 ろうどう こみゆにけーしょん しょうがいじ どうめん しゅびはんい かいごほけんせいど  
 労働、コミュニケーション、障害児までが当面の守備範囲であり、介護保険制度に  
 こうれいしゃかいごせさく きりはなす  
 よる高齢者介護施策と切り離すべき。

りゆう  
**○ 理由**

ろうどう  
**労働**

いち じかん じかん かいご ひつよう しょうがいしゃ ばあい しょくば じえいぎょう さいちゅう  
 1日24時間や16時間の介護の必要な障害者の場合、職場や自営業の最中で  
 かいご じゅうどほうもんかいご ほうもんけい さーびす しーむれす おこなわ こんなん  
 の介護は、重度訪問介護などの訪問系サービスでシームレスに行われないと困難。  
 しごと しごといがい せいど わかれて ざんぎょう せいど じかん  
 仕事と仕事以外の2つの制度が分かれていれば、残業のたびに、それぞれの制度で時間  
 へんこう  
 を変更せねばならず、うまくいかない。

そこです、職場や自営業などの時間も重度訪問介護等の現状の支給量



はんい じゅうどほうもんかいご がいしゅつかいご つうきん しょくば かいご みとめる よさん そち  
の範囲で 重度 訪問 介護や 外出 介護で 通勤 や 職場 での介護を認める (予算措置  
ふよう  
不要)。

つぎ まいとし すこしずつ しょうがいしゃこようりつ あげて きぎょう ばっきん ざいげん  
次に、毎年 少しずつ 障害者 雇用率 を上げて、企業 からの 罰金 を財源 とする  
しょうがいしゃこようかいけい しゅうにゅう ふやし ざいげん じゅうどほうもんかいご がいしゅつかいごとう  
障害者 雇用 会計 の 収入 を増やし、その 財源 を 重度 訪問 介護や 外出 介護等  
しょくば かいごじかん ざいげん くみいれる  
の 職場 での介護時間の 財源 に組み入れる。

だんかい ふん しょくば かいご そうごうふくしほう はんちゅう  
の2つの 段階 を踏んで、職場 での介護を 総合 福祉法 の 範疇 にすべき。

## いりょう 医療

にゅういんちゅう さいじゅうどぜんしんせいしょうがいしゃとう とくしゅ かいご しょうがいしゃ  
入院 中の 最重度 全身性 障害者 等の 特殊 な介護については、障害者  
じしん きぼう ばあい しんりょうほうしゅう つうち いう びょういん かんご はんちゅうがい  
自身からの希望がある場合は、診療 報酬 の通知で言う 病院 の看護の 範疇 外で  
せんげん じゅうどほうもんかいご にゅういんちゅう かいご おこなうひつよう このさい  
あると 宣言 し、重度 訪問 介護で 入院 中の介護を行う 必要がある。(この際、  
いりょうほけんかいけい しょうがいふくし ほうもん さーびす かいけい じゃっかん くりいれ ぎろん  
医療 保険 会計 から 障害 福祉の 訪問 サービス 会計 に 若干 の繰り入れが議論され  
てもよいが、それが 病院 の診療 報酬 の減額 になったら、重度 障害者 の  
にゅういん うけいれて びょういん みつから きゅうびょうじ きゅうきゅうしゃ  
入院 を受け入れてくれる 病院 がますます見つからず、急病 時に 救急車 のた  
らいまわしにつながる。制度 改正 の足かせにならない事が必要。)

ざいたく へるばー とう きゅういん けいかんえいよう ちゅうにゅうかいし  
ほかに、在宅 でのヘルパー 等のたん 吸引 や 経管 栄養 ( 注入 開始から  
しゅうりょう いろいろ ふくむ びん じょくそう しょち じんこうこきゅうきそうさちやくだつとう  
終了 まで(胃ろう含む) ) ・てき便 ・褥瘡 の処置 ・人工 呼吸器 操作 着脱 等の  
にちじょう いりょうるいじこうい こういしゃ はんい かいじょしゃとう ひろげ  
日常 における 医療 類似行為については、その行為者の範囲を 介助者 等にも広げ、  
あわせてひつよう けんしゅう てつづき さらなるせいびどう おこなう  
併せて 必要な 研修 や 手続 の更なる整備等を行う。

## おかべいいん 【岡部委員】

### けつろん ○ 結論

えいこく こみゆにてい けあ だいろくと ぺいめんと ほう しょうがいしゅべつ ねんれい  
英国 のコミュニティケア・ダイレクトペイメント法のように、障害 種別 ・年齢  
かぎら ばーそなる あしすたんす しきゅうけつてい きゅうふかんりにかんする ほう そうごう  
を限らないパーソナルアシスタンスのための 支給 決定 ・給付 管理に関する法を 総合  
ふくしほう べつだて しょうらい かのうせい ぎろん  
福祉法 と別立てとする 将来 の可能性についても議論されてもよいのではないか。

### りゆう ○ 理由

しせつ ふくし じぎょうしょしゅたい きょたく かいご ばーそなる あしすたんす えんじよ  
施設 福祉 や 事業所 主体 の 居宅 介護 と パーソナルアシスタンスでは、援助 の  
かんがえかた さーびす たいけい さーびす かんりほうほうとう ことなる  
考え方 ・サービス 体系 ・サービス管理 方法 等 がまったく異なるため。

おざわいいん  
【小澤委員】

けつろん  
○ 結論

- ・ 総合福祉サービス法は、福祉サービスに限定した法にしておく。
- ・ 医療、労働、コミュニケーション、は別立の法で。
- ・ 障害児は、児童福祉法で。
- ・ 高齢者は、介護保険法で。
- ・ 各法制度のれんけいに関しては、基本的な方向は、改正・障害者基本法で。

りゆう  
○ 理由

- ・ 新法の範囲を拡大すると、法の内容もぼうだいになり、法制度もふくざつかするので。市民の理解がすすまなくなる。

おだじまいいん  
【小田島委員】

けつろん  
○ 結論

仕事がなく困っている人に、仕事を作ってもらいたい。

りゆう  
○ 理由

知的障害者はなかなか仕事がない。働いている人も首になったら働くところを作ってもらいたい。

おのいいん  
【小野委員】

けつろん  
○ 結論

総合福祉法は、福祉に関する法律とすべき。その他の分野はそのそれに応じた法律を見直し、併用できるようにする。

りゆう  
○ 理由

自立支援法は、医療や労働も含めた法律となってしまうため、多くの欠陥や問題が生じている。それを解消し、他の領域の法律の充実を図り、障害に関する制度・施策を本格的に位置付けるうえでも欠かせない。

かしわめいいん  
【柏女委員】

けつろん  
○ 結論

「障害」に普遍的な事項(定義など)は、障害児についても規定することが必要とされる。

りゆう  
○理由

しょうがいふくし こんきよほう じどうふくしほう ほんぽう じどうふくしほう ほんぽう  
障害児福祉の根拠法を児童福祉法と本法にしておかないと、児童福祉法と本法  
あいだ きれめ うみだす とくにしゅうろうしえん じどうせさく せいじんせさく  
との間に切れ目を生み出すこととなる。特に就労支援など児童施策と成人施策の  
いこうきしえん かだい  
移行期支援が課題となる。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○結論

しょうがいしゃ くらす しちょうそん しえん けんげん かくせいど とうごう けんげん  
障害者の暮らす市町村に支援の権限について、各制度を統合できる権限と  
きのう そうごうふくしほう ちほうじちたい ほう とうごう けんげん しちょうそん  
機能を「総合福祉法」がもつか、地方自治体の法によって統合の権限を市町村が  
もつ ひつよう げんにかいごほけんほう かんけい たにま つくつ  
持つことが必要である。現に介護保険法との関係ではいろいろな谷間を作っています。

りゆう  
○理由

しょうがいしゃ のぞむちいき さいていせいいかつ ほしょう じりつしえんほう せっち  
障がい者の望む地域での最低生活の保障について、自立支援法によって設置され  
じりつしえんきょうぎかい そうだんしえんたいせい ちゅうしん しちょうそん こういきけんいき  
た自立支援協議会と相談支援体制が中心となって、市町村ないし広域圏域に  
そうごうてき ほんだん しすてむ ひつよう じりつしえんきょうぎかい および そうだんしえん  
において総合的に判断できるシステムが必要です。自立支援協議会及び相談支援  
たいせい いけん そんちょう そうごうてき ほんだんけつてい せいど ひつよう  
体制からの意見を尊重されて総合的に判断決定できる制度が必要です。

かわさき たつ いいん  
【河崎（建）委員】

けつろん  
○結論

そうごうふくしほう しゅびはんい げんそくふくし さーびす げんてい かんがえる  
「総合福祉法」の守備範囲は原則福祉サービスに限定すべきと考える。

りゆう  
○理由

とくに せいしんぶんや いりょう ふくし りょうりん きょうどう さどう  
特に、精神分野については医療と福祉の両輪が協同して作動しなければなら  
そうごうふくしほう せいしんいりょう きてい むり  
いが、「総合福祉法」で、精神医療を規定するのは無理がある。

きたうらいいん  
【北浦委員】

けつろん  
○結論

そうごうふくしほう ささえるいりょう いりょうてきしえん こん  
総合福祉法は、「支える医療」として医療的支援もくるみ込んだものであるべき

である。

りゆう  
○理由

いりょう じゅうらい なおすいりょう しょうがい ひとびと せいかつ ささえる ささえる  
医療は、従来の「治す医療」から障害のある人々の生活を支える「支える  
いりょう いりょう ふくし れんけい ひつよう  
医療」つまり、医療と福祉の連携が必要である。

きたのいいん  
【北野委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいじ しゃ かんれん いりょう ろうどう きょういく いどうこうつう じどう こうれいしゃ  
障害児・者に関連する医療・労働・教育・移動交通、あるいは、児童や高齢者  
ぶんやとう きほんてき しょうがいじ しゃ ふくむいっばんしみん けんり ほしょう  
分野等については、基本的には障害児・者を含む一般市民の権利を保障するそれ  
いっばんほう いっばんほう しょうがいしゃけんりじょうやく  
ぞれの一般法にゆだねることになるが、それら一般法が、「障害者権利条約」  
しょうがいしゃ きほんほう かいかくあん こんぽんてき りねん いんく るー しぶ しゃかい  
「障害者基本法改革案」の根本的な理念である「インクルーシブ社会」  
しゃかいてきはいじょ ゆるさ しゃかい むじゅん ぜんたいてき せいごうせい  
「社会的排除を許さない社会」と矛盾することがないように、全体的な整合性  
かくほ  
を確保する。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ そうごうふくしほう しゅびはんい きほんてき しゃかいてき かいじょしえん そうだんしえん  
「障害者総合福祉法」の守備範囲は、基本的には社会的介助支援と相談支援  
めいん そうごうてき ふくししえん いがい しょうがいじ しゃ にかんする しえん  
をメインとする総合的な福祉支援であり、それ以外の障害児・者に関する支援は、  
きほんてき いっばんしみん しえん ほしょう いっばんほう しょうがいじ しゃ いんく るー しぶ  
基本的に一般市民への支援を保障する一般法が、障害児・者をインクルーシブに  
くみこみ しゃかいさんか さんかく ひつよう しえん ごうりてきはいりよ ほしょう  
組み込み、さらに、その社会参加・参画に必要な支援や合理的配慮を保障するこ  
とを、その基本とする。一般法が、障害児・者を排除することは、「障害者権利  
じょうやく しょうがいしゃ きほんほう かいかくあん いはん ゆるさ  
条約」「障害者基本法改革案」違反であり、許されるものではないが、そのた  
めに必要な支援や合理的配慮をどのようなシステムのもとで保障するのかについて  
ほうかつてき ちゅうみつ せいどせつけい ひつよう  
は、包括的で稠密な制度設計が必要である。

きみづかいいいん  
【君塚委員】

けつろん  
○ 結論

なんびょう ふくめて じゅうらい かくだい たいしょう はんい  
難病を含めて従来の拡大した対象を範囲とする。

りゆう  
○ 理由

たいおう おくれて じぶんや ぶかい もうけ そうごうふくしぶかい けんとう くわえて かいぎ  
対応を遅れている児分野などに、部会を設け、総合福祉部会で検討を加えて、会議  
ていしゅつ  
に提出する。

くらたいいん  
【倉田委員】

けつろん  
○ 結論

ほう めいしょう かい しょうがいしゃ そうごうふくし ろうどうほう てきせつ  
法の名称にも書いたとおり、障害者総合福祉・労働法とすることが適切と  
かんがえる ふくし さーびす ろうどうぶんや きのおぶんたん しょうじない  
考えるので、福祉サービスと労働分野の機能分担は生じない。  
すすめかた さっきゅう こうせいろうどうしょう ふくし ろうどうそうほう ぶきょく  
なお、進め方については、早急に厚生労働省の福祉・労働双方の部局を  
まじえたけんとう ば すいしんかいぎ そうごうふくしぶかい なか かんけいしゃごうどう もつ  
交えた検討の場（推進会議と総合福祉部会の中の関係者合同で）を持つことが

ひつよう  
必要である。

りゆう  
○理由

そうごうふくしぶかい きゅうろうどうしょう さいど しゅつせき しょうがいしゃ しゅうろう  
総合福祉部会には、旧労働省 サイドの 出席 がなく、また、障害者の 就労  
かかわる けんきゅう じっせん めんばー すいしんかいぎ そうごうふくしぶかい わかれて  
に関わる 研究・実践メンバーが、推進会議と総合福祉部会に分かれてしまってい  
るので、これらが 一同 に会して議論する場が 必要 と考えるので。

こんどういいん  
【近藤委員】

けつろん  
○結論

そうごうふくしほう しゅびはんい じりつしえんほう ふくし さーびす  
「総合福祉法」の守備範囲は、「自立支援法」にかわるものとして福祉サービスに  
ついて規定するものとする。そのうえで、障害者の労働については、シームレスな  
きてい かんがえる しょうがいしゃ ろうどう しーむれす  
支援を基本に、福祉施策と労働施策を 分断 せず 横断的 な 連携 が 必要 となる。

りゆう  
○理由

はたらく きぼう いっぱんこよう むずかしいかた ろうどうしゃ けんり ほしょう  
働く ことを希望しても 一般雇用が難しい方が「労働者としての権利」を保障さ  
れるためには、福祉、労働、両分野での取り組みが 連携 してなされることが 必要 で  
あるため。

さいとういいん  
【齋藤委員】

けつろん  
○結論

そうごうふくしほう しゅびはんい かんがえるふくし さーびす なに めいかく  
総合福祉法の守備範囲と考える福祉サービスとは何かをまず 明確 にしなければ  
ならない。これまで じりつしえんほう とりあつかい ないよう ひとつひとつ ぎゃく とりあつかい  
自立支援法が 取扱ってきた内容の一つ一つ、また 逆に 取扱わ  
れなかった事項で 必要な事を 点検 しつつ、どういう 連携 ができるのかを 考え なければ  
ならない。

さの いいん  
【佐野委員】

けつろん  
○結論

ろんてん きじゅつ とおり そうごうふくしほう しゅびはんい ふくしぶんや さーびす  
論点 A-2-2)で 既述 した通り、「総合福祉法」の守備範囲は、福祉分野のサービス  
ほう りかい  
法と理解する。

りゆう  
○理由

よさん そち たんとうかんちょう ぎょうむはんい げんじつ ぎょうせい しくみ きんちょうかんけい  
予算措置、担当 官庁 の業務範囲など 現実 の行政 の仕組みと 緊張 関係を  
たもち じっこうせい あがる しゅびはんい けんどう た さーびす ぶんや たにま  
保ちながら、実効性 の上がる守備範囲を 検討 すべきである。他のサービス分野との谷間  
をつくらない意味から、相互のサービス法で 補充 規定を 明確 にすべきである。

しみずいいん  
【清水委員】

けつろん  
○ 結論

そうほうこう かさなり がた しょうがい ひと かんがえる  
双方向 重なり型で。(どちらからも 障害 のある人のことをもらさず考える)

りゆう  
○ 理由

いりょう いりょう ろうどう ろうどう ぶんや ふくみ たいせつにとらえる  
医療 は 医療、労働 は 労働 でそれぞれの分野でもしっかりと含みこんで大切に捉える  
ことが大事だと思ひます。その上で 連携 を。

すえみついいん  
【末光委員】

けつろん  
○ 結論

そうごうふくしほう ささえるいりょう いりょうてきしえん ふくみ  
総合 福祉法は、「支える 医療」としての 医療的 支援も含みこんだものであるべき  
である。

りゆう  
○ 理由

いりょう じゅうらい なおすいりょう しょうがい ひとびと せいかつ ささえる ささえる  
医療 は、従来 の「治す 医療」から、障害 のある人々の生活を支える「支える  
医療」としての 役割 を大きく持つようになっていひる。この「支える 医療」としての  
いりょう やくわり おおきく もつ ささえるいりょう  
医療的 支援を福祉サービスの中に 積極的 に含み込んでいくことが、医療的 支援と  
いりょうてきしえん ふくし さーびす なか せつきよくてき ふくみ こん いりょうてきしえん  
医療的 支援を福祉サービスの中に 積極的 に含み込んでいくことが、医療的 支援と  
ふくししえん そうほう にちじょうてき ひつよう ひとびと ほうかつてき しえん ひつよう  
福祉支援の 双方 を 日常的 に必要 とする人々への 包括的 な支援のために必要で  
ある。

たけばたいいん  
【竹端委員】

けつろん  
○ 結論

すいしんかいぎ はなし ばしょ  
これらのもんだいは、推進 会議のみならずといっしょに 話 をする場所をつくるべきで  
す。

りゆう  
○ 理由

すいしんかいぎ もんだい はなしあつ ぶかい すいしんかいぎ ほうこう  
推進 会議でもこれらの 問題 について話しあっています。部会 は 推進 会議の 方向 の  
ぐ か やくわり おおきく もつ ぶかい きめられ ないよう すいしん  
具たい化の役わりをもっています。なので、部会だけでは決められない内ようは、推進  
かいぎ か あつまつ はなし ば  
会議のみなさんと、課だいごとに集まって 話 をする場をもつべきです。

たなか のぶ いいん  
【田中(伸)委員】

けつろん  
○ 結論

きそん ほうりつ すいしんかいぎ ぎろん ほうこう そつ ひつよう かいせい おこない  
既存の 法律 については、推進 会議の議論の 方向 に沿って必要 な改正 を行いつつ、

新法では、障害者が「地域で生活する権利」を保障されるための具体的支援について、当事者または当事者団体からの十分なヒアリングに基づいて、必要な支援を創設していく方向で検討すべきである。

#### ○理由

障害者に「地域で生活する権利」が保障されるために、新法では障害当事者の視点から生活実態やライフステージに合わせて具体的支援を考えるべきであり、その議論の中で、具体的に既存の法律の改正が必要な事項と、新法における支援で保障する事項とを選別していく必要がある。新法と既存の法律とは「相互補完的」関係に立つものと考えべきである。

#### 【田中（正）委員】

#### ○結論

「総合福祉法」の守備範囲は、障害者の福祉サービス提供の仕組みが中心と考える。関連する領域としては、医療、労働、司法に関連を求めるべきである。障害のある児童のサービスや40歳以上の方で高齢者との重なりについても谷間を生まないように、議論を深める必要がある。

#### ○理由

「総合福祉法」の守備範囲は、18歳から65歳未満の障害のある方に対する福祉サービスの提供の仕組みについてが中心となる。障害のある児童や高齢者、医療や就労（労働）等は、福祉サービスに関連するため、整合性に配慮する必要がある。

#### 【中西委員】

#### ○結論

医療については入院中の介助や呼吸器、経管栄養など医療との境界領域があり看護を行うのか介護を行うのか明確ではなく、時には混在している場合もある。日常的な医療ケアについてはすべて介助者が行えるようにすべきであり、この場合に実務経験を尊重し特別な資格制度を設けないことが重要である。ただし在宅で係る医療費については医療保険からまかなうべきである。訪問看護、訪問診療を活用することによってより長期にわたって病院や施設ではなく地域で暮らし続けることが可能になる。入院中の介助については地域で必要とした

利用時間の範囲内であれば、利用してよいとすべきである。看護婦は介助者ではない。医療ケアを看護婦に任せ、身体やコミュニケーション支援は介助者が行うべきである。

労働分野では通勤通学の介助と含めて総合福祉法の範疇で扱うべきである。コミュニケーションについては手話、要約筆記、点字サービスとともに個別給付で行うべきであり、介助サービスと同等の扱いをすべきことは当然である。

障害児については0歳から重度訪問介護も利用すべきである。高齢者については65歳を迎えた障害者はどちらのサービスでも選択できるようにし、総合福祉法のサービスのみを使うことも可能とすべきである。また介護保険との統合を前提とした身体介護と家事援助の分離、単価差や介護福祉士を基本とする資格制度への一元化、介護保険をベースとした支給決定プロセス（介護認定調査と障害者程度区分）、サービス体系（身体介護と家事援助の分化、各サービス利用方法）などの矛盾点について、介護保険とは連動しない障害福祉サービス独自のしくみを構築すべきである。

制度の谷間についてはサービスの必要性があれば、利用者としてみとめ総合福祉法のサービスの利用者として認め谷間を作らないようにすべきである。

## ○理由

入院中の介助については現在グレーゾーンになっており使える市町村と全く使えない市町村があり不平等である。コミュニケーション支援を使うように指導しているが、ほとんど使われていないので機能していない。またコミュニケーション支援のみに限定され複雑な介助を求めるALSや筋ジストロフィー、頸損などの障害者は看護師の無視や放置にあっており入院をおそれている状況にある。看護師は介助者ではないことを明確にすべきであり、医療機関が完全看護をやるという建て前を医療法からはずすべきである。

専門的な介護資格を求める動きがあるが、介助サービスの現場ではこのような難しい介助をしかも、常時呼吸器を管理するなど重労働を担う介助者が少なく、裾野を広くとって3ヶ月以上の実務研修をふまないと一人で介助を担えるまでにならない状況があり、資格制度を厳しくすることは介助者のリソースを絶つことになる。そのため重度訪問介護で行っている20時間研修は入り口としては適切であり、重度訪問介護の制度の延長上で報酬単価を高くして介助者の継続的な確保を保障すべきである。



げんざいきゅういん つかう かてーてる ざいたく ばあい じこ ふたん いりょうほけん  
現在 吸引 に使うカテーテルは 在宅 の場合自己負担となっており、医療 保険が  
つかえない りゆう きゅういんこうい いし かんごしいがい しゃ おこなう ゆるさ  
使えない。その理由は 吸引 行為を医師看護師以外の者が行う ことが許されていない  
からである。在宅 で多くの吸引器 利用者がいる中で、医療 保険制度も 実態 に  
あわせて ざいたく りょう みとめる  
合わせて 在宅 での利用を認めるべきである。

ろうどうぶんや しょくばかいじょ こようそくしんほう きかん たいしょう げんてい おこなわ  
労働 分野については 職場 介助 が雇用 促進法 で期間と 対象 を限定して行われ  
ているが、10年 雇用が 継続 すると打ち切られたり、介助者 を 特定 の一人に  
きめなけれ りょう ふごうり せいど  
決めなければ利用できないなど、不合理な制度となっている。

しょうがいじ じゅうどほうもんかいご りょう さい つうえんつうがく  
障害児 については 重度 訪問 介護の利用は 15歳 からとなっており、通園 通学 な  
かいじょ つかえなかつ おや ほなれてかいじょしゃ がいしゅつ きかい うばわ こども  
どに 介助 が使えなかったり、親から離れて 介助者 と 外出 する機会を奪われ子ども  
じりつ そがい  
の自立を阻害している。

かいごほけんとうごう ぜんてい しょうがいしゃふくしせいど せいど  
介護保険 統合 を 前提 としたために 障害者 福祉制度にとってふさわしくない制度  
せつけいじょう ふごうり てん しょうじて ぜせい ひつよう さい  
設計 上の不合理な点が生じており、それを是正する 必要 があるため。また 65歳  
いじょう かいごほけん きょうせいてきょう おこなわ かいごほけん そうごうふくしほう  
以上 になると介護保険の 強制 適用 が行われているが、介護保険と 総合 福祉法の  
かいじょ さーびす りねん さーびす ないよう おおはば ことなる せんたく  
介助 サービスとは理念とサービス 内容 も 大幅 に異なることから 選択 できるしくみが  
ひつよう  
必要 である。

## 【中原 委員】

### ○ 結論

そうごうふくしほう しゅびはんい さいいじょう しょうがいしゃ にたいする ふくし さーびす ちゅうしん  
総合 福祉法の守備範囲は、18歳 以上の 障害者 に対する福祉サービスが 中心  
かんがえる  
と考える。

かんれん しょうがいじしえん こうれいしゃかいご いりょう た ぶんや へいこう ぎろん  
関連 する 障害児 支援や、高齢者 介護、医療 など他の分野についても 並行 して議論  
ひつよう  
をする 必要 がある。

しょうがいじ そうごうふくしぶかい れんけい はかり べつ そしき けんとう  
また、障害児 については、総合 福祉部会との 連携 を図りながら別の組織で 検討 する  
べきである。

### ○ 理由

そうごうふくしほう しゅびはんい げんそく さいいじょう しょうがいしゃ にたいする ふくし  
総合 福祉法の守備範囲は、原則 18歳 以上のすべての 障害者 に対する福祉  
さーびす ちゅうしん かんがえる ふくしせさくぜんたい せいごうせい はいりよ ひつよう  
サービスが 中心 と考えるが、福祉施策 全体の 整合性 に 配慮 する 必要 があるので  
かんれんぶんや ぎろん すすめて ひつよう  
関連 分野についても議論を進めていく 必要 がある。

さい いか じどう じどうふくしほう はんい さいいじょう  
また、18歳 以下の児童については児童 福祉法の範囲となるが、65歳 以上の  
しょうがいしゃ かいごほけんゆうせん ほんにん きぼう ゆうせん かんがえる  
障害者 については介護保険 優先 とせず、本人 の希望を 優先 するべきと考える。

ならぎきいん  
【奈良崎委員】

けつろん  
○ 結論

けいす かいぎ  
ケース会議をやる

りゆう  
○ 理由

しょうがい しゅるい ていど ちがい たいせい  
ひとりひとりが障がいの種類や程度が違いがあるので、ひとりひとりの体制を

にしたきいん  
【西滝委員】

けつろん  
○ 結論

こみゆにけいしょん しえん しゅびはんい ひろく たいせい たいせい  
コミュニケーション支援の守備範囲は広く、また、コミュニケーションは双方向のため  
しょうがいしゃ たいしょう むり しょうじる こみゆにけいしょん こんなん  
め 障害者のみを対象とすることに無理が生じる。コミュニケーションに困難をも  
こくみん けんり ほしょう  
つ 国民の権利を保障するものでありたい。

りゆう  
○ 理由

いりょう ろうどう きょういく ふくし ぶんや こみゆにけいしょん ほしょう ひつよう  
医療・労働・教育・福祉などあらゆる分野でコミュニケーション保障が必要で  
あり、それを かくじつ ほうりつ  
確実にする法律であってほしい。

のほらいん  
【野原委員】

けつろん  
○ 結論

つよいけんげん ほしょう いりょう ふくしせいどりかつよう そうごうちょうせいきかん せつりつ  
強い権限が保障された「医療・福祉制度利活用の総合調整機関」の設立が  
ひつよう  
必要である。

りゆう  
○ 理由

いりょう ろうどう きょういく たよう にざ なんびょうかんじゃ たてわり へいがい  
医療、労働、教育などの多様なニーズをもつ難病患者は、縦割りの弊害に  
ない ぎょうせい たてわりてきせんもんせい ふかけつ もんだい  
泣いてきた。行政における縦割りの専門性は不可欠であるが、問題は、これらを  
ちょうせい ひつよう ひつよう さーびす ていきょう ふくしそうごうてき きかん  
調整しながら必要なところに必要なサービスが提供できる福祉総合的な機関  
がないからというのが実感である。これらの制度利活用の機関は、当事者団体との  
れんけい じゅうし ひつよう  
連携を重視することが必要である。

ひがしがわいん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

いちがいにけつろん だす むずかしい しょうがいしゃじりつしえんほう けいか ふりかえっ  
一概に結論を出すことは難しい。しかし、障害者自立支援法の経過を振り返って  
ちいきせいかつ おくる ひつよう ふくし さーびす げんそく かんがえる  
みると、地域生活を送るために必要な福祉サービスを原則とすべきと考える。  
こみゆにけいしょん ふくし さーびす いちづける きほん しゅうろう しゅうがく  
コミュニケーションは福祉サービスと位置づけるのが基本であろうが、就労や就学

かかわる ばあい べつ けんとう かんがえる いりよう ろうどう きょういくかんれん  
に関わる場合を別にすることなどは検討すべきと考える。医療・労働・教育 関連  
の支援などは、別の枠組みで整備すべきではないか。障害児、高齢者 分野との機能  
分担についても、「総合福祉法」の守備範囲を整理し、慎重に検討すべきと考える。

りゆう  
○理由

しょうがいしゃ せいかつじつたいちようさ けっか ふまえ げんじつもんだい  
障害者の生活 実態調査の結果などを踏まえ、現実問題として、どのような  
せいび もっとも ひび せいかつ すむーずに おくれる してん たっ けんとう  
整備が最も日々の生活をスムーズに送れるか、という視点に立って検討すべきである。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○結論

しょうがいしゃ しょうがいしゃ しゃかい もでる かんがえる いりよう しゅうろうしえん ふくし  
・ 障害者 への支援を「社会モデル」で考えるとすれば、医療 や 就労 支援を福祉と  
ぶんり むずかしい ぜんじんてき そうごうてきしえん しえん ぶんだん  
分離することは難しい。全人的・総合的 支援とするのであれば、支援を分断する  
ことは矛盾する。

たんいつ ほうりつ せいど たいおう べすと げんじつてき むり  
すべて単一の法律・制度で対応することがベストであるが、それが現実的に無理  
があるのであれば、サービス 全体のマネジメントを行う機能を確立することが  
げんじつてきたいおう  
現実的 対応ではないのか。

しょうがいじ しょうがい しょうがいしゃ  
・ 障害児 を「障害のあるこども」とするのか「こどもの障害者」とするのかでは  
おおきく ちがっ とくべつ しえん きょういく さっこん しょうがいじ ふくし  
大きく違ってくる。特別支援教育 や 昨今の障害児福祉では、  
のーまらいぜーしょん りねん ふまえた いっぱんせい じゅうし せさく  
ノーマライゼーション理念を踏まえた、こどもとしての一般性を重視した施策が  
きちょう ほうこうせい だいじ おもう  
基調になっており、この方向性が大事かと思う。

りゆう  
○理由

じょうき とおり  
上記の通り。

ふくいいいん  
【福井委員】

けつろん  
○結論

しゅびはんい ぜんじゆつ たんなる ふくし さーびす れっき いりよう  
守備範囲は、前述したように単なる福祉サービスだけでなく、列記されている医療、  
ろうどうぶんや こみゆにけーしょん しょうがいじ こうれいしゃぶんや れんけい とうぎ  
労働分野、コミュニケーション、障害児、高齢者 分野との連携についても討議し、  
せさく ていき  
施策を提起していくべきである。

りゆう  
○理由

すいしんかいぎ いこう うけて こんご ろんでんていき ふくまれて よてい  
推進 会議の意向を受けて、今後の論点提起にも含まれているところであり、予定で  
じゅうがついこう てーま べつ さぎょうぶかい たくさ りかい  
は 10月 以降のテーマ別の「作業部会」に託されるところもあるのではないかと理解す  
る。

ふじおかいいん  
【藤岡委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがい むすびつく いりょうぶんや はんい  
障害 に結びつく 医療 分野は範囲。  
しゅうろうしえん しょうがいしゃこようそくしんほう しょうがい ひと ろうどうけんほしょう きそ  
就労 支援は、 障害者 雇用 促進法 を 障害 のある人の 労働権 保障 を基礎と  
した「 障害者 就労 支援法」として 抜本的 に 改め、それに位置付けるべきである。  
しょうがいしゃしゅうろうしえんほう ばつぽんてき あらため いちづける  
とする小野 浩 委員の第 4 回意見に 賛成 する。

こみゆにけーしょん しえん しかくしょうがいしゃ てんやくほしょう おんせい かほしょうとう  
コミュニケーションについては、視覚 障害者 の点訳 保障、音声化 保障 等も  
ふくめて げんそく はんい おもう ちょうかくしょうがいとうじしゃ いけん ふまえて  
含めて、原則 として範囲になると思うが、聴覚 障害 当事者の意見も踏まえて  
かんがえたい  
考えたい。

しょうがいじ じどうふくしほう げんそく ほう しょうがい かのうせい  
障害児 は児童 福祉法 が 原則 としても、この法にも 障害 のある（可能性のある）  
じどうにたいする こべつしえん けんり じゅうようせい きてい  
児童に対する個別支援の権利の 重要性 は規定しておくべき。

こうれいしゃ かいごほけんほう きほん おもう さいいじょう しょうがいしゃ しえんせんたくけん  
高齢者 は介護 保険法 が基本だと思うが、65 歳 以上の 障害者 の支援 選択権 を  
じっこうせい ほしょう そうごうふくしほう きてい  
実効性 あるものとして 保障 することを「総合 福祉法」で規定したい。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃ はたらく いっぱんしみん ろうどう べつせかい  
障害者 が 働く ことが、あたかも 一般 市民の 労働 とは別世界のものと  
いちづけられ いんしょう くに しょうがいしゃ ろうどうきほんけん ふくしいぜん  
位置付けられてきた 印象 のあるこの国では、 障害者 の 労働 基本権 は福祉以前の  
きほんてきじんけん かくにん そうごうふくしほう べつ じょうきほう  
基本的 人権 であることを 確認 するため、「総合 福祉法」とは別の上記 法にしたほ  
うがわかり易いように思う。

いっばんしゅうろう ふくしてきしえん りょうりつ りょうりつ ほうこうせい  
また「一般 就労」は福祉的 支援 と 両立 するし、 両立 させていく 方向性 が  
げんじつてき かんがえる  
現実的 と考える。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがい ひと ふくしてき しえん ほう いりょう ろうどう ふくし  
障害 のある人の福祉的な支援についての法とする。医療・労働 については福祉の  
なか けんとう しえん ひつようせい めいかく べつ  
中で 検討 するのではなく、それぞれの支援の 必要性 を 明確 にしたうえで、別の  
わくぐみ けんとう  
枠組みで 検討 する。

しょうがいじ こうれいしゃ ぶんや きのうぶんとん じつたい はあく もとづきしんちょう かんがえて  
障害児 ・ 高齢者 の分野との機能 分担 は、実態 の把握に基づき 慎重 に考えてい  
く。

りゆう  
○ 理由

ふくし わく なか ぎろん せいど ふくし わく おしこめて きけんせい  
福祉の枠の中で議論することで、制度を福祉の枠に押し込めてしまう危険性がある。

ほうかつてき ぎろん ば ひつよう  
包括的 な議論の場が必要 ではないか。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃきほんほう ぎろん ないよう めいかくか ふまえ もとづくほう せいかつ  
障害者 基本法の議論と内容の明確化を踏まえ、それに基づく法として、生活  
しえん そうごうふくしほう こようしゅうろうしえん きょういくしえん いりょうしえんとう せいてい きてい  
支援（総合福祉法）・雇用 就労 支援・教育 支援・医療 支援等を制定・規定し  
ていく。

りゆう かだい  
○ 理由（課題）

てきせい しきゅうけつてい しくみ かだい  
適正 な支給 決定 の仕組みづくりを課題とする。

みつますいいん  
【光増委員】

けつろん  
○ 結論

ふくし さーびす いんく るー しぶ しゃかい じつげん かんれんりょういき  
福祉サービスだけでは、インクルーシブな社会は実現できないので、関連 領域 と  
みっせつ かかわり ひつよう  
の密接 な関わりが必要

りゆう  
○ 理由

きほん ほんにん じこ けつてい たとえば けあ ほーむ すん かいごほけん さーびす うけたい  
基本は本人の自己決定（例えば、ケアホームに住んで介護保険のサービスを受けたい  
ひと りょうかのう かいごほけん わりふたん なやむ ちいき ひとりくらし  
人は利用可能、しかし介護保険の1割負担で悩む。または地域で一人暮らしをしていた  
けあ ほーむ すみ おもっ しちょうそん とし すぎて  
が、ケアホームに住みたいと思っても、市町村は65歳を過ぎているからだめだと言わ  
れる。施設 入所 支援は受けているが、高齢者のデイサービスに通いたいと思っても、  
かいごほけん ひほけんしゃ いわ  
介護保険の被保険者ではないと言われる。など）

みやたいいん  
【宮田委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいじふくし さーびす じどうふくしほう いちげんか ほいくしょう いっぱんせさく せいごうせい  
障害児 福祉サービスは児童福祉法に一元化し、保育所等の一般施策との整合性  
はかる しょうがいじしえん とうめんひつよう たいさく へいせい ねん とうじしやだんたい  
を図る。障害児 支援における当面 必要な対策として、平成20年に当事者 団体も  
ふくめた しょうがいじしえん みなおし にかんする けんとうかい しめさ じどうふくしほう  
含めた「障害児 支援の見直しに関する検討会」によって示された「児童福祉法  
かいせいあん そうきこっかいかけつ はかり はったつしえん ちいきかくさ かいしょう しょうがいじそうだんしえん  
改正案」の早期 国会 可決を図り、発達 支援の地域格差の 解消 や 障害児 相談 支援  
じぎょう じゅうじつ いそぐ どうじ こんご しょうがいじしえん けんとう こようきんとう  
事業の充実などを急ぐ。同時に、今後の 障害児 支援の検討のために「雇用 均等・  
じどうかていきよく もんぶかがくしょう さんか じどう さぎょう ちーむ せつち  
児童家庭局」や「文部 科学省」も参加した「児童の作業 チーム」を設置する。

りゆう  
○ 理由

しょうがいじ しょうがい ことども ことども あいご そだち しえん  
「障害児」は「障害 もある子ども」である。「子ども」として愛護され育ちへの支援

を受けた上に、「障害」に特化した支援も受ける権利がある。しかし、これまでは「児童  
施策」と「障害 施策」の谷間となつて適切かつ十分な支援を提供されなかった。

ゆえに、現在示されている児童福祉法改正案の早期実施を図った上で、「育ち」と  
「障害」への支援が提供できる新しい法制度を検討しなければならない。

注) 障害児支援の児童福祉法への一元化の決定が遅れば、障害児支援は「総合  
福祉法」にも「児童福祉法」にも取り込まれず、従来以上に「制度の谷間」に沈む  
危険がある。早急に、児童福祉法改正案の国会通過を図り、関係機関を含めた  
議論を開始しなければならない。

### もりいん 【森委員】

#### けつろん ○ 結論

障害者の生活を構成するさまざまな分野との関係性を明確にし、シームレス  
にサービスを活用できるようなシステムにすべきである。

#### りゆう ○ 理由

現行システムでは、例えば移動支援やコミュニケーション支援を取り上げても社会  
参加、教育、労働の場などにおいてサービス提供の仕組みが使いづらい現状が  
ある。また、年齢に応じたサービス提供においても使いづらさが生ずる。障害者  
の権利条約第19条の「特定の生活様式を義務づけられないこと」の実現のため  
にも、シームレスなサービスの活用が必須である。

### やまもといん 【山本委員】

#### けつろん ○ 結論

医療および労働については最終的には一般の医療法および労働関連  
各法規に障害者を位置づける形で、総合福祉法からは削除されるべきとは  
考える。

就労支援は一般の障害のないものの就労支援の中に障害者が  
位置づけられる方向を目指すべき

ただし、現状では、いわゆる作業所の役割は無視できないが、ここを労働の場と  
いうよりは日中活動、障害者の交流の場として位置づけなおして、就労支援  
とはしない

また自立支援医療の存続が何らかの形で求められる。

ねんれい さべつ おこなわ ひつよう かいごほけんゆうせんげんそく はいし  
年齢による差別はこれを 行わ ないことが 必要 であり、介護保険 優先 原則 は廃止

すべき

りゆう  
○理由

じょうやく もとめる しょうがい ばめんほうせいど しゅりゅうか  
条約 の求めるものは 障害 のあらゆる場面 法制度 への 主流 化であり、あらゆる  
かんけいほうりつ なか しょうがいしゃ そんざい かきこま ただちに  
関係 法律 の中に 障害者 の存在 が書き込まれるべきである。しかし直ちにそれが  
こんなん おもわ げんだんかい ひろいしゅびはんい ひつよう  
困難 と思われるので、現段階 ではできるだけ広い守備範囲も 必要 である。

しゅうろうしえん いっぱんろうどうせさく なか おこなわ  
しかし 就労 支援 についてはあくまで 一般 労働 施策 の中で 行わ れることで、  
しょうがいしゃさべつ こくふく  
障害者 差別の克服 につながる

ちんてん 論点 A-5-2) しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう じどう  
ふくしほう そのた きそん ほうりつ ありがた ならびに そうごうふくしほう かんけい  
福祉法、その他の既存の法律のあり方、並びに総合福祉法との関係についてどう  
かんがえる  
考えるか？

いざわいいん  
【伊澤委員】

けつろん  
○ 結論  
じどう じどうふくしほう なか たいおう  
児童は児童福祉法の中で対応していく。

りゆう  
○ 理由  
じどう こと じどうふくしほう なか しょうがい ある こ いっしょ どうごうきょういく  
児童の事は、児童福祉法の中で障害の有る子も一緒にという統合教育  
きょういく かんてん すいしん せいしんほけんふくしほう はいし いりょうほう ごうりゅうようそ  
(共育)の観点から推進する。精神保健福祉法は廃止し、医療法への合流要素  
しんぼう なおすぶぶん  
と新法にまとめ直す部分をもつ。

いしばしいん  
【石橋委員】

けつろん  
○ 結論  
こべつほう じょうい ほうりつ しんぼう ほうがん かんがえる  
個別法律はあってもよいが、上位の法律として新法が包含すべきと考える。  
とうぜんれんけい ぜんてい  
当然連携しているものであることが前提となる。

しんぼう しえん さーびす ありがた りようほうほう しゅたい  
新法は、支援(サービス)のあり方、利用方法を主体とする。

りゆう  
○ 理由  
きそん ほうりつ すべて しんぼう うつつ むり かんがえる  
既存の法律の全てを新法に移すのは無理と考える。

うじたいいん  
【氏田委員】

けつろん  
○ 結論  
げんじょう さーびす じょうきほうりつ もとづい じっし きそん ほうりつ  
現状のサービスは、上記法律に基づいて実施されていることから、既存の法律を  
ベースとして総合福祉法の範囲を検討されることが想定されるが、加えて、「発達  
しょうがいしゃしえんほう  
障害者支援法」

ていぎ はったつしょうがいしゃ そうごうふくしほう さーびす りよう  
に定義されている発達障害者が総合福祉法におけるサービスを利用する  
たいしょうしゃ めいかく いちづけられる  
対象者として、明確に位置づけられるべきである。

かいせい しょうがいしゃきほんほう した しょうがいとくせい はいりよ はったつしょうがいしゃ  
改正される障害者基本法の下に障害特性に配慮しつつ、「発達障害者  
しえんほう ふくむ しょうがいかんけいほう とうごう そうごうふくしほう  
支援法」を含むすべての障害関係法を統合していき、総合福祉法とすることが  
ひつよう  
必要である。

りゆう  
○ 理由



ねんしがつ はったつしょうがいしゃしえんほうせこうご はったつしょうがい ひと じゅうらい  
 2005年4月の発達 障害者 支援法施行後、発達 障害 のある人は、 従来 と  
 くらべる さまざま しえん うけられる はったつしょうがい しょうがいじ  
 比べると 様々な支援を受けられるようになってきた。しかし、発達 障害 は、障害児  
 しゃふくし さびす わくぐみ なか めいかく いちづけられ うんよう ちいきさ  
 者福祉サービスの枠組みの中に 明確 に位置づけられていないことから、運用 に地域差  
 があり、 市町村 によっては、サービスを受けられないケースがみられる。  
 かいせい しょうがいしゃきほんほう あたらしいしょうがいがいねん とりこみ さんしょうがいがい  
 改正 される 障害者 基本法には、新しい 障害 概念 を取り込み、三 障害 以外の  
 さまざま しょうがい しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしほう もれる  
 様々な 障害 について 障害者 基本法 ならびに 総合 福祉法 において漏れることが  
 ないようにすることが 必要 である。

おおくぼいいん  
**【大久保委員】**

けつろん  
 ○ 結論

げんこう ほうりつ そうごうふくしほう かんけい しょうがいしゃきほんほう かいせいならびに  
 現行 のそれぞれの 法律 と 総合 福祉法 の 関係 は、 障害者 基本法 の 改正 並びに  
 そうごうふくしほう ぎろん おのずとせいり かんがえる  
 総合 福祉法 の 議論 により、 自ずと 整理 されてくると 考える。

りゆう  
 ○ 理由

しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしほう しょうがい ていぎ はんい ふくしせさく きほんてき  
 障害者 基本法 や 総合 福祉法 における 障害 の 定義 や 範囲 と 福祉 施策 の 基本的  
 ほうこうせい ぎろん ほうりつ いちづけ ないよう おのずとせいり  
 方向性 などの 議論 の なかで、 それぞれ の 法律 の 位置づけ や 内容 などが 自ずと 整理さ  
 れてくるもの と 考える。

おおはまいいん  
**【大濱委員】**

けつろん  
 ○ 結論

あらたな そうごうふくしほう かしょう せいいてい そくし とうめん へんこう ひつよう じょうき  
 新たな 総合 福祉法 (仮称) の 制定 に 則して、 当面 は 変更 が 必要 となる 上記 の  
 かんれんほう かいせい ひつよう しょうらいてき きそん こべつほう さんしょうがい  
 関連法 を 改正 する 必要 がある。 将来的 には、 これら 既存 の 個別法 を 三 障害 で  
 とういつてき ほう せいいてい いく ほうこう こべつ しょうがいぶんや あらたな さいそく  
 の 統一 的 な 法 として 制定 して 行く 方向 と、 個別 の 障害 分野 での 新たな 細則 を  
 せいいてい しょうがいしゃ けんり びょうどう たんぽ ほう つくるひつよう  
 制定 し、 すべて の 障害者 の 権利 が 平等 に 担保 される 法 を 作る 必要 がある。

りゆう  
 ○ 理由

じゅうらい ほう しょうがいべつ つくら せいしんほけんふくしほう いりょう ぶぶん べつと  
 従来 の 法 が、 障害 別 で 作られて おり、 精神 保健 福祉法 の 医療 の 部分は 別途  
 きりはなし とうじしゃ ちゅうしん ほう さくせい  
 切り離して 当事者 を 中心 とした 法 の 作成 を すべき。

おかべいいん  
**【岡部委員】**

けつろん  
 ○ 結論

きそん しんたい ちてき せいしん かくふくしほうおよびはったつしょうがいしゃしえんほう しょうがいしゃそうごう  
 既存 の 身体 ・ 知的 ・ 精神 の 各福祉法 及び 発達 障害者 支援法 が 障害者 総合  
 ふくしほう とうごう しょうらいはいし ほうりつ  
 福祉法 に 統合 し 将来 廃止 する のか、 されない としたら これらの 法律 は どの ような

やくわり さいへん きほんほうしん めいかく ひつよう  
役割をもつものとして再編されるのかについての基本方針が明確にされる必要がある。

○理由

しょうがいしゃ じりつしえんほう つみのこし かだい きほんほうしん しめさ  
これらは障害者自立支援法で積み残した課題であり、基本方針を示さないと  
そうごうふくしほう こうせい しゅびはんい ぐたいてき ぎろん こんなん おもわ  
総合福祉法の構成や守備範囲についての具体的な議論が困難であると思われるため。

おざわいいん  
【小澤委員】

○結論

そうごうふくし さーびす ほう いりょう ろうどう こみゆにけーしょん ほうせいど  
・総合福祉サービス法、および、医療、労働、コミュニケーション、の法制度がと  
じてん じどうふくしほう のぞい はいし  
とのった時点で、児童福祉法を除いて、廃止。

○理由

たいしょうしゃ てつづき ことなる ほうせいど ひじょう  
・それぞれ、対象者、手続きが異なる法制度がへいぞんしていると、非常にこんらんするので。

おの いいん  
【小野委員】

○結論

しょうがいべつ ふくしほう はいし そうごうふくしほう いちげんか じどう いりょう ろうどう  
障害別の福祉法は廃止し、総合福祉法に一元化すべき。ただし児童、医療、労働  
どくじ ほうたいけい いちづける  
は独自の法体系に位置付ける。

○理由

しょうがいしゃ きほんほう そうごうふくしほう いがく もでる しゃかい もでる とうごう  
障害者基本法ならびに総合福祉法で、医学モデルと社会モデルを統合した  
しょうがい ていぎ たにま しょうがいべつふくしほう ひつようない  
障害を定義し、谷間をなくすのであれば、障害別福祉法は必要ない。

かしわめいいん  
【柏女委員】

○結論

しょうがいじ こゆう ふくし さーびす きほんてき じどうふくしほう きてい せいじん  
障害児に固有の福祉サービスについては基本的に児童福祉法に規定し、成人への  
いこうきにかんする さーびす たとえばちてきしょうがいしゃふくしほう じどうふくしほう きてい  
移行期に関するサービスについては、例えば知的障害者福祉法と児童福祉法の規定  
どうよう じどうふくしほう ほんぼう あいだ わたすきてい ひつよう  
と同様、児童福祉法と本法との間を渡す規定が必要である。

○理由

さーびす きれめ じどう せいじん さーびす りよう  
サービスの切れ目をなくすため。また、児童であっても、成人のサービスを利用する  
ひつよう ばあい せいじん じどう ふくし さーびす りよう さいぜん りえき  
必要がある場合や、成人であっても児童の福祉サービスを利用することが最善の利益  
はんだん ばあい  
につながると判断される場合があるため。

かどやいいん  
【門屋委員】

けつろん  
○ 結論

しんたい ちてき せいしん はったつ こうじのう なんびょう すべて しょうがい そうごう ほうりつ  
身体・知的・精神・発達・高次脳・難病 など全ての 障害 を総合した法律と  
すべきです。

しんたい ちてき はったつしょうがいしゃふくしほう そうごうふくしほう  
身体・知的・発達 障害者 福祉法はなくして 総合 福祉法 とすべきです。

せいしんほけんふくしほう いりょう ふくまれて ほんにん ごうい もとづく いりょう  
精神 保健 福祉法 は 医療 が含まれていることから 本人 の合意に基づく 医療 を  
いりょうほう ほんにん いし もとづか いりょう どりつ じんけんようご きほん ほうりつ  
医療法 に、本人 の意思に基づかない 医療 は 独立 した 人権 擁護を基本とした 法律  
へ、精神 保健分野は地域 保健法 へ、生活 福祉はすでに自立 支援法 に移行していること  
から 総合 福祉法 へと作り直すべきです。

じどうふくしほう そうごうてき ほうたいけい しょうがいじ  
児童 福祉法 は 総合的 な 法体系 ですので 障害児 についてはこのままであってもよ  
ろしいかと思えます。ただし、総合 福祉法 との 関係 や 総合 福祉法 による地域 支援に  
ついても、  
とうごうせさく そうごうふくしほう きてい おもい とし そうごうふくしほう  
統合 施策を 総合 福祉法 に規定すべきと思えます。18歳からは 総合 福祉法 で、  
はったつしえん せんたー そうごうふくしほう しえんせいど かさなるせいど  
発達 支援センターなどは 総合 福祉法 による 支援制度 へなどなど、重なる制度とすべき  
かながえます  
と考えます。

りゆう  
○ 理由

せいど はんざつ せいり かがえます  
制度が 煩雑 になるために、整理すべきと考えます。

かわさき たつ いいん  
【河崎（建）委員】

けつろん  
○ 結論

いりょう ふくし りょうほう きてい せいしんほけんふくしほう ふくしぶぶん そうごう  
医療 と福祉の 両方 を規定している 精神 保健 福祉法 については、福祉部分を「総合  
ふくしほう うつし せいしんいりょう げんこう せいしんほけんふくしほう けんとう かいせい  
福祉法」に移し、精神 医療 について 現行 の 精神 保健 福祉法 を 検討 し 改正 すべき  
である。

りゆう  
○ 理由

げんこう せいしんほけんふくしほう じんけんようご にゅういんけいたいとう せいしんいりょう  
現行 の 精神 保健 福祉法 での 人権 擁護・入院 形態 等 については 精神 医療 の  
じっせん さいし ひつよう ふかけつ せいしんいりょう せいしんほけんふくしほう かいせい  
実践 に際し、必要 不可欠である。精神 医療 については 精神 保健 福祉法 の 改正 で  
たいおう  
対応 すべきである。

かわさき よう いいん  
【川崎（洋）委員】

けつろん  
○ 結論

せいしんほけんふくしほう いりょうほう ふくし つけくわえられ ほうりつ ふくしほう いい  
精神 保健 福祉法 は、医療法 に福祉が付け加えられた 法律 であり、福祉法 とは言い

がたい いりょう ふくし ぶんり ふくし しんぽう しょうがいしゃそうごうふくしほう とうごう  
難しい。医療と福祉は分離して、福祉は新法（障害者総合福祉法）に統合すべき  
である。また、総合福祉法は障害者の共通の福祉についてカバーするものと  
かんがえる しょうがい とくせい こべつてき もんだい しえん ほうほう  
考えると、障害の特性による個別的問題や支援方法については、それぞれの  
しょうがいしゃふくしほう ほじよてき かばー かんがえる  
障害者福祉法で補助的にカバーされると考える。

りゆう  
○理由、

げんざい せいしんほけんふくしほう しょうわ ねん せいてい いりょうほう せいしん  
現在の精神保健福祉法は、昭和25年に制定された医療法である「精神  
えいせいほう はってん なんと かいせい くわえられ へいせい ねん てちょうせいど ふくし  
衛生法」が発展し、何度かの改正が加えられ、平成7年に手帳制度などの福祉の  
きてい きほん にゆういん こまかくきてい いりょうほう  
規定がされたものであり、その基本は入院について細かく規定した医療法である。

きたうらいいん  
【北浦委員】

けつろん  
○結論

きそん ほうりつ とくしつ もつ たいけい いじ そうごうふくしほう  
既存の法律は、それぞれの特質を持つ体系にあるのでこれを維持し、総合福祉法  
は、これらのサービス給付を統合し、整合性をもって実施するものである。

りゆう  
○理由

かくしゅしょうがい ふくしほう れきしてきけい ないよう ちがひ かんたんにとうごう  
各種障害の福祉法は、歴史的経緯、内容に違いがあり、簡単に統合すること  
こんなん さーびす きゅうふ せいごうせい そうごれんけい はかるじょう  
は困難であるがサービス給付については、整合性と相互連携を図る上から  
とうごうか  
統合化する。

きみづかいいん  
【君塚委員】

けつろん  
○結論

そうごうふくしほう おおきくりねん ふくめて ことなる ばあい きそん ほうりつ かいせいないう  
総合福祉法と大きく理念を含めて、異なる場合には既存の法律の改正内容を  
ていげん  
提言すべきである。

りゆう  
○理由

じだい へて げんじょう こくさいてき かんがえ ぎやつぷ  
時代を経て、現状あるいは国際的な考えとのギャップなどがあるため。

さいとういん  
【齋藤委員】

けつろん  
○結論

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ふくし かんれん じこう そうごう  
身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉に関連する事項は総合  
ふくしほう いっぽん ほう さだめられ  
福祉法に一本かいしていくべきでる。ただしそれらの法に定められたないよう  
みなおし じかん ぶぶん いっぽんか とうめんほう のこさ  
見直しに時間のかかる部分はすぐには一本化できないので、当面法は残さなければな  
らない。

さの いいん  
【佐野委員】

けつろん  
○ 結論

そうごう ふくしほう きてい ゆうせんてきよう しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてき  
総合 福祉法の規定が優先適用されるように、身体 障害者 福祉法、知的  
しょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう じどうふくしほう かいせい  
障害者 福祉法、精神 保健福祉法、児童福祉法を改正すべきである。

りゆう  
○ 理由

ほんらい ふくしぶんや そうごう さーびす ほう そうごうふくしほう いちづけ しんたい  
本来は、福祉分野の総合サービス法として「総合福祉法」を位置付け、身体  
しょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう じどうふくしほう ぜんめんかいてい  
障害者 福祉法、知的 障害者 福祉法、精神 保健福祉法、児童福祉法は全面 改定、  
かいはい ぎょうせいそしき かいはい ふみこん けんとう じかんてき ぎじゅつてき  
改廃すべきであるが、行政 組織の改廃まで踏み込んだ検討は、時間的にも 技術的  
こんなん かんがえる  
にも 困難 と考える。

しみずいいん  
【清水委員】

けつろん  
○ 結論

たいせつなかだい おもい  
大切な課題と思いますが、わかりません。

たけばたいいん  
【竹端委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃふくし ほう しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしん  
障害者 福祉の3つの法（身体 障害者 福祉法、知的 障害者 福祉法、精神  
ほけんふくしほう せいしんほけんふくしほう い ぶぶん い ほう  
保健福祉法）はなくすべきです。精神 保健福祉法のうち医りょうの部分は医りょう法に  
いれる じどうふくしほう しょうがい こども ないよう たかめる  
入れるべきです。児童福祉法は 障害 をもつ子どもをさべつしない内容として高める  
べきです。ただ、にゅうしょせつ ぶぶん ちいき あたりまえ た ひと びょうどう  
入所 施設にかんする部分は、地域でのあたり前（他の人との 平等）  
のくらしの実現に反する部分もあるので、考え なおすべきです。

りゆう  
○ 理由

いかなる しょうがい ひと ほんにん もとめる し ほう  
いかなる 障害 の人にも、本人 が求める支えんをする法ができれば、これまでの3  
ほう ほう きゆうに ねん ねん  
つの法はいらなくなります。ただ、急に なくすのはむずかしいなら、5年か10年か  
けてなくす、と決めたらいいと思います。また せいしんほけんふくしほう じどうふくしほう  
は、「特定 の生活 様式 の義務づけ」につながるところがあるので、それはすぐなくす  
とくてい せいかつようしき ぎむづけ  
べきです。

たなか のぶ いいん  
【田中（伸）委員】

けつろん  
○ 結論

既存の法律が定めていない領域については、新法が独自の意義を有し、既存の法律が定めている領域については、新法が補充（ないしは並列）関係にたつか、または特別法の関係に立つと理解すべきである。

りゆう  
○ 理由

新法による支援は、障害者がその有する権利自由を行使するために必要な支援を定めるものであるから、既存の法律が定める領域と重ならない部分が多いと考えられる。そして、既存の法律が定める領域と新法で定める領域が重なる場合には、既存の法律が障害特性を前提とする法律であれば、新法との役割分担を考慮し、既存の法律を改正する必要があるか、新法による規定を特別規定として位置づけるか等について検討する必要がある。他方、既存の法律が障害特性を前提としない一般的な法律である場合には、新法は障害特性を前提とする支援を定めるものとして並列的関係に立つことになると考える。

たなか まさ いいん  
【田中（正）委員】

けつろん  
○ 結論

現状のサービスは、上記法律に基づいて実施されていることから、既存の法律をベースとして総合福祉法の範囲を検討されることが想定されるが、加えて、「発達障害者支援法」に定義されている発達障害者が総合福祉法におけるサービスを利用する対象者として、明確に位置づけられるべきである。障害特性に配慮しつつ、「発達障害者支援法」を含むすべての障害関係法を統合していき、総合福祉法とすることが必要である。

りゆう  
○ 理由

発達障害のある人は、2005年4月の発達障害者支援法施行後、従来と比べると様々な支援を受けられるようになってきた。しかし、運用に地域差があり、市町村によっては、手帳が無いという理由でサービスを受けられないケースがみられる。これは発達障害に限った例ではない。そのため改正される障害者基本法には、新しい障害概念を取り込み、三障害以外の様々な障害について障害者基本法ならびに総合福祉法において谷間を生まないようにすることが必要である。

なかにしいいん  
【中西 委員】

けつろん  
○ 結論

そうごうふくしほう たにま つくるてちょうせいど はいし しょうがい  
総合 福祉法 では谷間を作る 手帳 制度は廃止すべきであり、そのうえで 3 障害 の  
にんていせいど しゃかい もでる てきよう おおはば かいかく  
認定 制度についても 社会 モデルを 適用 するように、大幅 な 改革 をすべきである。

りゆう  
○ 理由

ふくし さーびす りようしゃ たにま にんてい かくふくしほう おこなわ  
すべての福祉サービス 利用者 を谷間なく 認定 するためには 各福祉法 で 行わ れてい  
てちょうせいど はいし ひつよう げんざい さーびす りよう てちょう  
る 手帳 制度を廃止することがまず 必要 である。現在 のサービス利用については 手帳  
りよう はいし もんだい おこら  
は利用されていないので、廃止しても 問題 は起こらない。

なかはらいいん  
【中原 委員】

けつろん  
○ 結論

しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう そうごう  
身体 障害者 福祉法、知的 障害者 福祉法、精神 保健福祉法 については、総合  
ふくしほう かばー じこう きてい いちづけ しょうがいじ そうごう  
福祉法 でカバーできない事項を規定する位置づけとすべき。障害児 については、総合  
ふくしほう きりはなし じどうふくしほう たいおう  
福祉法 と切り離し児童福祉法 で 対応 すべき。

りゆう  
○ 理由

せいど きほんせつけい そうごうふくしほう きてい こべつ しょうがいとくせい にーず  
制度の基本 設計 は 総合 福祉法 で規定すべきであるが、個別の 障害 特性 やニーズ  
そうごうふくしほう きてい むり  
を 総合 福祉法 だけで規定するのは無理がある。

なら ざきいん  
【奈良崎 委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃしゅるいべつ  
障がい者 種類 別にしてほしい

りゆう  
○ 理由

しょうがい しゅるい ていど ちがい たいせい  
ひとりひとりが障がいの 種類 や程度が違いがあるのでひとりひとり 体制 を

にしたきいん  
【西滝 委員】

けつろん  
○ 結論

きそん ほうりつ げんじょう ぶぶん しんほうせいてい あわせた みなおし どうごう  
既存の 法律 は 現状 にそぐわない部分もあり、新法制定 に合わせた見直しや 統合  
はいし  
廃止をおこなう。

りゆう  
○ 理由

しんぼう しょうがい はんいかくだい きそん ほうりつ たいおう  
新法 の 障害 の範囲 拡大 などにより、既存の 法律 が 対応 できなくなることが  
かんがえられる  
考えられる。

のはらいいん  
【野原委員】

けつろん  
○ 結論

そうごうふくしほう おうだんてき かだい きてい しんたいしょうがいしゃ  
総合福祉法としては横断的な課題について規定し、これまでの身体障害者  
ふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう ふくめ なんびょうかんじゃふくしほう かしょう  
福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法を含め、難病患者福祉法（仮称）  
せいてい しょうがい とくせい みあつ こべつほう ひつよう かんがえかた こべつほう はいし  
の制定など障害の特性に見合った個別法は必要とする考え方と、個別法を廃止  
してすべてを総合福祉法に一本化していくという考え方があり、現段階では  
みせいり げんじょう  
未整理になっているのが現状である。

たにま もじどおり そうごうてき ふくしほう もとめ じどう  
いずれにしても「谷間のない文字どおり総合的な福祉法」が求められている。児童  
ふくしほう いりょう ろうどう きょういく たほう れんけい ちょうせい めいかくか  
福祉法、医療、労働、教育など他法との連携・調整などを明確化する。

りゆう  
○ 理由

たほう れんけい ちょうせい せいど たにま なんびょう ばあい  
他法との連携・調整などをすすめるため、制度の谷間にあった難病の場合は、  
たとえばびょうめい かくてい りりょうほうほう わから いりょうほけん ふくしせいど ぜんあく  
例えば病名も確定しない、理療方法も分からない、医療保険も福祉制度も全あく  
りよう いりょう みっせつ からん じゅうらい しょうがい がいねん とらえられ  
利用できず、医療と密接に絡んだ従来の「障害」概念では捉えられない  
しょうがいしゃ おおい なんびょうかんじゃ どくじ たいおう せさくたいけい もとめられる  
障害者が多いので、難病患者へは独自に対応する施策体系が求められる。

ひがしがわいいん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

げんこう しょうがいしゅべつ ねんれいべつ ほうりつ そんざい よい  
まずは、現行の障害種別・年齢別などの法律が存在することの良いところ、  
わるい かならずいれ とう せいり そのうえ  
悪いところ、また、必ず入れなくてはいけないこと等を整理することである。その上で、  
そうごうふくしほう しゅびほんい しんちょう けんとう  
総合福祉法の守備範囲を慎重に検討すべきである。

りゆう  
○ 理由

ひつよう しえん ひつよう ひと たしか はやくじっこう ほうせいど  
必要な支援が必要な人に、確かに早く実行されるためには、どのような法制度が  
もとめられる しょうがい もつひと たちば しんちょう けんとう ひつよう  
求められるのか、障害を持つ人の立場から慎重に検討することが必要である。

ひらのいいん  
【平野委員】

けつろん  
○ 結論

げんじつもんだい きんきゅうじ ほんにん さびす りよう こんなん とき ぎょうせい  
現実問題として、緊急時や本人によるサービス利用が困難な時の行政によ  
さびす ていきょうせいど そち せいど ひつよう かたち のこすひつよう  
るサービス提供制度（措置制度）は必要であり、それをなんらかの形で残す必要が  
ある。また しょうがい かくさ さべつ かいしょう しょうがいとくせい おうじた  
障害による格差や差別は解消すべきであるが、障害特性に応じた  
えんじょ れい しかくしょうがいしゃ てんじとしょかん せいしんしょうがいしゃほけんふくし せんたー ひつよう  
援助（例 視覚障害者への点字図書館、精神障害者保健福祉センター）も必要



であり、そうした部分は各法で対応すべきであろう。

理由

上記の通り。

【広田委員】

結論

やっと他の障害者と横並びになれる。

理由

精神障害者の場合、福祉は何もないのが実態。

【福井委員】

結論

個別の障害者福祉法の廃止や見直しも、今後考えられていくことになるかもしれないが、現行での既存法律のあり方と関連については、整理して考えておくことが必要。

理由

そもそも、廃止になる「障害者自立支援法」は、障害種別や児童の福祉法がありながら、それらを実質的に改定してきた障害者福祉サービスの財政負担区分、利用手続き、サービス体系を定めた「サービス給付法」である。障害者福祉の根幹となる高齢者の介護福祉法に該当するものと考えられる。特に、憲法第25条を実質的に改悪し、国の責任を縮小し、利用者・家族の自己責任、自己負担増で、市場化した事業者の商品化したサービスを買うものにした。これが、違憲訴訟がおこった所以でもある。

【藤岡委員】

結論 ①

社会福祉法の見直しが必要である。

身体、知的、精神の各法を廃止して総合することも考慮に値するが、今回の日程とこの部会ではそこまでは難しいでしょう。

理由 ①

社会福祉基礎構造改革により、社会福祉法制全般が、措置から契約制度に

てんかん ともなうしょうがいしゃふくし こじんせきにん こうてきせきにん そうこく かだい  
転換したことに伴う 障害者 福祉の個人責任と 公的責任との 相克 という課題が、  
この部会でのメインテーマの一つと考える。

したがって しょうがいしゃじりつしえんほう こんげんてきもんだい どうほう きそ  
従って、 障害者 自立支援法の 根源的 問題をえぐり出すために、 同法の基礎と  
なつた 社会 福祉法にメスを入れることが不可欠であるという 共有 意識を持つことが  
必要。

とくにわたし かくにん しゃかいふくし こうてきせきにん こうてき ぎむ  
特に 私 が確認したいのは 社会 福祉における 公的責任、 公的義務である。

しゃかいふくしほうだい じょうだい こう ごう くにおよびちほうこうきょうだんたい ほうりつ  
社会 福祉法 第 61 条 第 1 項 1 号は、「国及び地方 公共 団体は、法律に  
もとづく せきにん た しゃかいふくしじぎょう けいえい しゃ てんか  
基づくその責任を他の 社会 福祉 事業を 経営する者に転嫁し、またはこれらの 者の  
ざいせいてきえんじょ もとめない しゃかいふくしじぎょう せきにん みんかん てんか  
財政的 援助を求めないこと。」として、 社会 福祉 事業の責任を民間に転嫁して  
はならないという「責任 転嫁禁止 原則」を明記している。

じぎょうしゃ にたいして ざいせいてきえんじょ もとめる きんし  
事業者 に対して 財政 援助を 求めることが 禁止されていることはもちろん、  
ようしえんしゃ りようしゃ もとめて げんりてき  
要支援者、利用者 に求めてならないことは 原理的になおさらいわんやおやである。

したがって どうほう くにおよびちほうこうきょうだんたい けんぼう ほうりつ もとづくせいぞんけん  
従って、同法は「国及び地方 公共 団体は、憲法、法律に基づく 生存権、  
びょうどうけん こじん そんげんほしょう ぎむ どう こうてきせきにん た しゃかいふくしじぎょう けいえい  
平等権、個人の 尊厳 保障 義務等の 公的責任を他の 社会 福祉 事業を 経営する  
しゃ てんか しゃ ざいせいてきえんじょ もとめて ようしえんしゃ ふくし  
者に転嫁し、またはこれらの 者の 財政的 援助を求めてはならず、 要支援者、福祉  
じぎょうりようしゃ にたいして せきにん てんか ざいせいてきえんじょ もとめて  
事業 利用者に対して 責任を 転嫁し、 財政的 援助を求めてはならない。」とするべ  
きである。

けつろん  
○ 結論 ②

こんかい ほうりつ しょうがいじどう しえんじょうこう めいき  
今回の 法律に 障害 児童の支援 条項を明記するべき。

りゆう  
○ 理由 ②

じどうふくしほう おこなう げんざい かんけいしゃ ていせつ たしか しょうがいじ まえ  
児童福祉法で行なうべきが 現在の 関係者 での定説。確かに 障害児 である前に  
児童である。

しょうがい ともなうこべつしえん かんてん しょうがいじしゃしえん きほんほう しょうがいじ  
しかし、 障害 に伴う 個別支援の 観点から、 障害児 者支援の 基本法に 障害児  
しえん じょうこう かくにん しょうがい じどう こべつしえん ほしょう かんてん  
支援の 条項を 確認しておくことは、 障害 のある児童の 個別支援の 保障の 観点か  
ら不可欠。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○ 結論

そうごうふくしほう わくぐみ こうちく わくぐみ きほん かくほう けんとう  
総合 福祉法の 枠組みを 構築し、その 枠組みを 基本に 各法 について 検討する。

みうらいいん  
【三浦委員】

けつろん  
○ 結論

げんこうほう じりつしえんほう か さーびす れべる さげず ちいき すむ  
現行法（自立支援法下）でのサービスレベルを下げず、「すべての地域に住む、す  
しょうがい ひと たいしょう  
べての障害のある人を対象とする。」

ほうとう ありかた けんとう ただい じかん ようす きほんほう かいせい へいこう  
4法等のあり方から検討すると多大な時間を要す。基本法の改正も平行して  
おこなわ しんぽう しえん さーびす ほう いちづけ じだい そう しんぽう  
行われるので、新法は「支援（サービス）法」の位置づけで時代に沿うものとし、新法  
せいりつ きゅうよんほうとう ゆうせん ふよう かしよ ちょうふく かしよ せいごう  
の成立によって、旧4法等に優先する（不要な箇所や重複する箇所は整合を  
はかる  
図る）。

みつますいいん  
【光増委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしほう せいごうせい はかつ うえ ほうりつ どくじせい  
障害者 基本法と総合福祉法との整合性を図った上で、これら法律の独自性  
のこす  
を残すべきでないか

りゆう  
○ 理由

こまかな きそん ほうりつ たいしょ ひつようせい そうごう  
より細かなところは既存の法律で対処できるようにする必要性がある。総合  
ふくしほう すべて どういつ ぼうだい ほうりつ  
福祉法に全てを統一すると膨大な法律になってしまう。

みやたいいん  
【宮田委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがいしゃじりつしえんほう じどうふくしほう ぶんだん しょうがいじ にたいする しせつしえん  
障害者 自立支援法と児童福祉法に分断されている障害児に対する施設支援・  
きょたくしえん そうだんしえん いりょうしえん いくせいりょう せいしんつういんいりょう どう じどうふくしほう  
居宅支援・相談支援・医療支援（育成医療・精神通院医療）等を児童福祉法  
いちげんか どうじ じどうふくしほう そうごうふくしほう ほいくしょう どうじういっばんせさく  
に一元化する。同時に、児童福祉法や総合福祉法には、保育所等の児童一般施策に  
しょうがいじ りようさべつ きんし めいき じどう さぎょう ちーむ せっち  
おける障害児の利用差別の禁止を明記する。また児童の作業チームを設置して、  
とくべつしえんきょういく みなおし ふくめて りようほう にゅうようじき がくれいき せいじんき いたる  
「特別支援教育」の見直しも含めて、両法が乳幼児期から学齢期、成人期に至る  
けいぞくてき しえんたいせい きばん けんとう  
継続的な支援体制の基盤となるよう検討する。

りゆう  
○ 理由

ほうりつ ぶんだん しょうがい りゆう ほいくしょ ほうか ごじどう くらぶ どう  
法律が分断されているため、障害を理由に保育所や放課後児童クラブ等に  
うけいれられ じょうきょう しょうがいじ ちいき そだち ほごしゃ  
受け入れられないなどの状況があり、障害児の地域での育ちだけでなく保護者の  
しゅうろう そがい じょうきょう しょうがいしゃそうごうふくしほう  
就労をも阻害している。この状況は、「障害者総合福祉法」だけでなく  
しょうがいしゃさべつきんしほう じゅうよう かだい しょうがいじしえん じどうふくしほう  
「障害者差別禁止法」の重要な課題でもある。障害児支援を児童福祉法に  
いちげんか そうごうふくしほう じどうふくしほう しょうがい りゆう ほいくしょう  
一元化するとともに、総合福祉法と児童福祉法には、障害を理由とした保育所等の

りようさべつ きんし めいき  
利用差別の禁止が明記されるべきである。

もりいん  
【森委員】

けつろん  
○ 結論

しょうがい とくせい ねんれい はば こえた そうごうてき せいかつしえん もとめられ しんたい  
障害の特性や年齢の幅を超えた総合的な生活支援が求められ、身体  
しょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう じどうふくしほう そのた きそん  
障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、その他の既存  
ほうりつ かんけいせい めいかく そうごうふくしほう さくてい  
の法律との関係性を明確にし、総合福祉法を策定すべきである。

りゆう  
○ 理由

きのうしょうがい げんてい しえん せいかつしえん してん ひとりひとり  
機能障害に限定した支援ではなく、生活支援という視点から、さらに一人ひとりの  
かちかん たいせつに しーむれす そうごうてき せいかつしえん ひつよう  
価値観を大切にしたいシームレスな総合的な生活支援をはかる必要がある。そのため  
しょうごうふくしほう かくほうりつ かんけいせい めいかく かくほうりつ せいど ほうかてき  
には総合福祉法と各法律との関係性を明確にし、各法律、制度を包括的に、  
しょうごうてき やくわり そうごうふくしほう になうひつよう  
総合的につなぐという役割を総合福祉法が担う必要がある。

やまもといん  
【山本委員】

けつろん  
○ 結論

しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほう せいしんほけんふくしほう はいし  
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法については廃止し、  
せいしんほけんふくしほう ふくし ぶぶん ほうりつ とうごう せいしんほけんふくしほう いりょう  
精神保健福祉法の福祉の部分はこの法律に統合する。精神保健福祉法の医療の  
ぶぶん いりょうほう つくら いりょうきほんほう かんじゃ けんりほうせい  
部分は医療法および、これから作られるべき医療基本法および患者の権利法制に  
とうごう  
統合する。

りゆう  
○ 理由

しえん ひつよう ひと しえん けんり ほしょう ほうたいけい つくる きそん  
あらゆる支援を必要とする人の支援への権利を保障する法体系を作るために既存  
さんしょうがい ふくしほう とうごう  
の三障害の福祉法は統合されるべきである

こうもく その他  
＜項目 A-6 その他＞

ろんてん ぶんや ほう りねん もくてき はんい その他 ろんてんおよびいけん  
論点 A-6-1) 「分野 A 法の理念・目的・範囲」についてのその他の論点及び意見

あらいいん  
【荒井委員】

けつろん  
○ 結論

じこ けつてい むずかしいしょうがいしゃ いし てきせつ とらえられる きやっかんてき ほうほう  
自己決定が難しい障害者の「意思」を適切に捉えられるよう、客観的な方法  
さだめる  
を定めるべきである。

りゆう  
○ 理由

ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ はいりよ ひつよう  
知的障害者や精神障害者への配慮が必要であるため。

あらいいん  
【荒井委員】

しょうがいじきょういくとう ぶんや くわえる  
「障害児教育等の分野を加えるべきではないか」

けつろん  
○ 結論

きょういく ぶんや そうごうふくしほう めいき ぐたいてき きょういく たいしょう  
教育の分野を「総合福祉法」にも明記することとし、具体的には教育の対象  
はんい とくべつしえんきょういく がいねん ベース きだめ とくべつしえんきょういく はんちゅう  
範囲について特別支援教育の概念をベースに定め、特別支援教育の範疇  
にかんする がっこうきょういく いがい ことなる ぶんや になう めいかくか  
に関するものは学校教育で、それ以外は異なる分野で担うことを明確化する。

しょうがいじ きょういくかつどう かぎら その他 しょうがいじ しえんかつどう そうご  
また、障害児への教育活動に限らず、その他障害児への支援活動においても相互  
れんけいきょうりよく ぎむづける  
の連携協力を義務付ける。

りゆう  
○ 理由

とくべつしえんきょういく ぶんや そうごうふくしほう きてい しゅうがくぜん  
特別支援教育の分野を「総合福祉法」で規定することはできないが、就学前  
しどう がくどうほいく きゅうぎょうちゅう ふくむ つうがくじ ばりあふりー か しょうがいじ しゅうろう  
指導、学童保育（休業中を含む。）、通学時のバリアフリー化、障害児の就労  
てん きょういく ちいきしえんおよびろうどうぶんや かん たにま うむ  
といった点で、教育、地域支援及び労働分野との間で谷間を生むことなくそれぞれ  
のサービス部門が立場を理解しながら連携ができるよう役割を明確にする。その結果、  
たにま ぶんや きょうせいかわ せきにんぶしょ めいかくか すうちもくひょうとう  
谷間がなくなるので、あらゆる分野で行政側の責任部署が明確化し、数値目標等  
もつ ぐたいてき せさく せきにん もつ りつあん  
を持った具体的な施策が責任を持って立案できる。

いしばしいん  
【石橋委員】

けつろん  
○ 結論

ろうじんふくしほう ふくま めいき  
老人福祉法を含まないことを明記する。

りゆう  
○ 理由

かいごほけん とうごう ふせぐ  
介護保険との統合を防ぐため。

おおはまいいん  
【大濱 委員】

けつろん  
○ 結論

げんじょう しょうがいしゃじりつしえんほう じょう こう よけい ぶんしょう ふか  
現状 の 障害者 自立支援法の2 条 の1 項は、余計な 文章 がたくさん付加され  
ているので、結論 がぼかされているが、新法 では、まず、「市町村 の責任 として、  
しょうがいしゃ みずからえらん ばしょ じりつ せいかつ しきゅうけつてい おこなうせきにん  
障害者 が自ら 選んだ場所で自立した生活 ができるよう支給 決定 を行う 責任 が  
ある」とはっきり短い 文章 でわかりやすく記載すべき。その上で、その次の 文章 で  
さまざまな、それ以外の 文章 (ハローワークとの連携 など付随の 文章 )を入れるべ  
き。

りゆう  
○ 理由

しょうがいしゃじりつしえんほうだい じょう こう しちょうそん せきむ しょうがいしゃ みずから  
障害者 自立支援法 第2 条 1 項では【市町村 の責務】として「障害者 が自ら  
せんたく ばしょ きょじゅう じりつ にちじょうせいかつまたはしゃかいせいかつ いたなむ  
選択 した場所に 居住 し自立した 日常 生活 又は 社会 生活を 営む ことができるよ  
う、必要 な自立支援 給付 を行う こと。」とある。(一部 中略 。全文 は以下。)

だいにじょう しちょうそん とくべつく ふくむ いか おなじ ほうりつ じっし かんし つぎ かかげる  
第二 条 市町村 (特別区 を含む。以下同じ。)は、この法律 の実施に関し、次に掲げる

せきむ ゆうする  
責務を有する。

いち しょうがいしゃ みずからせんたく ばしょ きょじゅう またはしょうがいしゃ もしくは しょうがい  
一 障害者 が自ら 選択 した場所に 居住 し、又は 障害者 若しくは 障害児  
いか しょうがいしゃとう ゆうするのうりょくおよびきせい おうじ じりつ  
(以下「障害者 等」という。)がその有する 能力 及び 適性 に応じ、自立した  
にちじょうせいかつまたはしゃかい せいかつ いたなむこと できる とうがいしちょうそん くいき  
日常生活 又は 社会 生活を 営む 事が出来るよう、当該 市町村 の区域にお  
ける 障害者 等の生活 の実態 を把握した上で、公共 職業 安定所 その他  
しよくぎょう りはびりてーしょん しょうがいしゃ こよう そくしんとう にかんする ほうりつ しょうわ  
の 職業 リハビリテーション( 障害者 の雇用の 促進 等に関する法律 (昭和  
さんじゅうごねんほうりつだいひやくにじゅうさんごう だいに じょうだいななごう きてい しよくぎょう  
三十五年 法律 第 百二十三 号) 第二 条 第七 号 に規定する 職業  
りはびりてーしょん だいよんじゅうにじょうだいいちこう おなじ そち じっし  
リハビリテーションをいう。第 四十二 条 第一 項において同じ。)の措置を実施  
する機関、教育 機関その他の 関係 機関との 緊密 な連携 を図りつつ、必要 な  
じりつしえんきゅうふおよびちいきせいかつしえんじぎょう そうごうてき けいかくてき おこなうこと  
自立支援 給付 及び地域 生活 支援 事業 を総合的 かつ 計画的 に行う 事。

げんじょう じょう こう よけい ぶんしょう おお  
このように、現状 の2 条 1 項は余計な 文章 が多すぎてわかりにくい。

さんこう  
参考

すいしんかいぎ じいけん  
推進 会議 1 次意見

ちいきせいかつ かのう しえん  
「4. 「地域 生活 」を可能とするための支援

すべての 障害者 が家族への依存から 脱却 し、自ら 選択 した地域において自立 した 生活 を 営む 権利 を有することを 確認 するとともに、その 実現 のために 24時間 介助 等 を含む支援制度の 構築 を目指す。制度の 構築 に当たっては、地域間 格差が生じないよう 十分 に 留意 する。」

おの いいん  
【小野委員】

- 結論  
前述 のとおり。
- 理由  
前述 のとおり。

かしわめいいん  
【柏女委員】

- 結論  
本法 の理念について、障害児 について 障害者 権利 条約 第7条 の規定や児童 の権利 条約 第3条 、第12条 の規定に基づく理念規定(具体的には、子どもの 最善 の利益の 保障 や意見 表明 の確保)を置くことが 必要 とされる。
- 理由  
本法 の理念規定は、成人 のみに 限定 すべきものではないため。

きたうらいいん  
【北浦委員】

- 結論  
障害 のある人が、他の者との 平等 を基礎とするためには、先ずいのちが守られ なければならない。そのうえで、権利の 主体 として、居住地 及びどこで誰と 生活 するかを 選択 する機会を有するのであり、生命 に対する権利を守るために 医療 施設に 入所 することは差別に当たらないことを 確認 することが 必要 である。
- 理由  
障害者 個人の 人権 を守るには、先ずいのちが守られなければならない。いのちを 守ることが、平等 の基礎であることを踏まえれば、その 選択肢 として、いのちを守る 医療 施設の 存在 を否定することはできないのであり、重症 心身 障害児 施設 (医療 施設) 入所 は、人権 侵害 で施設を廃止し、すべて地域に移行ということは、命 が守れないということにつながり、生存権 を奪うもので 逆差別 になるのではない

か。

しみずいじん  
【清水委員】

けつろん  
○ 結論

この部会の持ち方ですが、「私 たちを抜きに 私 たちのことを決めないで。そして、私 たちでつくるからみんなもしっかり手伝って。」というような 実感が持てる、そんな部会論議の仕方がしたいです。（どうすれば良いかは自分で考えないといけないと思いますが）また部会の外でも 各地域でも、みんなで作っていこうという大きなうねりをつくりたいと思います。

なら ざきいじん  
【奈良崎委員】

けつろん  
○ 結論

言葉をわかりやすくしてほしい

りゆう  
○ 理由

知的障がいだから

ひがしがわいじん  
【東川委員】

けつろん  
○ 結論

理念・目的などは、権利 条約 などを踏まれば大きな 問題はないと考える。

「総合福祉法」の守備範囲と他の法律との関係性について、明確にすることは必要である。

りゆう  
○ 理由

障害者 自立支援法が医療などを守備範囲としたことで、混乱が大きかったと考える。

ふくいいじん  
【福井委員】

けつろん  
○ 結論

2010年 1月 7日の違憲訴訟 原告団 と国との基本合意 文書 での指摘、「応益 負担から 応能 負担へ」「障害 程度区分の認定 体制の抜本的見直し」「報酬 払いの日割りから 月払い」などについて、それらがベースになってこの部会での議論が行われていることを、改めて確認しておく必要がある。



りゆう  
○理由

このことについて、<sup>くに しめし こうそう いけんそしょうげんこくだん きほんごういぶんしょ</sup>国が示している 構想 は、<sup>さき こっかい かいせいあんていしゅつ ぼうきよ ふたたびおこなわ</sup>違憲 訴訟 原告団 との「基本合意 文書」  
しかない。<sup>ひつよう つうかん</sup>先の 国会 での 改正案 提出 のような 暴挙 を 再び 行わ せないためにも、  
必要 であると 痛感 している。

ふじおかいいん  
【藤岡 委員】

けつろん  
○結論 ①

<sup>こんかい ほうせいてい かいかく ほうこうせい けんりほしょうたいけい かいかく くに ちほう じちたい</sup>今回の 法定制 での 改革 の 方向性 = 権利 保障 体系 への 改革 = 国・地方自治体  
<sup>しょうがいしゃしえん ぎむ めいかくか</sup>の 障害者 支援義務 の 明確化

りゆう  
○理由 ①

<sup>しょうがいしゃ けんりほしょうたいけい ほうき</sup>障害者 の 権利 保障 体系 としての 法規 に なくては ならない。  
<sup>きほんてきじんけん ほしょう けんぼう ぐたいか ほうき ほうりつぜんたい けんり</sup>基本的 人権 を 保障 する 憲法 を 具体化 するための 法規 として 法律 全体 が 権利  
<sup>ほしょうたいけい つらぬか じゅうよう</sup>保障 体系 として 貫か れることが 重要 。

<sup>しょうがいしゃしえん ぎむ おこたる いけん いほう かくにん</sup>障害者 支援義務 を 怠る ことは 違憲、違法 であることの 確認 。

<sup>しょうがいふくし こうてきせきにん めいかくか しょうがいしゃ こうてきけんりほしょうたいけい へんかく</sup>障害 福祉 の 公的 責任 を 明確化 = 障害者 の 公的 権利 保障 体系 への 変革 を。  
<sup>ぎょうせいせさくじっし はんしゃてきりえき うける ほご きやくたい けんり しゅたい けんりほしょう</sup>行政 施策 実施 の 反射的 利益 を 受ける 保護 の 客体 から、権利 の 主体、権利 保障  
<sup>たいけい へんかく ひつよう</sup>体系 への 変革 が 必要 である。

たとえば <sup>しょうがいしゃ じりつしえんほうだい じょう かいごきゅうふひとう しきゅうけつていじょうこう</sup>障害者 自立 支援法 第 19 条 の 介護 給付費 等の 支給 決定 条項 は  
<sup>しきゅう うけよう しょうがいしゃ しちょうそん しきゅうけつてい うけ</sup>「支給 を 受けよう とする 障害者 は 市町村 の 支給 決定 を 受けなければならない」  
<sup>さだめる</sup>と 定める。

これでは、<sup>けんりしゃ ぎむしゃ ぐたいてきけんりほしょう きてい じゅうよう</sup>権利者 と 義務者 が あべこべ である。具体的 権利 保障 を 規定 するべき 重要  
<sup>じょうこう しょうがいしゃ ぎむ かす</sup>な 条項 において、障害者 に 義務 を 課す のでは いけない。

ここは、<sup>たとえば じ にか</sup>例えば 次 のように 書か れるべき である。

「<sup>こう こうてきしえん ひつよう しょうがい もつ しみん くに および きょじゅう しちょうそん</sup>1 項 公的 支援 を 必要 とする 障害 を 持つ 市民 は、国 及び 居住 する 市町村  
<sup>にたいして かいごとう しえん もとめる こうてきせいきゅうけん ほしょう</sup>に対して、介護 等の 支援 を 求める 公的 請求権 が 保障 される。」  
<sup>けんりほしょうたいけい へんかく ほうぶん くに じちたい しょうがいしゃしえん ぎむ めいかく</sup>権利 保障 体系 への 変革 として 法文 に 国・自治体 の 障害者 支援義務 が 明確 に  
<sup>きてい ひつす</sup>規定 されることが 必須 である。

「<sup>こう くに しちょうそん しょうがい もつ しみん にたいして しみん こじん そんげん ほしょう</sup>2 項 国、市町村 は 障害 を 持つ 市民 に対して、その 市民 の 個人 の 尊厳 を 保障 し、  
<sup>とうがいしみん しゃかいてきふりえき ぜせい かいしょう こうてきしえん ほしょう ぎむ</sup>当該 市民 の 社会的 不利益 を 是正・解消 するため、公的 支援 を 保障 する 義務 を  
<sup>おう</sup>負う。」

<sup>ほうだい じょう しんせい ひょうだい こう しきゅうけつてい うけよう</sup>法 第 20 条 でも、(申請) との 表題 で、「1 項 支給 決定 を 受けよう とす

る 障害者 は 厚労 省令 で定めるところにより、市町村 に申請 しなければならない。』としているが、これも権利である以上、「申請 することができる。」とされるべきである。

そのうえで「申請 主義」が「申請 なければ 公的 義務も 公的 権利もなし」との生み出し てきた 実態 と 問題 を 直視 し、福祉支援のネットからこぼれ落ちる人のないよう、制度 教示 義務の明確化、施策としての 徹底、仲間作り等の支援を含めた地域 社会 の 構築 を視野に入れた 立体的 支援の 推進 が 必要 である。

○ 結論 ②

個別の支援 請求権 保障 の 実定法 化が不可欠

○ 結論 ②

視覚 障害者、移動機能 障害者、知的・精神 障害者 等に対する移動介護 保障 請求権、知的 障害者 の 行動 支援 保障 請求権、障害者 の 就労 支援 保障 請求権 等、障害 当事者の 必要性 に応じた、必要な 請求権 保障 という権利 法体系 に 変革 され、実体的 な権利 保障 が 明確 に規定されなくてはならない。 盲ろう者、ALS 者の支援の権利、視覚 障害者 の 点訳 請求権 等の 情報 アクセス 請求権 もその支援の独自の視点もあり、個別明記されるべき。移動支援における 居住・移転の自由（憲法 13 条、22 条）、情報 保障 における 表現 の 自由に基づくコミュニケーション支援の人権（憲法 21 条）等も可能な限り、条文 に明記するべきである。

公的 支援が不足している 状態 は 障害者 の 社会 参加権 侵害 であり、差別であり、違憲 状態 であることがわかる 条文 作りが 重要 だから。

○ 結論 ③

支援 申請権 の明記と 重要性 の担保

○ 理由③

支援 申請権 が権利として 保障 されていることを明記することは 当然 の 前提 として、行政 が 申請 をさせないという 申請 拒否行為が違法であることを明記し、行政庁 に 罰金 を課す。

○ 結論 ④

けんぽうだい じょう ほう もと びょうどう ほう こんきよ めいき  
憲法 第 14 条 = 法の下の平等が法の根拠にあることの明記

りゆう  
○理由④

ほう もと びょうどう しょうがいしゃ じっしつてききかいびょうどう ほしょう  
法の下の平等 = 障害者の実質的機会平等の保障

しょうがいふくしせさく ささえるいちばん きほん びょうどうけんほしょう いみ  
障害福祉施策を支える一番の基本は平等権保障なのであって、その意味で、  
さべつきんしほう りねん ね おなじ  
差別禁止法の理念と根は同じ。

けつろん  
○結論⑤

けんぽうだい じょうせいぞんけん ほしょう ほう きそ めいき  
憲法 第 25 条 生存権の保障が法の基礎にあることの明記

りゆう  
○理由⑤

じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ しえん かんがえれ じっしつてき  
たとえば「重症心身障害児者」の支援を考えればわかるとおり、実質的な  
きかいびょうどう ほしょう はだか きょうそうげんり ほうりだす しょうがいふくし  
機会平等を保障しただけで、裸の競争原理に放り出すことで障害福祉の  
せきになん とうてい はたせない  
責任は到底果たせない。

しょうがいふくし せいめい ほしょう せいぞんけん ほしょう げんり だれ あんしん  
障害福祉における生命の保障、生存権の保障の原理 = 誰もが安心して  
いきて しゃかいほしょう げんり じゅうよう りねん  
生きていかれる社会保障の原理もまた、重要な理念である。

けつろん  
○結論⑥

けんぽうだい じょう しょうがいしゃ こじん そんげん ほしょう じこ けつていけん こうふくつきゅうけん  
憲法 第 13 条 障害者の個人の尊厳の保障、自己決定権、幸福追求権

ほしょう めいき  
の保障の明記

けつろん  
○結論⑥

しょうがいふくし せいめい いじ たる すべて こじん  
障害福祉では、ただ生命が維持されれば足るということではなく、全ての個人の  
そんげん ほしょう じゅうよう にんげん そんげん ほしょう ひつよう  
尊厳が保障されることが重要であり、人間の尊厳が保障されることが必要で  
ある。

こうてきしえん かつよう じぶん いきたい いき かくじ みずから こうふく  
そして、公的支援を活用しながら自分の生きたいように生き、各自が自らの幸福を  
ついきゅう けんり ゆうする とうじしゃ じこ けつてい げんり とうじしゃしゅけん こうふく  
追求する権利を有するという当事者の自己決定の原理、当事者主権と幸福  
ついきゅうけん ほしょう けんぽう じょう じゅうよう  
追求権の保障（憲法 13 条）が重要である。

やかん みまもりかいじょ ひつようせい うったえるしょうがいしゃ にたいして おむつ  
夜間の見守り介助の必要性を訴える障害者に対して、「オムツをすればいい」  
いう しょうがいしゃふくしぎょうせい げんじつ おうこう けんぽうだい じょういはん  
と言う障害者福祉行政が現実に横行している。それが憲法 第 13 条 違反の  
じんけんしんがい いっぱんしみん ぎょうせいしよくいん ようい きてい ひつよう  
人権侵害であることが、一般市民にも行政職員にも容易にわかる規定が必要。

けつろん  
○結論⑦

ぜんぶん こんかい しんほうせいてい りねん うちだし  
前文に今回の新法制定の理念を打ち出しましょう。

りゆう  
○理由 ⑦

この法は、<sup>しょうがいしゃふくし</sup>障害者<sup>ほうこうせい</sup>福祉の<sup>こんぼんでんかん</sup>方向性<sup>うちだす</sup>の<sup>かっきてきほう</sup>根本<sup>せいてい</sup>転換<sup>せいてい</sup>を<sup>せいてい</sup>打ち出す<sup>せいてい</sup>画期的<sup>せいてい</sup>法の<sup>せいてい</sup>制定<sup>せいてい</sup>です  
ので、<sup>ぜんぶん</sup>前文<sup>じゅうよう</sup>が<sup>かくちょうたかいぜんぶん</sup>重要<sup>かならずつくり</sup>です。<sup>ぎいんりつぽう</sup>格調<sup>ぎいんりつぽう</sup>高い<sup>ぎいんりつぽう</sup>前文<sup>ぎいんりつぽう</sup>を<sup>ぎいんりつぽう</sup>必ず<sup>ぎいんりつぽう</sup>作り<sup>ぎいんりつぽう</sup>ましょう。「<sup>ぎいんりつぽう</sup>議員<sup>ぎいんりつぽう</sup>立法<sup>ぎいんりつぽう</sup>には<sup>ぎいんりつぽう</sup>  
<sup>ぜんぶん</sup>前文<sup>ないかくほう</sup>がある<sup>ぜんぶん</sup>が、<sup>きゅうへい</sup>内閣法<sup>しばら</sup>には<sup>ひつぜんせい</sup>前文<sup>ひつぜんせい</sup>がない<sup>ひつぜんせい</sup>」などという<sup>ひつぜんせい</sup>旧弊<sup>ひつぜんせい</sup>に<sup>ひつぜんせい</sup>縛られる<sup>ひつぜんせい</sup>必然性<sup>ひつぜんせい</sup>は  
まったく  
全<sup>まったく</sup>く<sup>まったく</sup>ない!

けつろん  
○結論 ⑧

「<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>かくにん</sup>とは<sup>ぜんぶん</sup>」を<sup>ぜんぶん</sup>確認<sup>ぜんぶん</sup>する<sup>ぜんぶん</sup>前文<sup>ぜんぶん</sup>

りゆう  
○理由 ⑧

<sup>こくさいしょうがいしゃねん</sup>国際<sup>かくにん</sup>障害者<sup>しゃかい</sup>年<sup>こうせいいん</sup>に<sup>ひとびと</sup>確認<sup>ひとびと</sup>された<sup>ひとびと</sup>「ある<sup>ひとびと</sup>社会<sup>ひとびと</sup>が<sup>ひとびと</sup>その<sup>ひとびと</sup>構成員<sup>ひとびと</sup>の<sup>ひとびと</sup>いくらか<sup>ひとびと</sup>の人<sup>ひとびと</sup>々<sup>ひとびと</sup>を  
<sup>しめだす</sup>閉め出す<sup>ばあい</sup>ような<sup>よわく</sup>場合<sup>しゃかい</sup>、<sup>しゃかい</sup>それは<sup>しゃかい</sup>弱く<sup>しゃかい</sup>もろい<sup>しゃかい</sup>社会<sup>しゃかい</sup>なのである。  
<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>しゃかい</sup>は、<sup>しゃかい</sup>その<sup>しゃかい</sup>社会<sup>しゃかい</sup>において<sup>しゃかい</sup>特殊<sup>しゃかい</sup>な<sup>しゃかい</sup>ニーズ<sup>しゃかい</sup>を持つ<sup>しゃかい</sup>特別<sup>しゃかい</sup>な<sup>しゃかい</sup>集団<sup>しゃかい</sup>と<sup>しゃかい</sup>考えられる<sup>しゃかい</sup>べ  
き<sup>しゃかい</sup>ではなく、<sup>しゃかい</sup>通常<sup>しゃかい</sup>の<sup>しゃかい</sup>人間的<sup>しゃかい</sup>な<sup>しゃかい</sup>ニーズ<sup>しゃかい</sup>を<sup>しゃかい</sup>満たす<sup>しゃかい</sup>ことに<sup>しゃかい</sup>特別<sup>しゃかい</sup>な<sup>しゃかい</sup>困難<sup>しゃかい</sup>を持つ<sup>しゃかい</sup>普通<sup>しゃかい</sup>の<sup>しゃかい</sup>市民<sup>しゃかい</sup>  
と<sup>しゃかい</sup>考えられる<sup>しゃかい</sup>べき<sup>しゃかい</sup>なのである」との<sup>しゃかい</sup>テーゼ<sup>しゃかい</sup>を<sup>しゃかい</sup>再確認<sup>しゃかい</sup>しておく<sup>しゃかい</sup>べき。

ますだいいん  
【増田委員】

けつろん  
○結論

<sup>しょうがいしゃけんりじょうやく</sup>障害者<sup>きほん</sup>権利<sup>きほん</sup>条約<sup>きほん</sup>を<sup>きほん</sup>基本<sup>きほん</sup>にする。

もりいいん  
【森委員】

けつろん  
○結論

<sup>かいごほけんほう</sup>介護<sup>とうごう</sup>保険法<sup>とうごう</sup>との<sup>とうごう</sup>統合<sup>とうごう</sup>など<sup>とうごう</sup>については<sup>とうごう</sup>ありえない<sup>とうごう</sup>という<sup>とうごう</sup>前提<sup>とうごう</sup>のもとに、<sup>かいごほけんほう</sup>介護<sup>かいごほけんほう</sup>保険法<sup>かいごほけんほう</sup>と  
<sup>かんけいせい</sup>の関係性<sup>けんとう</sup>など<sup>けんとう</sup>について<sup>けんとう</sup>検討<sup>けんとう</sup>し、<sup>かいごほけんほう</sup>介護<sup>ゆうせん</sup>保険法<sup>ゆうせん</sup>が<sup>ゆうせん</sup>優先<sup>ゆうせん</sup>する<sup>ゆうせん</sup>という<sup>ゆうせん</sup>現行<sup>げんこうせいど</sup>制度<sup>もんだいてん</sup>の<sup>もんだいてん</sup>問題点<sup>もんだいてん</sup>  
など<sup>もんだいてん</sup>についても<sup>もんだいてん</sup>明確<sup>めいかく</sup>について<sup>めいかく</sup>示す<sup>めいかく</sup>べき<sup>めいかく</sup>である。

りゆう  
○理由

<sup>しちょうそん</sup>市町村<sup>ほんだん</sup>の<sup>ほんだん</sup>判断<sup>ほんだん</sup>において、<sup>ゆらぎ</sup>揺らぎ<sup>しょうじる</sup>が生<sup>しょうじる</sup>じる<sup>しょうじる</sup>こと<sup>しょうじる</sup>のない<sup>しょうじる</sup>ような<sup>しょうじる</sup>システム<sup>しょうじる</sup>を<sup>しょうじる</sup>構築<sup>しょうじる</sup>する  
<sup>ひつよう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>がある。

やまもといいん  
【山本委員】

けつろん  
○結論

<sup>らいねん</sup>来年<sup>けいじしせつおよびじゅけいしゃ</sup>が「<sup>しょうごうとう</sup>刑事施設<sup>しょうごうとう</sup>及び<sup>しょうごうとう</sup>受刑者<sup>しょうごうとう</sup>の<sup>しょうごうとう</sup>処遇<sup>しょうごうとう</sup>等<sup>しょうごうとう</sup>に関する<sup>しょうごうとう</sup>法律<sup>しょうごうとう</sup>」の<sup>しょうごうとう</sup>見直し<sup>しょうごうとう</sup>に<sup>しょうごうとう</sup>当たる<sup>しょうごうとう</sup>ので、

この法律の対象者に矯正施設入所者および刑事司法手続き中の未決の人で、支援を必要とする人を対象とすべく、上記法律とのすり合わせを行うべき。

また刑事訴訟法上の改正も必要、とりわけ鑑定留置の見直しは喫緊の課題  
矯正施設や更生保護制度の中で、自給自足で特別な「触法・虞犯障害者対策」「出獄後の障害者対策」が取られることはあってはならず、より統合されたこの法律の中で一般的な支援が提供されるべき

また入管施設に入れている人にも支援提供されるべく関係法規との調整が必要

住宅の確保については一般的な賃貸住宅を借りることが困難な人（外国人、高齢者等）と同様の法律で確保されるべきであり、施設であるケアホーム・グループホームはこの法律では住宅政策として規定されるべきではなくまた施設として禁止されるべき

#### ○理由

刑事施設での獄中処遇における障害者差別は頻発しており、看過し得ない状態にある。また司法手続き上の合理的配慮の貫徹のためにもこの法による重要である。

精神障害者がその症状ゆえに懲罰に科せられたり、自殺未遂も脱獄未遂同様懲罰の対象とされ、医療も保障されていない状態は緊急に解決されるべき

すでに身体障害者福祉法については矯正施設入所者にも適用されることになっている（添付資料1参照）

入管施設に入れている障害者への合理的配慮の貫徹とこの法による支援が必要

すでに破綻した心神喪失者等医療観察法廃止に向けても、総合的な福祉法が、これら刑事司法の対象者をも含み関係法律と整合性を持つていくことは重要な

なおグループホームケアホームの廃止については以下の施設の定義から施設であり地域生活ではないと考えるから。施設の定義については以下

ピープルファーストカナダ、CACL およびインクルージョンヨーロッパの定義に従い  
現行のグループホームケアホームも施設であり廃止されるべきだから

"An institution is any place in which people who have been labeled as having an intellectual disability are isolated, segregated and/or congregated. An

institution is any place in which people do not have, or are not allowed to exercise, control over their lives and their day to day decisions. An institution is not defined merely by its size.”

「施設とは、知的障 害とレッテルをはられた人が、孤立しあるいは分離され、あるいはまた集 团的に処 遇されるいかなる場所をもさす。施設とは人が日 常的決定をみずからしはい 自ら支配し、行使することを許 されないあるいはそうしたことのできない場所をさす。施設は単に規模だけによって定義されるわけではない」これは知的障 害者以外についても適 用できる定義である